

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

1 本リスト作成の考え方

本リストは、基本構想審議会が骨子案を作成するにあたり、審議会として、区民会議提言書の提言内容をどのように骨子案に盛り込み、施策体系のどこに位置づけたのかを示すために作成したものです。

骨子案ではまちづくりを進める上での基本的な、「目標」と「施策（考え方・方向性）」を示しています。

施策のそれぞれには、具体的な事業を位置づけていきますが、それは、審議会答申を踏まえて、来年度、行政が素案を作成し、区民の皆様からご意見を伺って決定します。

このため、骨子案には、区民会議提言書に示された各小項目の考え方、方向性等の趣旨については、原則、盛り込んでいますが、個別具体の提言事項については、来年度区が行う実施計画の策定又は予算要求の段階で、具体的に検討することになります。

なお、骨子案を作成するにあたり、区民提言小項目に対する現時点での区の受け止め方についても参考としたので、併せて記載しています。

2 本リストの見方

大項目		区民主体の自治をつくる			参 考		
中項目	提言（小項目）	区民会議提言の小項目の内容を要約したもの	審議会として骨子案に盛り込んだ小項目の趣旨	新計画体系での対応箇所	区の受け止め方		
		具体的な提案内容	骨子案における対応状況	財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。			
				対応状況等	法令等により困難な事項		
↑	区民による区民のための区政に向けて ～参画・協働～ (P7)	「参画・協働」の「哲学」を区民と行政が一緒につくり、共有化を図る	「(仮)自治基本条例」の制定による新宿区の自治のあり方、代表制民主主義と直接制民主主義の連携、区民・事業者・行政の役割の規定と参画・協働の意味やしくみの明確化	「(仮)自治基本条例」の制定による新宿区の自治のあり方についての趣旨を盛り込む	- 1 - 「自治の基本理念、基本原則の確立」	「協働」は、第四次実施計画のキーワードとして、「地域社会を構成する多様な人々と行政がそれぞれの責任領域を明らかにしつつ、自らの発意に基づき、ともに持てる力を出し合い、ともに考え行動しながら、共通する課題の解決につとめていく」としている。また、「参画」については、「区民や地域団体、NPO、企業等の多様な主体と区が協働を進めていくためには、関心ある人が自由に参加できる柔軟で開かれた参画システムが必要」としている。特に計画策定の初期段階や評価過程への参加の仕組みづくりを検討している。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 区民主体の自治をつくる

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
1 区民による区民のための区政に向けて ～参画・協働～ (P7)	「参画・協働」の「哲学」を区民と行政が一緒につくり、共有化を図る	「(仮)自治基本条例」の制定による新宿区の自治のあり方、代表制民主主義と直接制民主主義の連携、区民・事業者・行政の役割の規定と参画・協働の意味やしくみの明確化	「(仮)自治基本条例」の制定による新宿区の自治のあり方についての趣旨を盛り込む	- 1 - 自治の基本理念、基本原則の確立
	区民提案を実現していくため、「区民会議」の経験を活かした参画の仕組みを構築する	基本構想・基本計画の実現を担保するための、計画推進に関する評価・チェック組織の継続設置と執行状況に応じた計画の見直しと更新の仕組みづくり	計画推進に関する評価・チェック組織の仕組みづくりについての趣旨を盛り込む	- 3 - 参画協働に対応した柔軟な行政組織体制の構築 区民と専門家によるチェックのしくみ

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものの、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
<p>「協働」は、第四次実施計画のキーワードとして、「地域社会を構成する多様な人々と行政がそれぞれの責任領域を明らかにしつつ、自らの発意に基づき、ともに持てる力を出し合い、ともに考え行動しながら、共通する課題の解決につとめていく」としている。また、「参画」については、「区民や地域団体、NPO、企業等の多様な主体と区が協働を進めていくためには、関心ある人が自由に参加できる柔軟で開かれた参画システムが必要」としている。特に計画策定の初期段階や評価過程への参加の仕組みづくりを検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(仮)自治基本条例」の制定については、これからの新宿にふさわしい住民自治を拡充させるためにも、その必要性を認識している。策定にあたっては、区民を中心に十分な議論を踏まえた「参画・協働」の意味や仕組みが明記されたものとなるよう進めていきたいと考える。 ・区は地域コミュニティの確立について、地域における新しい形の人々のつながりをつくるとともに、人々の交流や連携を深め、地域分権・地域自治の仕組みをつくり、地域力を高めていくための支援を進めている。特に今後重要となる中高年の世代に対して、地域活動への参加意欲などに関する区民意識調査等も実施し、支援策を検討していく。 	
<p>基本構想・基本計画を実現させていくためには、計画どおりに進捗されているかを管理し、それを行政評価・事業評価としてチェックし、必要に応じて見直しや改善に向けて取りくむことが不可欠である。そのために区民会議の経験を活かした参画の仕組みを構築していくことも重要な視点と考えている。</p> <p>なお、計画や事業のPDCAサイクルにおけるチェック部分(C)について、現在、行政評価を実施しており、客観性、透明性を高めるため外部評価制度の導入について検討を進める必要があると考えている。</p>	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 区民主体の自治をつくる

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所	参 考	
					対応状況等	法令等により困難な事項
	参画を促し地域の課題解決力を高めるため、地区協議会等の地域組織を充実させる	地区協議会の機能強化及び既存組織（町内会・自治会）と新組織（NPO・ボランティア団体）との協働	地区協議会の機能強化の趣旨を盛り込む	- 2 コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち	現在、都市マスタープランの「地区別まちづくり方針」作成に取組んだり、区のアクション04事業である「地域課題への取組み」を課題別プロジェクトとして実施する中で、問題解決力の強化や、既存組織（町会・自治会等）と新組織（NPO、ボランティア団体等）との連携を図ってきている。 今後は、地域課題の解決、区政への参画に向けての取組みを進められる様に、主体的、自立的な活動ができる環境整備が必要である。	
	協働を推進するため、NPOなどへの支援を充実させ、ネットワーク化を後押しする	区民・NPOなど団体、事業者、行政の役割の明確化に向けた「(仮)市民活動および協働の推進に関する条例」の制定と団体のネットワークづくりを支援する「(仮)NPOネットワーク」の設置	NPO等のネットワーク化の趣旨を盛り込む	- 1 - 協働の推進に向けた多様な主体への支援とネットワーク化	平成16年3月に「新宿区・地域との協働推進計画」を策定し各課において協働を推進するため具体的な取組みを行なっている。また、同年7月に区職員向けの「協働推進マニュアル」を作成し各所属の協働推進員に対して協働の意義・必要性とそのあり方についての研修を行った。他自治体においては、協働に関する条例、指針などでその理念などを示しているところもあるが、具体的な取組みの積み重ねが最も重要と考える。 また、16年度からNPO法人の区への登録制度を設け、そのネットワークづくりを進めており、今年7月に情報の共有・連携・協力できるための基盤整備と豊かで住みよい「新宿」の実現を図ることを目的とした「新宿NPOネットワーク協議会」が設立し、登録NPO 20団体が入会した。今後は登録NPOの枠にとらわれず地域で活動する団体の加入を促進しネットワークの拡充を図っていく。	
	協働事業の推進にあたり、区民参画型事業評価などの制度を確立する	区民参画型の事業評価組織を設置による協働事業の評価制度の確立	区民参画型の事業評価の趣旨を盛り込む	- 1 - 自治の基本理念、基本原則の確立	平成16年度に協働を推進するための具体的な仕組みづくりを検討する第三者機関として学識・NPO・公営区民・事業者などで構成する「新宿区協働支援会議」を設置した。「新宿区協働支援会議」では17年度の検討課題として協働の視点から事業の評価を行なう仕組みとして「協働事業評価制度」について検討を行ない、18年3月に「協働事業評価制度についての報告書」を作成し区長に報告をした。18年度の取組みとしては17年度各部所から報告された協働事業について事業評価を行う。 区の協働事業を推進させていくためには、基本構想・基本計画の実現と同様に、計画どおりに進捗されているかを管理し、それを行政評価・事業評価としてチェックし、必要に応じて見直しや改善に向けて取りくむことが不可欠である。そのために区民会議の経験を活かした参画の仕組み	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 区民主体の自治をつくる

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	多様な主体との協働・役割分担	P D C A サイクル（企画立案、実施、評価、改善）の各段階における外国人も含めた多様な主体の参画と役割分担の明確化	区民参画による P D C A サイクルの確立とい趣旨を盛り込む	- 1 - 「自治の基本理念、基本原則の確立」
	行政の組織体制を整備する	「参画・協働」の推進のための専管組織（企画調整室や政策室など）の設置	区民の参画・協働に即した組織運営という趣旨を盛り込む	- 3 - 参画協働に対応した柔軟な行政組織体制の構築
	行政の体質改善・意識改革を図る	前例にとらわれない実行力や新しい仕事への挑戦、広報、啓発への積極的な取組など行政の体質改善、意識改革の実施	行政の体質改善、意識改革の実施の趣旨を盛り込む	- 3 - 「行政の体質改善の推進と公共サービスの担い手の充実」

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを。個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
を構築していくことも重要な視点と考えている。 なお、計画や事業の P D C A サイクルにおけるチェック部分（C）について、現在、行政評価を実施しているが、客観性、透明性を高めるため外部評価制度の導入について検討を進める必要があると考えている。	
地域における課題や社会的課題を解決するためには、多様な主体による協働が不可欠と考える。そのような課題を解決するため 18 年度から新たに協働事業提案制度を導入し、地域における社会貢献活動団体などからの事業提案を受け、区と協働で事業を実施していく。その過程のなかでは提案団体と区で企画立案・実施・評価・改善などの段階において、それぞれの役割分担を明確にし、区民ニーズに対応した効率的事業の実施を図っていく。 また、17 年度設置した「しんじゆく多文化共生プラザ」を拠点とし、外国人への情報提供や、活動グループのネットワーク化を進めている。今後は更に外国人を含めた様々な人や団体が交流し、お互いの理解を深めていきたい。	
「参画・協働」については、現在、全庁をあげて推進しているところである。 今後も各部が所管する施策に対する権限と責任をもって、迅速できめ細かな事業を展開していけるように、各部で主体的に予算や職員配置を調整できる仕組みを向上させるよう検討していく。また、様々な所管にわたる事業に関しては、プロジェクトチームなどを設置し、総合的に対応しているものもある。	
積極的な区政情報の公開は、区の基本である。各課においては、責任を持って情報開示を行い、区政情報課は、情報開示について総合的な調整を行う。更に、区民等が知りたい行政情報を容易に取得できる仕組みの充実を図る。 行政の体質改善や意識改革には、日頃から仕事に関し、区民の目線で考え、行つという意識をいかに浸透させていくかが大切である。また、課題に対応したプロジェクト方式など柔軟な組織のあり方も工夫していく必要がある。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 区民主体の自治をつくる

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
2 都市型コミュニティの創造に向けて ～コミュニティ活動の推進～ (P15)	地域の実態や地域情報を区民・行政間で広く共有し、地域課題を的確に把握する	行政から区民への情報伝達方法の見直しや行政と町会の会議の開放、地域政策環境指標の提供	参画と協働のための情報提供の充実という趣旨を盛り込む	- 1 - 参画と協働のための情報提供の充実
	コミュニティ活動を充実させ、地域に根ざした自治をつくる	区民会議参加者の各地区協議会への参加、地区協議会と地域センターとの連携の仕組みの再構築、地区毎の具体的なテーマ別の推進チームの組成、世代を越えた地域団体のネットワークづくり	コミュニティ活動を充実の趣旨を盛り込む	- 2 - コミュニティ活動の充実と担い手の育成
	コミュニティ活動推進人材の育成と確保	シニア・団塊の世代・外国人などの社会参加促進、コミュニティ活動を抜本的に活性化するための専門的な人材の育成	コミュニティ活動の充実と担い手育成の趣旨を盛り込む	- 2 - 「コミュニティ活動の充実と担い手の育成」

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを。個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
<p>地域団体の情報の共有については、その必要性については課題として認識している。とりわけ現在10の地区で地区協議会が活動していますが、それぞれ地区協議会の横の連携は十分なされない現状にある。今後、地区協議会の連絡会などを開催し連携をはかっていきたい。次に、市民活動団体における情報の共有については区だけで担えるものでなく、そのような仕組みづくりが必要と考えている。今年7月に立ち上がった新宿NPOネットワーク協議会の活動目的のなかでも活動目的に掲げているところである。今後、新宿区NPOネットワーク協議会などの団体とも連携をとりながら広く情報を共有できるような仕組みづくりを考えていきたい。</p> <p>また、地域生活環境指標いわゆるコミュニティカルテについては、その前段レベルのものとして、各特別出張所単位の課題別プロジェクトのなかで、安全マップなどの地図づくりが行なわれている。今後そのようなマップが基礎資料として活用されるものと考えている。</p>	
<p>区民会議は基本構想・基本計画の策定のために設置されたものであり、区長への提言、審議会への意見提出といった役割が終われば解散するが、参加者については、今後区のような場面に参画していただきたい。その一つとして、常設の機関である地区協議会においても活動してほしいと考えている。地区協議会の運営方法や取り上げる課題、情報公開の手法などは個々の協議会の中で自主的に決めて頂いている。区としては、協議会の活動支援や情報提供を推進していきたいと考えている。</p>	
<p>新たな人材の人材発掘とコミュニティリーダーの養成については、第四実施計画において重要項目にも掲げられているように、重要な課題と捉えている。17年度から新たな取り組みとして、そのような人材発掘と分野を超えたトータルコーディネーターの養成を目的とした連続的な講座を開催し、今年度も更に拡充した講座を開催していく。また、そこで受講した受講生を地域での活動の担い手として結びつけるための仕組みを考えたい。</p>	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 区民主体の自治をつくる

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所	参 考	
					対応状況等	法令等により困難な事項
	コミュニティの活動拠点（施設面）の整備・拡充と利用の促進（P20）	各地域センターの機能の拡大強化とその活用による住民のコミュニティ意識の醸成、啓発、公共の空きスペースや身近な民間の空きスペースの活動拠点としての活用	コミュニティ活動拠点の整備の趣旨を盛り込む	- 2 - コミュニティ活動拠点の整備拡充と利用促進	<p>区民の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。</p>	
3 自分たちのまちは自分たちでつくる～自治権の拡充に向けて～（P23）	区政やコミュニティへの関心を高め、自治の担い手を充実させる	区民自身の意識啓発、身近な地域ごとの制度の構築、若手の参加促進など町会制度のあり方の見直し、地域情報提供の充実	地域情報提供の充実の趣旨を盛り込む	- 2 - コミュニティ活動の充実と担い手の育成	<p>地域センターの運営については、平成18年度から指定管理者制度を導入し、民間の能力を活用しつつ、区民サービスの向上を図った。これにより、地域センターの会議、集会その他の文化的活動等の場としての役割を強化する。地域における課題解決の場としての役割は地区協議会に期待するものである。</p> <p>また、学校施設については、少子化による児童・生徒の減少で、普通教室を中心に、教室に余裕が生じたが、少人数学習指導、習熟度別学習指導等の学力向上のための活用や、学校選択制の導入等新たな教室需要に対応すべく有効活用を図った結果、「余裕教室」は減少しました。小学校の「余裕教室」の利用については、『豊かな教育環境づくり』『地域社会への開放施設としての整備』の整備目標を持ちつつも、さらなる検討が必要となっている。</p>	
	参加の仕組みを拡充し制度化する	区民会議のような参加の仕組みの条例による制度化、地区協議会の役割等を自治基本条例による明確化、外国人が日本人とともに区政に参加できる仕組みの確立、区民の区政への参画の制度化と意見対立があっても合意形成を図れるような制度の構築	参加の仕組みを拡充し制度化する趣旨と外国人が日本人とともに区政に参加できる仕組みの確立の趣旨を盛り込む	- 1 - 自治の基本理念、基本原則の確立	<p>地域における課題解決に向けては、行政だけでなく区民をはじめ地域で活動している方々との協働が不可欠である。そのため様々な場面において参画できる仕組みが必要と考える。区民会議や地区協議会の設立もその取り組みの一つである。今後多くの方が区政に関心を持って、担い手として参画できるよう区政に関しての情報提供や地域情報の提供に努めていきたい。そのために地区協議会や市民活動団体の活動内容の情報提供の仕組みづくりについて検討していきたい。</p> <p>また、町会への加入促進などにより町会活性化への支援も検討していく。今年度の取り組みとしては、全町会・自治会へのアンケート調査を実施し、現状と課題を把握し活性化へ向けた有効な支援策の検討を行う。</p>	<p>参加の仕組みの制度化等については、これまでも取り組んできたが、「（仮）自治基本条例」の制定については、区民等と一緒に検討を進めたいと考える。個々の内容は条例の制定過程において検討すべき事項と考えている。</p>

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 区民主体の自治をつくる

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所	参 考	
					対応状況等	法令等により困難な事項
	自治の理念・仕組みを明確化するために、自治基本条例を制定する	新たな自治の理念・仕組みの明確化に向けた「自治基本条例」の制定、区議会の改革、区民が区政を監視するシステムの構築、情報開示の徹底とその内容と質の向上	区民が区政を監視するシステムの構築、情報開示の徹底とその内容と質の向上の趣旨を盛り込む	- 1 - 自治の基本理念、基本原則の確立 - 1 - 参画と協働のための情報提供の充実	<p>区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものの、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。</p>	
	自立した区政をつくる - 能率的な行財政体制の確立（P27）	区職員の意識改革の徹底、「小さな区政」を目指した区政運営の推進、地方分権における権限に見合った税財源の移譲に向けた国や都への働きかけ、自治基本条例制定による国や東京都と対等な立場での相互協力関係の構築、都区制度改革の一層の推進	区職員の意識改革の徹底、都区制度改革の一層の推進の趣旨を盛り込む	- 3 - 行政の体質改善の推進と公共サービスの担い手の充実	<p>区職員の意識改革をさらに進めていくためには、組織目標を一層明確化し、所属長や係長等を通じて職員に周知されることが大事であると考えている。職層研修等の機会を捉え、管理監督者層にその意義を伝えるときも時代認識や意識改革が図れるように人材育成に努めていく。 都区制度改革などについては、引き続き取り組んでいく。また、同時に職員の意識改革や区政の効果効率的な運営については、第二次行財政改革も踏まえて、不断の努力で取り組んでいく。</p>	
	広域的な都市課題への対応	大都市特有の課題解決に向けた都市間、都、国との密接な連携	広域的な都市課題への対応の趣旨を盛り込む	- 3 - 広域的な都市課題への対応強化	<p>広域的な都市課題への対応については、提言の内容とも重複する後期基本計画の施策の方向に基づき、引き続き取り組んでいく。</p>	
4 わたしたちで考え、わたしたちが進めるまちづくり（P29）	自治に置ける「補完性の原則」をまちづくりの中で明確にします。	身近なまちで考え、解決できないものは、地区で、それでもダメなら、区、都、国へと、小さな組織を次の大きな組織が支援する、いわゆる「補完性の原則」の明確化	地域自治のしくみと支援策の拡充の趣旨を盛り込む	- 2 コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち	<p>地区協議会ではまちの将来像を議論しており、この将来像の具現化や地域課題の解決には、それぞれの役割や分野、ステージに応じて、区、都、国と協力していくことは不可欠である。</p>	
	新 地区協議会を核とした地域主導のまちづくり	区の次の分権自治単位として10地区を指定し、それぞれの地区をマネジメントする核として現行の地区協議会を改めて位置づけ直し、組織の再編を行う	地区協議会への権能付与の趣旨を盛り込む	- 2 - 地域自治のしくみと支援策の拡充	<p>地区協議会は、住民自治の強化、行政と地域住民との協働の推進を目的に、各地区協議会がそれぞれ会則を作って設立・運営している地域団体である。 地域課題の解決、区政への参画に向けての取り組み実績を積み重ね、住民意識の高まりの中で、当該組織が主体的、自立的に活動できる段階へと成熟することを見極めたうえで、法的な根拠を持たせること、及び組織の再編も視野に入れた検討が必要である</p>	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 区民主体の自治をつくる

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	新 地区協議会の役割、構成と運営	新 地区協議会の活動を区政にきちんと位置づけるため、その構成メンバー、役割の明確化と必要な条例、支援体制、施策、予算措置等を整備	地区協議会への権能付与の趣旨を盛り込む	- 2 - 地域自治のしくみと支援策の拡充
	エリアマネジメントによるまちづくり	各地区が、明確な地区の運営目標をもち、その目標に向かって、必要なさまざまな事業を企画運営するマネジメントの仕組みの確立	各地区が、運営目標をもち事業を企画運営するマネジメントの仕組みの趣旨を盛り込む	- 2 コミュニティの活性化と地域自治を推進するま
	地区間連携によるまちづくり支援	新 地区協議会間の連携や共通テーマでの相互協力支援など、他の 新 地区協議会との協働や隣接する他区との連携活動も行える組織の整備	地区協議会の連携の趣旨を盛り込む	- 2 - 地域自治のしくみと支援策の拡充
	地区計画のまちづくりとまちを保全するための新しい都市計画制度の導入	各地区やまちの意志を尊重した「地区計画」にもとづく都市計画制度の導入	各地区やまちの意志を尊重したまちづくりの趣旨を盛り込む	- 3 地域の個性を活かした愛着をもてるまち
	自治活動の柱立てとしてまちづくりを位置づけ区民の多様な参加を誘う体制づくり	まちづくりへの様々な主体の参加の積極的な呼びかけによる実現	多様な主体によるまちづくりの趣旨を盛り込む	- 3 地域の個性を活かした愛着をもてるまち

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものの、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
<p>地区協議会の構成員は、会則の中で、町会、自治会、育成会等既存団体、公募による区民・在勤者、NPO等市民団体、PTA等である。</p> <p>今後、地域課題の解決、区政への参画に向けての取り組み実績を積み重ね、住民意識の高まりの中で、当該組織が主体的、自立的に活動できる段階へと成熟することを見極めたいうえで、法的な根拠を持たせること、支援体制、予算措置も視野に入れた検討が必要である。</p>	
<p>各地区協議会は、地域課題の把握・解決への方途の検討、地区別街づくり方針の策定等により区政への参画を行っている。その中で運営は緒に付いたばかりであるが、常設の会議体として充実・発展するための仕組みを考えていく必要がある。</p> <p>今後、地域課題の解決、区政への参画に向けての取り組み実績を積み重ねる中で、専門家の支援等を受けながらマネジメント能力を向上させる取り組みも必要である。</p>	
<p>地区別まちづくり方針の作成のなかで、中間のまとめや最終意見書の報告会を通じた地区協議会相互の交流が図られてきている。</p> <p>今後の方向性としては、各地区協議会の情報交流、共通課題検討などの場について、交流の実績・要望等の推移をみながら必要に応じて設置することも検討すべきである。</p>	
<p>地区計画を活用した区民の主体的なまちづくりに対して、現在及び将来にわたって積極的に支援していく。</p>	
<p>まちづくりへの多様な主体の参加を得るには、その前提となる情報発信の多チャンネル化が重要であると考えている。</p> <p>まちづくりの課題がある地区には、専門家である「まちづくり相談員」を派遣していく。また、地区計画のパンフレットを活用し、制度の普及啓発を図っていく。</p>	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 区民主体の自治をつくる

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所	参 考	
					対応状況等	法令等により困難な事項
	NPOの力の活用	NPOを新地区協議会の構成メンバー、支援組織として位置づけ、その専門性や知識力を積極的に地域に活かす方策の導入	NPOの力の活用の趣旨を盛り込む	- 2 - 地域自治のしくみと支援策の拡充	地区協議会が地域課題の解決に取り組む中で、NPOについては構成員として主体的に地域に働きかけたり、具体的な調査、研究の担い手として携わったりしている。 今後、このような専門性をもったNPOが地域課題の解決に向けた取り組みができるような仕組みづくりを検討していきたい。	
	企業の地域参画の仕組み作り	英国における「グランドワークシステム」のような、企業のスポンサー制による環境改善やまちなみ景観保全などの制度導入など、公的活動参加のインセンティブを高めるための制度の整備	企業の地域参画の仕組み作りなど多様な主体の連携による景観まちづくりの趣旨を盛り込む	- 1 - 「地域特性に応じた景観誘導」	事業者への啓発等を契機に地域の企業・商店街等が主体となって仕組みづくりが発展すれば、たいへん有効である。企業が地域に参加していただけるように、様々な協議会等の場を通じて、協議、協力を求めていくが、企業・事業者の協力を得、また、その社会的貢献意欲を促進するには、単に地域貢献という視点だけでなく、環境改善や景観保全などが企業・事業者へのインセンティブやメリットが生じ、また、地域全体のグレードアップにつながる必要がある。区としても企業の環境活動の場の提供等、支援できることを検討していく。	
	新宿区エリアマネジメント協議会	区及び各新地区協議会内エリアマネジメントセンター等の協働参画による新宿区エリアマネジメント協議会の創設	地域自治のしくみと支援策の拡充の趣旨を盛り込む	- 2 - 地域自治のしくみと支援策の拡充	地区協議会が常設の会議体として充実・発展する必要性がある。 今後の方向性としては、地域課題の解決、区政への参画に向けての取り組み実績を積み重ね、住民意識の高まりの中で、当該組織が主体的、自立的に活動できる段階へと成熟する中で、エリアマネジメント協議会の設立も考慮する必要がある。	
	総合計画、都市計画、建築、景観関係の委員会、審議会への区民参加	地域のまちづくりや都市計画等関わりのある、建築審査会、都市計画審議会、景観審議会等の各委員に区民や地域の代表を参加させるよう制度を改める	区政の運営原則と区民参加のしくみの構築の趣旨を盛り込む	- 1 - 自治の基本理念、基本原則の確立	都市計画審議会には、地域の代表として5名の新宿区議会議員と3名の区民委員（うち2名は公募委員）の計8名に委嘱しており、実施済みである。また、建築審査会については、法律において、法律や建築等の専門知識を有する者であることが委員の資格要件になっており、区民委員への委嘱には法改正が必要である。 景観まちづくり審議会の区民委員は制度を改め、現在8名に拡充されている。 「住宅まちづくり審議会」の委員は、平成15年に区民公募を2名増加し、区内関係団体からの委員と合わせ、現在の区民委員は9名になっている。今後も区民が計画等の策定段階で参画できるようにしていく。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 区民主体の自治をつくる

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所	参 考	
					対応状況等	法令等により困難な事項
	区民の声を実現していくための仕組みづくり	区民会議の成果を総合計画、基本計画、都市マスタープラン等に十分に反映させ、実現を担保していく仕組みの構築	区民参画による計画づくりの趣旨を盛り込む	区民と専門家によるチェックのしくみ	<p>区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを。個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。</p>	
	まちづくり情報の普及・共有方策	住民提案は短期的な効果のみを重視し、都市計画としての長期的視野に欠けるとの懸念を払拭するため、まちづくりに関する情報を区民や地域に普及・共有していくための方策を講じる	まちづくりに関する情報を区民や地域に普及・共有の趣旨を盛り込む	- 1 - 参画と協働のための情報提供の充実	<p>区民会議からの提言については最大限尊重することとし、提言の元にある考え方等については、基本構想審議会にて審議し、基本構想・基本計画・都市マスタープランに反映してまいります。また、個別具体の提言については、20年度からの10年間に、事業の可能性を継続的に検討するとともに、区の取組み状況をチェックする、例えば区民と学識経験者等で構成する機関を設置するなどの仕組みづくりを検討します。</p> <p>まちづくりの普及・啓発のためのパンフレットや地区計画のパンフレットを作成した。また、地形や土地の記憶を踏まえたまちづくりに資する資料等の作成について検討をしている。また、防災対策についても、あらゆる機会を通じて情報等を提供していく。</p>	
	地区別予算の確保や、地域による事業提案制度の確立	都市整備に関する予算に各地域の要望を反映するため、区の予算組みの際、地域からの要請を合理的に盛り込む、事業提案制度の導入	地域の特性に応じた事業を行っていくことについての趣旨を盛り込む	- 2 - 地域自治のしくみと支援策の拡大 - 3 地域の個性を活かした愛着をもてるまち	<p>現在、地区協議会の予算については事務局である特別出張所の運営費のなかに組み込まれている。今後、地区協議会が成熟していく中で、その自立・自主性を促進するため、その予算のあり方について検討していく必要がある。</p> <p>また、事業提案制度については今年度から新たな取り組みとして実施する。NPO、地区協議会、地域活動団体など様々な主体から区の課題解決に向けた事業提案を受け、審査会が事業内容を評価・選考し、区が事業実施を決定した後、翌年度に区の事業として区の担当部署と協働して実施する。初年度にあたる今年度は30事業の提案があり、選考を行った結果5事業について採択し、19年度から協働事業として実施する予定である。</p>	
	新しいまちづくり財源確保のための仕組みづくり	まちづくり支援ファンドやコミュニティファンド、BID、まちづくりNPOのための自主財源確保の仕組み、企業スポンサーをまちづくり活動と連携させる仕組み、使途指定の納税制度の導入など、税収だけに頼らないまちづくり財源の確保手法の開発	新しいまちづくりの財源確保のための仕組みづくりの趣旨を盛り込む	- 1 - 協働の推進に向けた多様な主体への支援とネットワーク	<p>現在、区に登録したNPOに対してNPOが行なう区の課題の解決に向けた事業にたいして助成を行う仕組みとして区民や事業者などの寄附と区からの財源を積み立てた「協働推進基金」によるNPO活動資金助成がある。17年度、18年度については助成総額200万円で実施しているが、19年度は、助成総額を拡充し、300万円で実施する予定である。</p>	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 区民主体の自治をつくる

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系での対応箇所
	まちづくりのソフトに対する予算づけ	イニシャルコスト中心の予算からランニングコスト＋イニシャルコストのバランス良い予算立てへの移行	まちづくり事業の継続性の確保の趣旨を盛り込む	－ 3 - 「参画協働に対応した柔軟な行政組織体制の構築」
	単年度予算の仕組みからの脱却	まちづくり事業の継続性を確保するための新しい予算組みの仕組みの検討	まちづくり事業の継続性の確保の趣旨を盛り込む	－ 3 - 参画協働に対応した柔軟な行政組織体制の構築
	まちづくりのための税制上の支援制度の検討	保全型まちづくりを推進する上で地域が必要とする景観や文化等に資する不動産等について、まちの資源として維持存続、活用する場合の、土地や建物の相続に関する税の特例措置などを検討し、地域資源の継承を支援	多様な主体との連携による景観まちづくりの推進の趣旨を盛り込む	- 1 - 地域特性に応じた景観誘導

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを。個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
新規事業や投資的経費は、後年度の事業コストを考慮し、中長期的視点からバランスの良い予算編成に努めていく。	
予算の単年度主義の限界を補完する観点から、区では、主要事業について、基本計画・実施計画を策定し、中期的視点からの事業計画を担保している。	地方自治体の予算は、地方自治法第208条の規定に基づき、各会計年度の歳出はその年度の歳入をもって充てるという「会計年度独立」の原則により編成される。これは、予算の期間的限定性を崩すと財政の収拾が付かなくなる恐れがあるためである。
景観法に基づく景観計画の策定及び景観重要建造物等の指定による相続税の軽減措置等の措置を図っていく。ただし、現行の法制度上では、相続に関する税の特例措置を区が独自に行うことはできない。新宿区のまちづくり推進策として必要がある場合は、国（相続税）に対して要望することになる。	ただし、現行の法制度上では、相続に関する税の特例措置を区が独自に行うことはできない。新宿区のまちづくり推進策として必要がある場合は、国（相続税）に対して要望することになる。

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひとをはぐくみ、こころ豊かにくらすまち

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所	参 考	
					対応状況等	法令等により困難な事項
1 子どもの権利を実現し、子どもが市民として参画するしくみの創造（P41）	「子どもの人権保障」を念頭に、おいた子育て支援の拠点づくりを行なう	親や子ども、区と関係機関、区民の協働による企画、運営体制づくり	子どもの人権尊重の趣旨を盛り込む	- 1 - 人権意識の醸成 - 1 - 子どもの人権尊重	子どもの人権保障の拠点として子ども家庭支援センターを位置付けるとともに、区民代表や関係機関を交えた運営協議会を整備していく。	
	子どもの権利侵害を、第三者の大人に打ち明けられる窓口の拡大	第三者による電話での相談機関（新宿独自のチャイルドライン等）の創設や、児童館や子育て支援施設などでの子ども相談の充実	子どもの権利侵害を守るという趣旨を盛り込む	- 1 - 子どもの人権尊重	子ども家庭支援センターの相談機能を強化するとともに、各児童館に子どもと家庭の相談に応じるソーシャルワークを行う職員を指定するなど、子どもからの相談を受ける窓口の充実に取り組んでおり、今後とも推進する。また、東京都児童相談センターで実施している子どもの権利擁護専門相談事業の周知をはかる。	
	子どもに、人権感覚を獲得し、ソーシャル・スキル（*）を身につける学習を積極的に行う（P43）	NPOとの連携による参加体験型のカリキュラムづくりと区内全小学校における実施	子どもが人権感覚を獲得することについての趣旨を盛り込む	- 1 - 子どもの人権尊重	体験的な学習は、子どもの人権感覚を育成する上で効果的である。虐待等子どもの権利が侵害されたり、いじめ等他人の子どもの権利を侵害してしまうことについての理解を深めることが大切である。また、学校・幼稚園・保育園・児童館・保健センターなど教育・福祉・保健の各分野において、体験学習を取り入れながら子どもの権利を大切にしようとする意識が身につくように、継続的な取り組みを進めていく。	
	子どもを支える大人たちに対しては、人権感覚を獲得し、ソーシャル・スキルを身につける研修を積極的に行う（P44）	大人向けの参加型研修の実施	子どもを支える大人たちに対しても人権感覚をつけることについて趣旨を盛り込む	- 1 - 人権意識の醸成	子どもの人権について、全校で実施している道徳授業地区公開講座等の機会を使って、地域・保護者・学校が意見交換を行っている。 また、地域の学習団体等と連携して多様な学習の機会を提供し、社会的市民としての自覚をもつ区民を増やすことも重要である。 教育現場においても管理職及び主幹・主任・幼稚園教諭を対象に人権教育研修会を開催し、教員の人権感覚を育む研修を行っている。今後も、人権感覚を獲得し、ソーシャル・スキルを身につける研修を幅広く取り入れていく。	
	権利侵害から子どもを救済するためのネットワークづくり	行政機関・民間NPO・医療機関・弁護士等を繋ぐ「子どもの権利擁護ネットワーク」の設置	権利侵害から子どもを救済することについての趣旨を盛り込む	- 1 - 子どもの人権尊重	子ども家庭関係組織のより効果的な連携を行うために保健、福祉、教育機関や家庭裁判所、警察、民間NPO、民生委員等による「子ども家庭サポートネットワーク」を組織し、子どもの権利侵害に対応していると考えている。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひとをはぐくみ、こころ豊かにくらすまち

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	特に支援を要する子どもたちの権利を十分保障する（P44）	心身の発達の遅れや生涯のある人、日本語が不自由な子どもたちへの平等な機会の保障と配慮	特に支援を要する子どもの人権尊重の趣旨を盛り込む	- 2 - 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援と自立促進 - 2 - 国人と日本人がともにくらしやすいまちづくり」
	子どもに市民としての参画の機会を提供するために、新宿子ども会議(仮称)をスタートする（P44）	子どもたちの要望や意見を引き出すサポーター(大人)からのボトムアップの会議の組成、子どもが主体的に、継続的に参画して問題解決していく機会と体験の保障、子どもの主体性を上手に引き出すファシリテーターの養成	子どもの参画の機会と体験保障の趣旨を盛り込む	リーディング・プロジェクト
	子ども会議を支援し、子どもの権利条例の準備委員会的な場の設置	さまざまな立場の大人たちも加わった子どもの権利擁護について議論する場の設置	子どもの権利擁護を様々な立場の人たちが考えていくことについての趣旨を盛り込む	- 1 - 子どもの人権尊重
	子どもの権利救済・回復を図るための第三者機関として、オンブズパーソン制度（*）を設置する	専門家ら第三者からなる新宿区独自の子どもの人権オンブズパーソン制度の設置	子どもの人権尊重の趣旨を盛り込む	- 1 - 子どもの人権尊重

参 考	
区の受け止め方	
財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものの、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
平成17年4月にオープンした「子ども発達センター」の一層の周知等による利用促進を図るとともに、心身の発達の遅れや障害のある子どもの相談がより気軽にできるようにするため、子ども発達センターの外部への分離については引き続き検討していく。 また、外国籍や日本語教育の支援が必要な子どもに対しては、日本語指導教員による個別の日本語指導や学習指導補助、母語が話せる指導員による日本語適応指導を行っている。今後、ニーズが増加することを考慮し日本語教育のあり方について検討していく。	
次世代育成支援計画の中で、子どもの権利を大切に取る取組みの充実として位置づけ、子どもの施策への参画の機会として、小学生・中学生フォーラムを実施している。参画意識の醸成を図るため、小学生・中学生フォーラムの内容の充実を図っていくとともに、健全育成活動の中等で、自分の考えをまとめ議論のできる子どもの育成を図る。子どもに関する職員のスキルアップ研修、育成会委員の研修を通し、子どもの主体性を引き出す人材育成を図っていく。	
現時点では、特定の会議を設置するのではなく、子どもに関わる活動のあらゆる機会を捉え、子どもの権利条約の周知を図り、子どもの権利についての共通理解を深めていくことが必要であると考えている。	
東京都児童相談センターの子どもの権利擁護専門相談事業として、子どもの権利擁護についての相談・助言等を子どもの権利擁護専門員が、子どもの権利侵害の状況に応じて面接相談をおこなっている。子どもの権利擁護専門員は、事実関係の調査、専門機関への助言・調整活動をおこない問題解決を図っている。この事業について積極的に周知を図っていく。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひとをはぐくみ、こころ豊かにくらすまち

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
2 子どもたちが質の高い教育を平等に得られる学校づくり（P47）	より質の高い教育を得られる学校づくりをめざして（P48）	学級編制権や教師のフリーエージェント制など、現場の裁量権の拡大による子どもたちの実態に応じた取り組みの推進	より質の高い教育を得られる学校づくりについての趣旨を盛り込む	- 3 - 「子どもの生きる力を伸ばす学校教育」
	子どもから慕われ信頼される教師の確保と育成（P48）	教員の採用や研修等における区独自の取り組みの推進、教員養成課程を有する区内大学機関との連携	教育の充実を図る必要性については趣旨を盛り込む	- 3 - 子どもの生きる力を伸ばす学校教育
	学校図書の充実と区立図書館との有効連携活用（P48）	全公立学校の図書を含めた区内全図書情報の一元管理による質の高い図書指導の実施と子ども読書の推進	魅力ある学校づくりのため図書の充実の必要性の趣旨を盛り込む	- 3 - 学習や生活の場にふさわしい魅力ある学校づくり - 4 - 区民に役立つ使いやすい図書館機能の充実

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
これまで区費講師を全校配置するなどして少人数学習指導やTTを行うことで、個に応じた指導の充実を図り、一人ひとりの能力の伸長に努めてきた。今後も充実していく。学級編成権や教員のフリーエージェント制は、教員の採用に関わることで、東京都に権限があり今後の動向を見据えつつ研究していく。	
教員の資質や能力の向上は、子どもたちへの教育に直結しており、教員研修の充実が必要不可欠。これまで区主催の研修会で課題毎の研修会や職層における研修を進めてきたが、これからは、校内での育成・研修（OJT）の充実がより望まれる。校内での研修の充実にも今後支援していく。 また、これまでの教員研修の充実に加え、教え上手な教員の育成方法等について研究・検討を進めるとともに、18年度からの退職校長を授業改善推進員として採用し、教員への指導を行っている。	
区立図書館では、「こども図書館」を中心に配本車を使って団体貸出を行っている。今後も学校と図書館が一層の連携を図り、学校図書館と区立図書館の情報の共有化を進め、子どもが図書に触れる機会を増やしていく。また、学校図書館司書については、司書教諭の数の増加に努める。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひとをはぐくみ、こころ豊かにくらすまち

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	地域に信頼される学校づくりを目指した学校選択制度（P49）	小学校低学年における登下校時や放課後の過ごし方など新たな課題を踏まえた、学校選択制のメリットとデメリットの再検証。	地域に信頼される学校づくりについては趣旨を盛り込む	- 3 - 家庭や地域がともに育てる協働と連携による教育環境づくり
	支援を必要とする子どもたちが個性に応じて学べる環境づくり（P49）	現場の裁量による柔軟な支援体制の整備、必要な情報や支援を専門家のアドバイスをより迅速に得られる環境づくり、「特別支援教育」と就業・進路相談との連携、「特別支援教育」の周知徹底	個性に応じた教育の趣旨を盛り込む	- 3 - 子どもの生きる力を伸ばす学校教育
	日本語教育の支援が必要な子どもに十分な学習の機会を保障するための手立て（P50）	入学準備クラスの設置、全ての親を対象とした高校進学ガイダンスの実施、教科学習が不十分な子どもを対象とした放課後学習クラスの実施（指導は定年退職者などのボランティア等を活用）、日本語教育のための教員研修の実施、中学校での日本語教室設置	日本語教育の支援が必要な子どもに十分な学習の機会を保障することについての趣旨を盛り込む	- 2 - 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援と自立促進 - 2 - 外国人と日本人がともにくらしやすいまちづくり

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したもの。個別具体的な提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
確かに、学校選択時に保護者間のうわさ等により左右される傾向も否めない。しかし、保護者アンケート結果等から選択理由を検証するとその理由の大半を「自宅からの距離・通学の安全」「通学区域」「先生の指導や熱意」に求めている。学校選択制によっても小中ともに約8割が地域の学校を選択し、地元の学校が支持されている傾向が見受けられる。また、毎年7月に行っている小・中学校新1年生の保護者アンケートにおいて、小中ともに9割強の保護者が学校選択制に満足しているという結果も得られている。	学校選択制度については多面的な検証を行っていくが、現時点で制度のそのもの見直しは考えていない。 ただし、保護者アンケートに寄せられた制度に対するその他の要望については可能な限り取り入れており、学校等に関連した様々な要望については、学校及び関係部署へその旨を伝え改善を促している。 また、提言にあるような登下校時や放課後の過ごし方などの新たな課題については学校選択制そのものとは直接リンクしていないと思われる。
各学校で校内委員会を設置し、個々の児童・生徒への支援が円滑に行なわれるよう組織的に進めている。また、特別支援コーディネーターを決め、校内での中心的な役割を担っている。区の研修会を通して必要な情報や専門家のアドバイスを得られる環境作りを進めていく。	
外国籍や日本語教育の支援が必要な子どもに対し、日本語指導教員による個別の日本語指導や学習指導補助を小3校、中1校で行っている。母語が話せる指導員による日本語適応指導は需要に応じて全校で対応しており、小50時間、中60時間、延長20時間を実施している。今後のニーズが増加することを考慮し検討する。また、教員に対する研修は大学等と連携しながら今後実施の方向で検討する。 外国人保護者のための高校進学ガイダンスは、生涯学習財団が実施している「おやおやクラブ」事業において取り組んでいる。今後は事業を広く周知し、より多くの参加を促すよう努める。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひとをはぐくみ、こころ豊かにくらすまち

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
3 地域の教育力向上のための学校との協働推進（P51）	教育力向上のためのスクール・サポート体制づくり（P52）	スクール・コーディネーターを2名化、学区を越えた人材サポートシステム「スクール・サポート・バンク（仮称）」の組成	教育力の向上のために地域が支えていくことについての趣旨を盛り込む	- 3 - 家庭や地域がともに育てる協働と連携による教育環境づくり - 4 - 生涯学習活動を推進する地域人材の育成
	小学校を核とした子どもとコミュニティの居場所づくり（P52）	近隣の小学校の場を積極的に活用した居場所づくり（地域の人・親・ボランティア・専門家などによる運営）	小学校を活用した子どもの居場所づくりの趣旨を盛り込む	- 2 - 子どもの成長に応じた支援
	開かれた学校づくりのための学校評議員制度の改革（P52）	構成枠の工夫（教職員、中学生生徒、公募区民の参加枠の設定）、行政による研修の実施などの支援	開かれた学校づくりの趣旨は盛り込む	- 3 - 家庭や地域がともに育てる協働と連携による教育環境づくり

参 考	
区の受け止め方	
財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
<p>スクール・コーディネーターの仕事は、情報提供や調整機能である。情報の共有化や研修等により、業務の内容充実を図ることで、現在学校で活躍しているPTAや地域の方々がより一層活躍できるように取り組んでいく。また、スクール・サポートバンクについては、単独でデータベースを作るのではなく、生涯学習財団の人材バンク制度や健康部のマイスター登録などと連携・活用を図りたいと考える。</p>	
<p>19年度より子ども居場所事業は、小学校校庭開放事業・スポーツ交流会と予算統合となり、総合型地域スポーツ・文化クラブ創設への第一歩を踏み出します。地域の拠点としての学校施設利用を再構築し、子どもを中心とした地域住民の居場所づくりを、地域の実情に合わせて進めます。PTA・体育指導委員・スクールコーディネーターなどを中心に居場所を運営することにより、学校を地域の教育力の醸成の場とします。国が推進する放課後子どもプランなどの諸制度を有効活用し、学校を核に地域の総合力を結集したコミュニティの居場所づくりを目指します。そのために、総合型地域スポーツ・文化クラブの活用や、校庭・体育館等を活用したモデル事業等についても検討していく。</p>	
<p>これまでの学校評議員制度を見直し、外部評価の充実について検討していく。また、公募による委員選出を推進するなど、学校評議員の構成メンバーについても検討していく。</p>	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひとをはぐくみ、こころ豊かにくらすまち

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	子どもの教育をよりよくするための開かれた教育委員会の設置（P53）	委員の選出方法の一部公募化	開かれた学校づくりの趣旨は盛り込む	- 3 - 家庭や地域がともに育てる協働と連携による教育環境づくり
4 青少年の自立と社会参画支援（P55）	自己を知りビジョンを描くための青少年の能力開発支援（P56）	能力開発のプログラムの提供	若者の自立支援の趣旨を盛り込む	- 4 - 次代を担う若者への応援 - 2 - 産業を支える創造的な人材の確保と、雇用の安定
	社会的責任を醸成するための青少年の社会参画の機会づくり	青少年自らが、社会の問題や自らを取り巻く環境の課題を発見し、解決するための方法を模索し、実行するための計画・実施・検証を行う機会の提供	青少年の社会的責任を醸成することについて趣旨を盛り込む	- 4 - 「次代を担う若者への応援」
	ニート（NEET）と呼ばれる青年たちへの対応	若者自立支援連絡会の施策の吟味と検討	若者の自立支援の趣旨を盛り込む	- 4 - 次代を担う若者への応援 - 2 - 産業を支える創造的な人材の確保と、雇用の安定

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
中央教育審議会地方教育行政部会の指摘にもあるように、開かれた教育委員会づくりのためには、教育委員自身が様々な場を通じ、住民の意向を把握し地域の実情を捉えることや区民との対話を積極的に行うことなどが重要である。 教育委員の公募制は、平成15年8月現在の調査では、19自治体で導入しているが、全国では1%に満たない状況である。区教育委員会として、導入の是非を含めた検討が必要である。 区教育委員会では、これまでも学校訪問等の機会を利用して、学校現場との交流を行ってきました。今後は、学校長や保護者、児童・生徒と教育委員が直接対話する機会を設けるなど、開かれた教育委員会づくりを更に進めていく。	
これまでも、総合的な学習の時間等を活用し、職業体験や社会人と接する機会等の体験活動や学校の教育活動全体を通して、発達段階に応じた望ましい勤労観や職業観を育成するための教育を各学校において実践し、その充実に努めている。また、若者の自立支援についても、青少年に対する先駆的な活動をしているNPOや大学等、区内の資源を活用し、協働しながら一緒に考えていく。	
次世代育成支援計画目標1-2子どもの生きる力の成長と自立の中で、若者の自立支援として取組むこととしている。 区と関わりのある青少年に関する活動をしている団体や大学と意見交換等行いながら一緒に考えていく。	
次世代育成支援計画目標1-2子どもの生きる力の成長と自立の中で、若者の自立支援として取組むこととしている。 不登校・引きこもり関連の区内NPO等と連携を図りながら、若者自立支援のために何が必要なのか一緒に考えていく。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひとをはぐくみ、こころ豊かにくらすまち

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
5 環境教育を推進するまち（P59）	青少年を中心とした「自然体験環境教育プログラム」の提供と「区民の森」育成	子どもたちに自然や農林業体験機会を提供する、山村地域の自治体と提携した農山村訪問交流をPTAも参加して実施。中山間地域（たとえば水資源地域）に新宿区による「区民の森」を育成。併せて「区民の森基金」や「卒業記念植樹エリア」を設置。全ての子どもたちの自然体験を保障する。	環境教育の必要性の趣旨を盛り込む	- 1 - 環境学習の推進
	学校教育における環境教育体験学習の導入（P61）	授業を活用した体験学習の拡充（ボランティアやスクールコーディネーターの協力を得る）。具体例としては、校内での井戸掘り体験、雨水タンクの設置による環境、水資源、災害対策学習の実施。No ² カプセルの使用、校内の落ち葉を使った堆肥づくり、ビオトープを全面的に設置し、コストをかけない体験学習の実施	地域の協力のもと学校教育の場において環境教育を推進する必要性についての趣旨を盛り込む	- 3 - 家庭や地域がともに育てる協働と連携による教育環境づくり - 1 - 環境学習の推進

参 考	
区の受け止め方	
財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものの、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
地域の教育力と連携し、農村体験や自然体験による学習機会の提供を行っている。また、青少年に「自然体験環境教育プログラム」を提供することについては、現在、環境学習情報センターの事業に親子で参加する都市と農村の交流ツアーがある。子どもの生きる力を養うための参加型体験学習には、今後とも積極的に取り組んでいく。なお、区が郊外にある里山や山林を借りて設置する「区民の森」については、今後の検討課題と考える。	
現在、実施されている体験学習としては、環境学習情報センターがコーディネーターとなって「まちの先生」（環境に関する活動を行っている団体、事業者等）を紹介したり、環境保全課職員が学校から要請があるとNO ₂ カプセルを使用した測定調査や、ケナフを使った紙すき体験などを授業で教えたりするものがある。また、学校ビオトープの推進については平成13年度から取り組んでおり、小学校及び（独立）幼稚園を合わせた全32箇所のうち、22箇所においてトンボ池に代表されるビオトープの設置を行った。今後はこれらの活動をさらに推進するとともに、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」第8条に基づく計画等を作成し、学校教育において体系的に環境学習を進めていくことが必要であると考えている。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひとをはぐくみ、こころ豊かにくらすまち

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所	参 考	
					対応状況等	法令等により困難な事項
	地域単位に「環境改善センター（仮称）」を開設し、環境改善に向けたコミュニティセンター的な役割を設定	既存施設を活用する。近隣（地域住民、企業、商店など）を主体とするボランティアリーダーが常駐し、まちづくりを支援。近隣を核とした地域ごとのごみ分別学習会等の開催。集合住宅の所有者、管理人に対して入居者へのゴミ排出方法の講習を実施。集合住宅に対する環境インストラクター訪問巡回サービスプログラムの導入。自転車マナー教育プログラムを運営し、区内で自転車に乗るためには講習を受けることを義務づける。	環境教育の推進の趣旨を盛り込む	- 1 - 環境学習の推進	地域センター等の既存施設を活用して「環境改善センター（仮称）」を開設することについては、既に「地区協議会」において環境に取り組んでいる地域が多いことから、「協働」の取り組みの中で進めていくべきものとする。集合住宅に対する環境インストラクターの訪問巡回サービスプログラムの導入については、住民が自主的に環境保全の意識を醸成させ合意形成をすることを待って導入し、区としてはエコリーダー養成講座や「エコライフ推進員」制度などの充実によって人材育成をする役割があると考えている。 また、20年度に予定しているごみ分別方法の変更と容器包装プラスチックの資源回収に当たっては、広報媒体での周知はもとより、地域や集合住宅等でのきめ細やかな分別・排出指導を実施する。なお、自転車マナー教育プログラムについては、現在、保育園児・小学校児童・高齢者グループ等を対象に交通安全教育や講習会を実施している。自転車運転者の講習の義務化も含めて、交通安全教育のあり方を検討していく。	
	「新宿 地域情報センター」の設置による地域（まち）・文化・環境情報の発信	環境への理解を促進するため、「環境学習」をテーマとしたハイキングコースを設定する。新宿まち歩き支援センターを地域情報センター内に設置し、まち歩きに有益な情報を提供するほか、ガイドの実施、環境教育インストラクターの養成等をおこなう。	環境教育の推進の趣旨を盛り込む	- 1 - 「環境学習の推進」	環境情報の発信については、既に環境学習情報センターがその拠点として機能しており、今後さらにセンターの機能を充実させていきたいと考えている。 また、環境学習情報センターにおいて、環境教育の説明ができるインストラクターの紹介もしている。	
	市民参加による「環境保全ボランティア制度」の創設（ボランティア養成・活動）	環境ボランティア制度を創設し、区として社会で認証される仕組みと位置づけを明確化する。参加実績に応じてボランティアリーダーなどを指導者として任用。	環境保全に取組む人材の醸成の趣旨を盛り込む	- 1 - 地域環境に配慮する取り組みの推進	環境保全に関するボランティア制度は、目的別に制度を設けて、それぞれの分野でボランティアのスキルアップを図るべきだと考えている。現在、路上喫煙対策協力員制度とエコライフ推進員の制度がこの趣旨にあった制度といえる。 今後は、エコリーダー養成講座の修了生などをボランティアとして一層活用していきたい。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひとをはぐくみ、こころ豊かにくらすまち

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	ボランティア活動に対するエコマネー制度の導入	ボランティア活動に参加した人（企業、商店も含む）がエコマネーによる「参加ポイント制」などの特典を受けられるような制度を導入。協力者である公共施設や企業、商店でエコマネーを利用できる環境を創る。エコマネーによるボランティア基金制度を創設することで「区民の森」育成の資金源とする。	ボランティア活動により環境を守っていくため、企業や区民の意識を高めるしくみの必要性についての趣旨を盛り込む	- 1 - 地域環境に配慮する取組みの推進
	具体的な活動の場の設定	新宿区立環境学習情報センターの情報発信機能と連携し、～の具体的な活動の場を設定し、行動を始める。	環境学習情報センターの内容充実の趣旨を盛り込む	- 1 - 「環境学習の推進」
6	子育ての連続性・多様性に対応するため、運営主体を越えた現実的な連携の促進（P65）	児童館・幼稚園教諭・保育士・子ども相談等の関係者が、地域で子どもの育ちを見届けるための行政内部の施設や担当者間の協働・改革（人事異動面での配慮）、行政の縦割り管轄・年齢別の縦割り・地域ごとの組織の縦割りなどの解消	子育てを地域で連携していくことについての趣旨を盛り込む	- 2 - 地域で安心して子育てができる新たなしくみづくり
	必要などころに必要な情報やサービスが平等に届くため、子どもに関する管轄の統一	子育てや子どもに関する情報を一元的に集約する『（仮称）子育て情報課』の設置、子どもの利用の多い公園における子育て専用情報掲示板の設置	情報提供の充実と区民の生活に即した行政の組織体制の趣旨を盛り込む	- 1 - 参画と協働のための情報提供の充実 - 3 - 参画協働に対応した柔軟な行政組織体制の構築

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
ボランティア参加者へのエコマネーによる参加ポイント制度については、広くボランティア活動に対するインセンティブを目的とした制度として検討するべきと考える。現在、環境学習情報センターで行っている、センター事業参加者などに与える「エコポイント」は今後も継続していく。 既に新宿区内の商店街の中には、お祭りの際などにエコマネー制度を自主的に取り入れているところがあるが、これは購買のインセンティブとして取り入れているものであり、ボランティアのインセンティブを目的とした地域通貨の導入については今後の検討課題である。	
環境学習情報センターをまさにその「活動の場」と考えており、また、各特別出張所・地域センターも具体的な活動の場として利用されている。今後いっそうの利用促進を図っていきたいと考えている。	
子どもと家庭への支援を総合的、かつ、効果的に推進するために「子ども家庭サポートネットワーク」を開催している。保健・医療、福祉、教育等の連携を強化し、支援体制の充実を図っている。また、新宿区子育てひろば実施要綱に基づき、子育て関連の行政機関、教育機関及び民生委員・児童委員、スクールコーディネーター等との連携を図り、地域の子育て支援を推進するために「子育て支援担当者連絡会」を開催している。今後より実効性を図るため、人事異動における配慮も含めて検討は必要と考える。	
子ども関連の組織については、連続した関わりの必要性から、その設置について今後検討していく。子育て専用情報掲示板の設置については、公園の占有許可により設置は可能であるが、情報の更新及び管理等も含めて検討していく。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひとをはぐくみ、こころ豊かにくらすまち

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所	参 考	
					対応状況等	法令等により困難な事項
	地域で子育て子育て支援するボランティアやNPO（以下支援団体）との積極的な連携	行政施設や資源の提供（柔軟な施設運営）、職員との人材交流の促進、施策・サービス・助成等に関する積極的な情報提供、施策立案（計画）段階からの意見聴取機会の確保、自立・継続的な活動のための人材・資金面での援助	子育てを支援するNPO等との連携についての趣旨を盛り込む	- 1 - 協働の推進に向けた多様な主体への支援とネットワーク化 - 2 - 地域で安心して子育てができる新たなしくみづくり	区内で活動しているNPO法人については、NPO活動資金助成の制度がある。今後NPO活動資金助成については拡充を図っていきたい。また、NPOのネットワークのなかで人材面や資金確保のためのノウハウについても相互支援できるような仕組みを考えていきたい。また、子育てに関連する団体等に対しては、委託事業又は補助金事業として対応していく。今後も必要な支援をしていく。	
	保護者のつながり作りへの積極的な支援（P66）	保護者の地域参加や、区民の活力アップ、親の社会力アップに向けた、「保育園の父母会」、「幼稚園のPTA」、「学童クラブの父母会」を対象とした児童館職員や学校教員による積極的な活動支援	地域における子育て支援サービスの充実の趣旨を盛り込む	- 2 - 地域で安心して子育てできる新たなしくみづくり	教育委員会では、社会教育指導員を配置して幼稚園・小学校・中学校のPTA活動を積極的に支援している。個々のPTA活動だけでなく、幼・小・中ごとのPTA連合会・協議会を支援し、横のつながりを推進している。 また、小学校の入学前の機会を捉え、協働体験を行うなど幼稚園と保育園の保護者の連携に取り組んでおり、幅広いネットワーク作りを今後も進めていく。 保護者の地域参加や区民の活力アップ、親の社会力アップに向け、保護者の学習活動等に対して協力していく。	
	子どもが豊富な体験・経験を する育ちの場（居場所）づくり	公園、路地裏や商店街の一角、学校その他の跡地、個人の住宅、マンションや企業の会議室...など、多様な子どもの居場所づくり（外国籍の親子の情報交換の場所や、多国語の環境のひろばや職業体験など、地域ごと	子どもの居場所確保の趣旨を盛り込む	- 2 - 子どもの成長にに応じた支援	保育園の跡施設を活用し、子どもの居場所や世代間交流を展開している。このように多様な社会資源を有効に活用し、子どもの居場所づくりを推進していく。外国人に対しては、外国語版生活情報紙、外国語版広報紙、外国語版文化・生活情報等ホームページにより情報提供を行っている。今後は、区が開催する日本語教室においても日本の生活習慣やマナーを身につけることができるように工夫し、充実させていく。また、外国人の子どもの日本語習得や教科学習についても、区として支援できるよう取り組みを進めていく。	
	新宿に育つ子どもが豊富な体験・経験ができる生活環境づくり	建物の配置、道路の舗装や街路樹、植込み、路地等環境整備のあり方を地域で子どもを育む視点から見直し改善する。また、子どもの利用が多い公園をモデル公園として指定し、土や草や木や虫など身近な自然と触れ合える公園づくりを行う。	子どもの居場所確保、人にやさしい道路等の整備の趣旨を盛り込む	- 2 - 子どもの成長にに応じた支援 - 3 - だれもが自由に行動できる都市空間づくり	建物、道路及び公園については、従来から子どもの目線にも配慮しながら整備を進めてきた。 今後も、子どもを含め誰にとっても分かりやすく、使いやすい建築物等にすることが重要である。建築物等へのユニバーサルデザインについて検討していく。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひとをはぐくみ、こころ豊かにくらすまち

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所	参 考	
					対応状況等	法令等により困難な事項
	子どもの育ちの場を見守る地域の人材づくり	居場所づくりの支援や他機関との連携、問題解決を行なうソーシャルワーカーのような「(仮称)居場所ファシリテーター」の養成・配置、多世代のつなぎ役、障がい児や外国籍の子どもをサポートする専門的な知識や通訳などの技能を持つスタッフの養成	子どもの育ちを見守る地域人材づくりの趣旨を盛り込む	- 2 - 地域で安心して子育てができる新たなしくみづくり - 2 - 子どもの成長に応じた支援	区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものの、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
7 母親、父親として、働く者として、地域人としての多様な生き方設計支援 (P69)	国際都市新宿にふさわしく、子育て情報を多言語で提供していく	区民ボランティアの育成、活用による日本人住民と外国の言葉を持つ住民との交流・相互理解の促進	子育てに対する外国人への支援の趣旨を盛り込む	- 2 - 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援と自立促進 - 2 - 外国人と日本人がともにくらしやすいまちづくり	日本語学習の支援によりコミュニケーションの円滑化を図るとともに、外国語版生活情報紙、外国語版広報紙、外国語版文化・生活情報等ホームページにより、外国人に対して地域活動などの情報提供を行っている。また、区民との協働により子育て情報ガイドも作成した。今後は、日本人と外国人の交流の場である「しんじゅく多文化共生プラザ」のさらなる利用を促進し、外国人の地域活動への参加を呼びかけていく。	
	出産直後に初めての土地や育児に戸惑わないため、妊娠中から地域の情報や先輩からの育児の学びの機会をさまざまな形で提供する	伝承したい育児情報を伝える情報誌(おせっかい本)の発行(多言語での発行)、『はじめの一步 助っ人(仮称)』(地域住民による子育て支援ボランティア)の養成と活動の推進、地域住民が参画する出産前の親教室の充実(曜日・回数等)	地域で子育てに関する支援を行っていく必要性についての趣旨を盛り込む	- 2 - 地域で安心して子育てができる新たなしくみづくり	育児情報誌の発行については、区民との協働により発行した。地域住民による子育て支援ボランティアの養成と活動の推進については、既に子育て仲間作り事業、ファミリーサポート事業を実施している。また、サポート養成講座への講師派遣や児童館・子育て支援センターでの出張育児相談等も実施していく。 今後は仕事等の事情により参加できない方に対する情報提供の方法等について検討し、妊娠・出産・育児に関する基礎的かつ具体的知識の普及の充実を図る。	
	出産直後から2歳までの育児負担の大きい時期の訪問育児支援・訪問相談を充実させる	産後ヘルパー利用の一定回数無料化、産後ヘルパー支援が受けられる期間の延長、訪問育児支援サービスの2歳児までの延長、訪問支援や相談体制の充実	母子保健も含めた子育てに関する支援という趣旨を盛り込む	- 2 - 地域で安心して子育てができる新たなしくみづくり	育児支援家庭訪問事業として、産後2ヶ月までヘルパー支援が受けられる産後支援と18歳までの養育不安に対応した養育支援を実施している。また、訪問育児支援・相談では、委託助産師による生後2か月までの新生児訪問を実施している。また月齢等によらず必要に応じて、保健センターの保健師が継続的な相談や保健指導・家庭訪問を行っている。出生後の転入者についても乳幼児健診等の機会を活かし支援の必要性の把握に努めている。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひとをはぐくみ、こころ豊かにくらすまち

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所	参 考	
					対応状況等	法令等により困難な事項
	地域に頼るだけでなく、保護者当事者が子どもの成長とともに子育て支援の担い手として、地域で循環していく仕組みづくりをつくる（P72）	保護者当事者が主体となった子どもの遊びと子育て・親育ちに関するワークショップの実施（企業や地域の先輩を巻き込み）、教育委員会などを通じたしつけ等をテーマとした親向け講習会の実施と区による活動支援(会場・経費・広報など)	家庭の教育力の向上と子育てを支援する担い手づくりの趣旨を盛り込む	- 2 - 地域で安心して子育てができる新たなしくみづくり - 3 - 家庭や地域がともに育てる協働と連携による教育環境づくり	区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものの、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
	多様な生き方を認め合い、選択を考えられるための生涯学習の機会を提供（P73）	育児に関心の薄い父親向けのワークショップや学習会の実施、勤労者、退職者などを対象とした地域人として活動するための講習会の実施、ワーク・ライフ・バランスをテーマとした住民、企業向け講座の開催	子育てに関する学習の機会提供の趣旨を盛り込む	- 4 - 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境充実 - 4 - 生涯学習活動を推進する地域人材の育成	子育ては第一義的には保護者が行うものであり、PTAが主体となる家庭教育学級・講座においても保護者が課題を検討する過程での気づきを促している。また、子育てひろば事業の啓発活動として、各児童館において講座を開催している。なお、子ども家庭支援センター、地域子育て支援センター、つどいのひろば ゆったりーのでも講座講習会等を実施している。今後も「親の教育力」向上支援を目的に、より多くの保護者を対象とした取り組みを行っていく。	地域に生きる様々な人々が、共に地域の課題を考え、活動していくために、関係各課及び新宿区生涯学習財団等との連携を図りながら検討・実施していく。多様な就労状況にある保護者に対して、日時やプログラムを工夫し、参加しやすい学習の機会を提供する。また、乳幼児を持つ親子が利用しやすいように、子ども家庭支援センターや「ゆったりーの」では土曜日、地域子育て支援センターふたばでは日曜日、榎町児童センター乳幼児スペースは土日祝日も開館し、交流や相談ができるようにしている。 また、次世代育成支援計画の中で家庭・地域の子育て力・教育力の向上として位置づけている。企業への働きかけとして、男女共同参画状況と次世代育成に関するアンケートを実施し、働き方の見直しなどの啓発を行うとともに、区民に対しても男女共同参画啓発講座やワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催、意識啓発のための情報提供など、具体的な取組みを行っていく。

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひとをはぐくみ、こころ豊かにくらすまち

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所	参 考	
					対応状況等	法令等により困難な事項
	子育てを重点に取り組みたい専業主婦の社会活動参加のための支援	手軽な料金と気軽な手続きで一時保育を頼める先の確保、将来的に就職したい専業主婦のための資格・技能取得支援(情報提供・研修など)、子育てサークル活動や・子育て支援サービス・介護訪問ヘルパー活動など有償ボランティア活動の紹介の充実	社会活動参加の機会を支援する必要性についての趣旨を盛り込む	- 2 - 地域で安心して子育てができる新たなしくみづくり	区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
	就労中の親も地域活動・地域生活に組みやすくなるための支援（P73）	PTAや健全育成などの地域活動の実施日の検討、区や企業による夕方から土・日に使える施設や会議室などの提供、企業ボランティアによる参加者の子どもの一時保育支援（区からの協力依頼）	仕事をしながら子育てをしている人が地域活動に参加できるように支援する必要性についての趣旨を盛り込む	- 2 - 地域で安心して子育てができる新たなしくみづくり - 2 - 仕事と家庭生活との両立支援	一時保育については、一時保育事業やファミリー・サポート事業を実施し対応している。17年度、子育て中の女性を対象に、再就職支援講座を実施したが、18年度はハローワーク等と連携して講座を企画し、就職活動に結びつけられるよう、より実効性のある内容にする予定である。	青少年育成会活動は、土、日も行っており、施設についても、夜間、土、日の貸し出しもしている。PTA活動も、平日の昼間だけでなく、活動内容に応じて、土、日も行っている。 なお、自主的な活動の場合の一時保育については、保育ボランティアを利用するなど、活動する中で自助・共助で行うことが基本であると考えている。

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひとをはぐくみ、こころ豊かにくらすまち

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	子どもをたくさん生み育てたい人が、もう一人いても大丈夫と子育て支援策を実感できる、医療や教育面での経済的な支援	公立・私立幼稚園の保育料保護者負担一律化、乳幼児医療費補助制度の対象年齢の拡大	子育ての負担感を軽減する趣旨を盛り込む	- 2 - 仕事と家庭生活との両立支援

参 考	
区の受け止め方	
財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
<p>幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、幼稚園、保育園、家庭内で育つすべての就学前の子どもに充実した幼児教育の機会を確保することが求められている。</p> <p>公立・私立幼稚園の保護者に対する公私格差是正を図るため、私立幼稚園の保護者に対して、保育料等の助成を行っているが、幼稚園保育料は、公私立の格差が全国平均で3倍程度、新宿区でも2倍～4倍程度となっており、公私格差の抑制は課題であると認識している。また、この課題については、公立幼稚園の保育料のあり方、保護者への負担軽減のあり方、私立幼稚園への運営補助のあり方等を組み合わせた検討が必要である。</p> <p>現在、区教育委員会では、「幼児教育のあり方検討会」を設置し、幼児教育の今後の基本的な方向性を審議しており、保育料の公私格差についても、テーマの一つとしている。</p> <p>乳幼児医療費助成制度については、中学生まで対象の拡大を図る。</p> <p>平成18年度から中学生を対象とした「新宿区児童手当」を新規事業として開始したが、子育て家庭への経済的支援については、国や都の役割も踏まえながら、出産や子育てへの誘引となる効果的な施策について、医療や教育面も含めた検討を今後も継続する。</p>	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひとをはぐくみ、こころ豊かにくらせるまち

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
8 誰でも、いつでも安心して介護を受けられる新宿（P75）	基本的な考え方	「誰でも、いつでも安心して介護を受けられる新宿」の実現は簡単ではないことは理解しているが、「国・都の制度だから」「前例がないから」といつても終わらせるのではなく、実現する方向で行政と住民と一緒に考えていくことが重要 また、緊急度、優先度の高いものであれば、次期基本計画期間内に実施ということではなく、今すぐにも取り組むことが必要	個々具体的な項目ということではなく、事業実現にあたっての、行政・区民の心構えとして受けとめる。	左記趣旨であるため、計画全体としてうけとめていく
	家族介護者への支援	介護者の負担を軽減するため、情報交換の場の設置や経験者のネットワーク構築を通じ、精神的なサポートや経済的支援を実施する	基本施策を「高齢者とその家族を支えるサービスの充実」という形で施策名の中に「その家族」という言葉を示すとともに、その施策の中で、「介護を行う家族が抱えるさまざまな身体的精神的負担を軽減する」という趣旨で、はっきりと家族介護者への支援を強く打ち出す。	- 1 - 高齢者とその家族を支えるサービスの充実
	在宅と施設の連携	介護が必要になっても住み慣れた地域で生活できる環境を整備するため、入居型施設等の整備や土地・施設の有効利用を進める	「住み慣れた地域の中で生活し続けることが出来るよう必要とされる介護サービスの充実、基盤整備を取り組む」という趣旨で盛り込んでいる。	- 1 - 高齢者とその家族を支えるサービスの充実

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
18年3月に策定した「新宿区高齢者福祉計画・第3期介護保険事業計画」は、区民の声を聞くと共に、提言にある「誰でもいつでも安心して介護を受けられる」ことを計画の基本理念の一つとして策定したものである。また、施策の緊急度、優先度についても財政状況を勘案しながら計画に織り込んでいる。今後必要なサービスについては、前例にとらわれることなく検討していく。	
現在家族介護者交流事業を区主催と自主グループが毎月交互に実施している。介護疲れを取る体操教室や観劇等の元気回復事業と参加者の交流（情報交換・ピアカウンセリング）を目的とした茶話会との組み合わせにより、家族介護者の身体的・精神的負担の軽減と支援を図っている。また地域の包括支援センターも合わせて年間20～30回程度の家族介護者教室を開催し、家族介護のサポートをしている。	家族介護者が外出する時のヘルパー派遣や相談機能の充実など人的、制度的支援があり、経済的支援は現状では検討していない。
平成17年に登録制度が開始された、国土交通省所管の「高齢者専用賃貸住宅」は、一定の要件を満たした場合、介護保険上の特定施設入居者生活介護の対象施設となり得ることになったため、今後、制度の研究と、情報提供に向けた取組みを検討する。 また、介護保険制度の開始時から、区有地の活用や補助金の交付により、介護老人保健施設（定員350人分）、特別養護老人ホーム（773人分）、グループホーム（定員75人分）等の整備が進んだ。さらに、百人町四丁目の国有地を活用して、定員100人分の特別養護老人ホームの整備を進めている。今後は、住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため地域密着型サービスの整備を進めていく。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひとをはぐみ、こころ豊かにくらせるまち

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	公的介護サービスの改善	介護サービスに係る費用負担の軽減やより利用しやすいサービスへの制度改善を図るとともに、介護保険制度に関する区民の理解の促進、福祉担当職員の専門性の向上に努める	「必要とされる介護サービスが利用しやすい状態に整備する」と捉え、「住み慣れた地域の中で生活し続けることが出来るよう必要とされる介護サービスの充実、基盤整備を取り組む」という趣旨で盛り込んでいる。	- 1 - 高齢者とその家族を支えるサービスの充実
	マンパワーの強化に向けて	介護サービスの質を向上させるため、ケアマネジャー等の研修、労働環境等のチェック、第三者によるサービスの監視・評価・勧告を行う体制等を整備する	「介護サービスの充実」と捉え、「住み慣れた地域の中で生活し続けることが出来るよう必要とされる介護サービスの充実、基盤整備を取り組む」という趣旨で盛り込んでいる。	- 1 - 高齢者とその家族を支えるサービスの充実
	健康増進、介護予防への取り組みの促進	区民の健康増進や早期の介護予防に取り組むため、啓発活動の実施、健康の維持・管理及び指導者・運営者づくりを行うための体制整備を進める	- 5 - の中では、「一人ひとりの健康づくりを支える体制を充実する」という、 - 1 - の中では「暮らしの中で健康維持・介護予防が気軽にできる環境を整備する」という、 - 1 - の中では「地域社会が、さまざまな境遇にある人を支えることができるよう体制を整備し、その支援を行う」という、趣旨でそれぞれ盛り込んでいる。	- 5 - 一人ひとりの健康づくりを支える取組みの推進 - 1 - 高齢者とその家族を支えるサービスの充実 - 1 - 住み慣れた地域で支え合うしくみづくり

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
低所得者への対応として、利用料の自己負担額の軽減、通所介護の食費の助成など行っている。介護保険制度はともに支えあう社会連帯のしくみとして、法令に基づき運営するものであるが、制度の普及や介護保険事業計画の策定などにあたっては、地域説明会、パブリックコメント、介護モニター、広報しんじゅくなどを通じ広く情報を公開し、意見聴取を行っている。さらに適正な制度運営を行なうため、職員の専門性の向上を図っていく。	
制度施行後6年を経て、サービスについては量の拡大が図られたが、質の向上も大きな課題である。サービスの質の向上及び適正利用の促進を図るため、この4月から保険者機能が強化されたことに伴い、体制の整備を行い介護サービス事業者への指導検査を実施している。第三者評価については、都制度による福祉サービス第三者評価受審費用助成を行い制度の普及を図っている。また、介護サービス事業者協議会を通じ、研修会などを実施し、事業者自身による質の向上を促している。	
いつでもどこでも気軽に参加できるウォーキングの普及、いつでもご利用可能な健康増進プログラムを開催している元気館の運営、さらに保健センターによる「若返り講座」を全地域センターを拠点とし実施するなど、健康づくりや介護予防に対する区民意識の向上に努めている。 医療機関や区民健康センターで健康診査を実施し、生活習慣病の早期発見・早期予防を図っている。平成18年度からは、健康診査の中で生活機能評価を実施し、介護予防が必要と判断された方に対しては改善目標に向け作成するケアプランに基づき、介護予防教室への参加につなげている。 高齢者が歩いていける距離に設置していることぶき館についての一層有効な活用方法や、地域の方々がサービスの担い手として主体的に活動できる仕組みづくり等について検討している。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひとをはぐみ、こころ豊かにくらせるまち

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	介護に関する情報提供の仕組みの改善	介護に関する啓発活動や情報提供の実施、介護に関する情報交換や交流の場の設置	「介護を支える体制の整備」と捉え、- 1 - の中では「住み慣れた地域の中で生活し続けることが出来るよう必要とされる介護サービスの相談体制の整備に取り組む」という、- 1 - の中では「地域社会が、さまざまな境遇にある人を支えることができるよう体制を整備し、その支援を行う」という、趣旨でそれぞれ盛り込んでいる。	- 1 - 高齢者とその家族を支えるサービスの充実 - 1 - 住み慣れた地域で支え合しくみづくり
	地域交流の活性化	身近な地域における交流をコーディネートする役割を果たす人材の育成、民生委員と高齢者をつなぐための取組みの検討	「地域社会が、さまざまな境遇にある人を支えることができるよう体制を整備し、その支援を行う」という趣旨で盛り込んでいる。	- 1 - 住み慣れた地域で支え合しくみづくり
9 「生きがい」は誰もが居場所や役割を持てるまち”新宿”から（P83）	基本的考え方（P85）	身近な地域の活動拠点の確保(既存施設の有効活用を含めて)考えること。 活動する時に必要な情報の提供や相談しやすい環境を整えること。 仲間作りや活動をコーディネートできる人材の育成を進めること。 健康な暮らしを自ら心がけるとともに率先して実践するように努めること。 自己実現を図るためにボランティアや社会貢献活動に積極的に参加すること。 「団塊の世代」の参加を中長期ビジョンで考えて人的交流を進めること。	高齢者の社会参加の基本的考えとして受け止める。具体的内容については、以下の小項目の中で対応する。	

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
要介護状態になる以前の者に対する介護教育・啓発活動は、地域包括支援センター中心に行っている。また情報交換、交流の場所については、今後の高齢者施設のあり方を検討する中で考えていく。区独自のケーブルテレビについては、費用対効果を十分勘案する必要がある。	
これから地域に帰る団塊の世代は、地域の担い手としてぜひ活躍してほしいと考えている。今後、「高齢者社会参加システム協議会」の検討結果を踏まえ、地域を担う人材の発掘や地域リーダーの養成講座などに積極的に参加してもらい、地域での活動につながるよう考えていきたい。	
身近な地域の活動拠点の確保や情報提供等については、ことぶき館の再構築を検討する中で結論を出していく。また、高齢社会を迎え、熟年期をいかに豊かに過すかが重要になっている。特に団塊の世代が、近い将来定年を迎えるが、その多くは就労継続の意向を持つ一方、より豊かな第二の人生を求めて地域活動にも目を向けつつある。このため、高齢者の豊かな経験、知識や技術を就労や社会貢献活動に活かすことが出来るよう、また同時に、高齢者が出来るだけ長い期間元気でいられるよう、様々なメニューを検討し、支援する。 また、新たな人材の人材発掘とコミュニティリーダーの養成については、第四次実施計画において重要項目にも掲げられているように、重要な課題と捉えている。17年度から新たな取り組みとして、そのような人材発掘と分野を超えたトータルコーディネーターの養成を目的とした連続的な講座を開催し、今年度も更に拡充した講座を開催していく。また、そこで受講した受講生を地域での活動の担い手として結びつけるための仕組みづくりを考えたい。 地域センターについては、平成18年度から、利用時間（区分）の細分化や休館日の削減などの改善を図っている。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひとをはぐくみ、こころ豊かにくらせるまち

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	身近な地域の施設や活動拠点を増やす取組み	身近で気軽に利用できる小さな施設を増やすこととし、柔軟に気楽に利用でき、それぞれの地域の特性にあった活動拠点のあり方の検討	「個々人の希望・能力にあった活動が気軽にできる環境づくり」と捉え、「一人ひとりの希望や経験・能力にあった活動ができるよう、社会参加活動・起業等への相談や、地域活動への参加の機会づくりといった支援を行なう」という趣旨で盛り込んでいる。	- 2 - 高齢者の社会参加、自己実現の機会の提供
	高齢者のIT利用に力を入れる（P85）	教室の開催など高齢者に対するIT利用の普及	「一人ひとりの希望や経験・能力にあった活動ができるよう、社会参加活動・起業等への相談や、地域活動への参加の機会づくりといった支援を行なう」という趣旨で盛り込んでいる。	- 2 - 高齢者の社会参加、自己実現の機会の提供
	「生きがい」は、基盤となる経済支援情報の提供・相談から	「生きがい」の視点を加味した高齢者の雇用情勢や経済支援に関する情報、相談への対応の充実	「一人ひとりの希望や経験・能力にあった活動ができるよう、社会参加活動・起業等への相談や、地域活動への参加の機会づくりといった支援を行なう」という趣旨で盛り込んでいる。	- 2 - 高齢者の社会参加、自己実現の機会の提供
	仲間づくりの核となる地域のコーディネーターやリーダーの育成	地域の仲間づくりの支援に向けた魅力のあるリーダーの育成や各機関の役割の明確化、施設や活動拠点の活発化に向けたコーディネーターとしての人材の育成	「一人ひとりの希望や経験・能力にあった活動ができるよう、社会参加活動・起業等への相談や、地域活動への参加の機会づくりといった支援を行なう」という趣旨で盛り込んでいる。	- 2 - 高齢者の社会参加、自己実現の機会の提供

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体的な提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
第二次行財政改革計画では、施設のあり方の見直しとして、地域の集会所施設の集約化と多機能化に取り組んでいる。 「多角的な施設活用等により、区民利用の拡充を図るもの」という施設のあり方の見直しの視点を次期構想や計画へ盛り込み、次期行財政改革計画において、施設の有効活用を図っていきたいと考えている。その際、施設が多すぎると設置・運営コストを押し上げるなどの弊害があり、適正な施設配置レベル（数または密度）を考慮することは、検討に値するものと考えている。	
社会福祉協議会やシルバー人材センターで高齢者を対象にパソコン教室を行っている。また、生涯学習財団やビズ新宿パソコン教室においても区民を対象に実施している。教室の開催については、これらの実施状況を踏まえ検討する。	
高齢者の自立的な就労・就業機会の確保のため、新宿区社会福祉協議会（高齢者就業支援への助成）や新宿区シルバー人材センター（新宿区シルバー人材センター運営助成）へ支援している。求人と求職者のミスマッチング状況がみられるが、一定の成果をあげているため、継続する。	
「新宿区高齢者社会参加システム協議会」を設置し、団塊の世代が地域に帰ってくることを踏まえ、これらの豊かな知識と経験を持つ高齢者がそれぞれの状況に応じて、参加しやすく、能力が発揮できる社会参加システムの構築を検討してきた。この検討結果を踏まえ、これらの高齢者が仲間づくりの核となる地域のコーディネーターやリーダー等、地域の担い手として活躍するための養成講座等を実施する。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひとをはぐみ、こころ豊かにくらせるまち

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	生きがいづくりは、生涯を通じた、心と体の健康づくりから	高齢者が気軽に行けるような身近な地域の居場所づくり、たまり場づくり	「高齢者の健康増進」と捉え、- 5 - の中では、「一人ひとりの健康づくりを支える体制を充実する」という、- 1 - の中では「暮らしの中で健康維持・介護予防が気軽にできる環境を整備する」という趣旨でそれぞれ盛り込んでいる。	- 5 - 一人ひとりの健康づくりを支える取組みの推進 - 1 - 高齢者とその家族を支えるサービスの充実
	ボランティア、社会貢献活動を促す心理的サポートの充実	老いも若きも一人ひとりが皆を支える気持ちを持つ社会の形成	「ボランティア・社会貢献活動への参加を促す体制づくり」と捉え、- 1 - の中では「地域社会が、さまざまな境遇にある人を支えることができるよう体制を整備し、その支援を行う」という趣旨で盛り込んでいる。	- 1 - 住み慣れた地域で支え合うしくみづくり - 2 - 高齢者の社会参加、自己実現の機会の提供
	「団塊の世代」の地域参加の促進	新しい発想によるイベントなど団塊世代の参加意欲を高める仕掛けづくり	「一人ひとりの希望や経験・能力にあった活動ができるよう、社会参加活動・起業等への相談や、地域活動への参加の機会づくりといった支援を行なう」という趣旨で盛り込んでいる。	- 2 - 高齢者の社会参加、自己実現の機会の提供

参 考	
区の受け止め方	
財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
高齢者のための活動施設として、ことぶき館が21館ある。今後は、 ことぶき館の再構築を検討するにあたって 、第二次行財政改革計画の年齢制限を緩和し、高齢者を支援するボランティアも利用できたり、より多くの区民が交流できる施設として多目的に活用する方向で 考えていく 。	
ボランティア活動の支援や福祉教育を通じて、参加と協働による福祉を推進する。社会福祉協議会のコーディネート機能を生かし、ボランティア・NPOと協働して地域における支えあいのネットワークを構築するため、今後も継続する。	
団塊の世代が高齢者として地域に帰ってくることを踏まえ、これらの豊かな知識と経験を持つ高齢者がそれぞれの状況に応じて、参加しやすく、能力が発揮できる社会参加システムを構築するため、「新宿区高齢者社会参加システム協議会」を設置し、検討を行ってきた。この検討結果を踏まえ、19年度以降モデル事業を実施する。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひとをはぐくみ、こころ豊かにくらせるまち

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
10 一人ひとりを、人として大切にしていくなごのまちづくり（P89）	さまざまな社会的ハンディについて体験的に理解する機会の創出	教育現場、職場、地域社会の生活において、社会的ハンディに対する知識を得る機会を設ける	「社会的ハンディのある人への理解促進」と捉え、－1の中では「障害のある人もない人も、だれもが人として尊重されるよう、人権に関する普及啓発活動や相談体制の充実を図める」とい、－2- の中では「障害のあるひとの社会参加を進めるための体制の整備」という趣旨でそれぞれ盛り込んでいる。	- 1 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち - 2 - 障がいのあるひとの社会参加・就労支援
	「障害者インターンシップ」など障害者の雇用につながる機会の創出	職場実習の受け入れ先企業を増やすとともに、障害者を雇用できるように労働環境を良くするよう企業に働きかけ、障害者の雇用につながる機会を多く設ける。	「障がいのある方の就労を支援するための訓練・就職あっせんといった体制を整備するとともに、企業等への働きかけを進め、就労機会を増やす」という趣旨で盛り込んでいる。	- 2 - 障がいのあるひとの社会参加・就労支援
	社会的ハンディのある人の社会参加の促進	公共施設に係るニーズ等を受ける窓口やコーディネートの仕組みの整備、障害者のニーズに応じた各種支援の横断的な実施	「障がいのある方の社会参加を進めるために、物理的（ハード）な面だけではなく、制度や心理的な面も含めた受け入れ体制を整備する」という趣旨で盛り込んでいる。	- 2 - 障がいのあるひとの社会参加・就労支援

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものの、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
教育現場においては、現行の学習指導要領でも、障害のある幼児児童生徒との交流の機会を設ける事とされている。今後は、特別支援教育に向け、 学校教育の一環として障害のある子とない子の「交流及び共同学習」 をさらに推進していく。 すでに様々な職場において、社会的ハンディのある人の受け入れを行っており、職場を通じて理解が進んでいると考えている。職員や来庁される区民をはじめとした多くの方々に社会的ハンディに対する理解を深めていただくためになお一層の工夫を図っていきたい。また、社会的ハンディに対する知識を得る機会として、障害・高齢疑似体験事業、障害者福祉講演会の開催、こころのバリアフリーパンフレット配布などによる啓発活動により、障害者の地域生活に対する理解促進に努めている。	
区役所における障害者の法定雇用率は、2.1%のところ、現状では3.21%となっている。また、「障害者インターンシップ」は、平成18年度から精神障害者も対象として実施している。区役所内障害者インターンシップ受け入れ事業等により、職場実習受け入れ企業の拡充、障害者雇用環境の充実などを企業等に対し、チャレンジワークを通じて様々な形で働きかけていく。 また、パソコン技術習得や就業前訓練などにより、障害者のスキルアップへの支援策の充実を図るため、作業室の整備等を行うなど、今後も障害者就労支援の充実を図る。	
障害者自立支援法の施行に伴う新たな障害福祉サービス等を、できるだけ利用者のニーズに沿った利用ができるよう障害者施策推進協議会等において障害当事者や団体の意見をお聴きして施策を進めている。また、区役所、区立障害者福祉センター、あゆみの家、予防課、保健センター等、部を越えて連携し身近な場所で障害者の地域生活に関する相談・支援に対応できるよう相談窓口を設置している。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひとをはぐくみ、こころ豊かにくらせるまち

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	一人暮らしの孤独死を防止する	地域の見守りや協力員の仕組みを改善・充実させるとともに、地域と行政が連携し、地域で高齢者の生活を支え合う仕組みを検討・促進する	「旧来のコミュニティの力が弱くなっていることで、一人暮らしの高齢者など地域社会との接点を失ってしまう方を、地域社会が支えることができるよう、体制を整備し、その支援を行なう」という趣旨で盛り込んでいる。	- 1 - 住み慣れた地域で支え合うしくみづくり
	ホームレスと地域住民を対立的に捉えず、人間としての共通の視点にたった解決策の推進	ホームレスへの就労支援、生きる意欲が持てるような援助を行う	「ホームレスの方や、一時的に自立した生活が困難な状況にある方が、個々人の状況にあわせて自立した生活が営めるよう、就労や地域生活への移行などそれぞれの人にあった支援に取り組む」という趣旨で盛り込んでいる。	- 1 - 住み慣れた地域で支え合うしくみづくり
	住民による身近な地域でのボランティア体験・交流の機会の創出	地域通貨を活用し身近にサービスを得られるようにするとともに、施設利用者と地域住民の相互理解を進めるための機会を増やす	- 1 - の中では「地域社会が、さまざまな境遇にある人を支えることができるよう体制を整備し、その支援を行う」という、 - 2 - の中では「一人ひとりの希望や経験・能力にあった活動ができるよう、社会参加活動・起業等への相談や、地域活動への参加の機会づくりといった支援を行なう」という趣旨でそれぞれ盛り込んでいる。	- 1 - 住み慣れた地域で支え合うしくみづくり - 2 - 高齢者の社会参加、自己実現の機会の提供

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
高齢者の孤独死への対策については、サービス利用の申請に基づく高齢者見守り・安否確認事業に加え、一定の要件に合う対象者全員に対する見守り・安否確認事業も検討していく。また孤独死防止の区民への普及啓発活動として10月に実施したシンポジウムの議論をふまえ、今後もシンポジウムや講演会の開催などを通じて住民とともに地域での支えあいの仕組みを検討していく。	
公園などで生活しているホームレスの対策として、巡回相談を行い病気等の福祉相談を実施しているが、ホームレス対策の基本は、公園などでの定住化ではなく、自立生活への支援である。都と区の共同事業では、アパート入居の地域移行支援事業や緊急一時保護施設、自立支援施設への入所も行き、生活の場の確保をしている。区としては、今後も「公園などのホームレス定住化問題」の課題に取り組むと同時にご提案についても検討していく。	
地域包括支援センター9所が、各センターにつき年3回程度家族介護者教室を開催しているが、対象は区民一般としており、介護技術の一般への普及啓発活動となっている。また、高齢者もサービスの受けてから担い手となり、地域を支えることが必要との認識から、元気な高齢者を中心に、ボランティアとして介護技術などの習得機会を設けていく。 地域センターの登録団体交流会やセンター祭などを通じ、施設利用者と地域住民の交流の機会を設けている。また、戸塚特別出張所では「戸塚地域福祉見本市」を通じ、地域のネットワークを広げ、施設利用者と地域住民との交流・相互理解を深めている。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひとをはぐくみ、こころ豊かにくらせるまち

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	ボランティア活動の育成・普及	高齢者や障害者の日常活動への適切な介助ができるよう、介助技術の一般への普及啓発に努める。ボランティア活動への参加を広げる仕組みを考えていく。	- 1 - の中では「地域社会が、さまざまな境遇にある人を支えることができるよう体制を整備し、その支援を行う」という、- 2 - の中では「一人ひとりの希望や経験・能力にあった活動ができるよう、社会参加活動・起業等への相談や、地域活動への参加の機会づくりといった支援を行なう」という趣旨でそれぞれ盛り込んでいる。	- 1 - 住み慣れた地域で支え合うしくみづくり - 2 - 高齢者の社会参加、自己実現の機会の提供
11 外国人と共生する豊かなまちづくり（多文化共生）（P95）	居住への総合的対応	外国人の増加に対し、教育、医療、福祉、雇用、犯罪、コミュニティ、文化などの課題に対し、専門部局の設置等により総合的に対応	「外国人への総合的な生活支援」については、- 2 - の中で「長期的な視野で多文化共生社会の実現に向けたコミュニケーション支援や相互理解の推進、情報提供の充実を図る」という趣旨で盛り込んでいる。「多文化共生の実現、発信」については - 3 - の中で「市民同士の文化交流などを支援し、ふれあいの場を提供する」という趣旨で盛り込んでいる。	- 2 - 外国人と日本人がともにくらしやすいまちづくり - 3 - 平和都市の実現と豊かな国際・国内交流の推進
	相互理解を深める対応	外国人への施策、多文化共生に係る情報の区民、諸団体等への提供による共生への理解促進とコミュニケーションの円滑化	「外国人との共生への理解促進・コミュニケーションの円滑化」については、- 2 - の中で「長期的な視野で多文化共生社会の実現に向けたコミュニケーション支援や相互理解の推進、情報提供の充実を図る」という趣旨で盛り込んでいる。	- 2 - 外国人と日本人がともにくらしやすいまちづくり

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体的提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
「新宿区高齢者社会参加システム協議会」の検討結果を踏まえ、団塊の世代等の豊かな知識と経験を持つ高齢者がボランティア活動等、地域活動の担い手として活躍するための養成講座等を実施する。	
区では、外国人が多く住み暮らすことを区の特性として積極的にとらえ、これからは国籍や民族等の異なる人々が文化的違いを認め、理解しあい、共に生きていく多文化共生のまちづくりを推進している。平成17年4月に文化国際課を設置し、外国人への情報提供や相談業務を行うとともに、しんじゅく多文化共生プラザを拠点とした日本人と外国人の交流や相互理解を推進している。外国人に関する課題は日本人と同様に全庁で取り組む必要がある。今後は、さらに庁内の連携を強め、様々な課題に対して効果的に対応できるよう調整を行うとともに、公的サービスの充実や地域での交流の支援を推進していきたいと考えている。	
しんじゅく多文化共生プラザを拠点とした地域住民や活動団体のネットワーク連絡会を開催している。今後は、引き続き連絡会を開催することで情報提供や連絡調整を行うとともに、各種事業や広報活動を行うことで多くの区民や活動団体に情報提供して共生への理解を促進する。コミュニケーションについては、生活情報紙等を英語、中国語、ハングル、ルビ付日本語の4言語で情報提供を行っているが、需要に応じて他の言語の対応も検討していく。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひとをはぐくみ、こころ豊かにくらせるまち

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	外国人を地域社会の一員として受けとめ、地域のネットワークをつくる	関連NPOや在住留学生・外国人諸団体等の組織化と活用、日本人と外国人の協同作業の活性化、地域団体と外国人（民族グループ）のネットワーク化	「協同作業の活性化・ネットワーク化」については、- 2 - の中で「長期的な視野で多文化共生社会の実現に向けたコミュニケーション支援や相互理解の推進、情報提供の充実を図る」という趣旨で盛り込んでいる。	- 2 - 外国人と日本人がともにくらしやすいまちづくり
	代表者会議の設置と外国人の人権の尊重（P100）	代表者会議の設置による外国人の声を聴き、区政に参加できる機会の創出、超過滞在外国人へのサポートの実施、住宅や教育など多文化共生のための基盤整備	「協同作業の活性化・ネットワーク化」については、- 2 - の中で「長期的な視野で多文化共生社会の実現に向けたコミュニケーション支援や相互理解の推進、情報提供の充実を図る」という趣旨で盛り込んでいる。	- 2 - 外国人と日本人がともにくらしやすいまちづくり

参 考	
区の受け止め方	
財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体的な提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
しんじゅく多文化共生プラザを拠点とした地域住民や活動団体のネットワーク連絡会を開催している。今後は、情報や課題の共有化を図り、さらにネットワークの輪を広げるとともに、参加者が主体的に活動を行うための支援を行っていく。	
区民会議や区政モニター制度など外国人の区政への参加を一部行なっていますが、なかなか参加による効果を区政につなげていくことは言語や文化の違い、定住性などから難しいという状況がある。また現在、東京法務局、人権擁護委員等と連携し、外国人の人権問題をはじめとするさまざまな啓発事業を行っている。同じ区民として区内に住む外国人が共生できるように制度面など充実させていくことが必要と考えている。外国人へのサポートについては、外国人相談の実施により行っているところであり、その中で超過滞在者からの相談も受けている。代表者会議については、積極的に検討していきたい。 外国籍や日本語教育の支援が必要な子どもに対し、日本語指導教員による個別の日本語指導や学習指導補助、母語が話せる指導員による日本語適応指導を行っている。今後、ニーズが増加することを考慮し日本語教育のあり方について検討していく。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひとをはぐみ、こころ豊かにくらせるまち

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所	参 考	
					対応状況等	法令等により困難な事項
12 地域に住み続けられる住宅・住環境（P101）	ユニバーサルデザインを柱としたまちづくりの推進（P103）	ユニバーサルデザインのまちづくりを基本構想の基盤として位置づけ、ユニバーサルデザイン室の創設、区と区民の協働によるユニバーサルデザイン委員会の立ち上げ、ユニバーサル条例の制定等を進めるとともに、ユニバーサルデザイン商品の利用を推進する	「ユニバーサルデザインのまちづくり」については、 - 2 - の中で「すべての人が暮らしやすいという「ユニバーサルデザイン」の考え方を基本としたまちづくりを進める」という趣旨で盛り込んでいる。 「ユニバーサル商品の利用促進等」については、 - 2 - の中では「障害のあるひとの社会参加を進めるための体制の整備」という趣旨で盛り込んでいる。	- 2 - 障がいのあるひとの社会参加・就労支援 - 2 - だれもが安心して住み続けられる豊かな住まいづくり	区民会議の提言の趣旨については、現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体的な提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
	地域に住み続けられる支援と仕組みづくり1	ユニバーサルデザインに基づく住宅整備を推進するため、住環境に関する情報取りまとめ機関、総合的な相談機関、専門家・介助者等との連携機関を設ける	- 2 - の中では、「すべての人が暮らしやすいという「ユニバーサルデザイン」の考え方を基本としたまちづくりを進める」「多様な住居ニーズに即した住宅が供給されるよう、必要な支援を行う」として、 - 2 - の中では「障害のあるひとの社会参加を進めるための体制の整備」という趣旨で、それぞれ盛り込んでいる。	- 2 - 障がいのあるひとの社会参加・就労支援 - 2 - だれもが安心して住み続けられる豊かな住まいづくり	国が策定した「住生活基本計画（全国計画）」では、基本的な施策の一つとして、「高齢者、障害者をはじめとする多様な者が安全で快適な住生活を営めるよう、住宅のユニバーサルデザイン化を促進する。」ことを掲げている。このため、今後、東京都が策定する「都道府県計画」と合わせ、それぞれの計画と整合性のとれた施策を検討し、「新宿区住宅マスタープラン」に反映していく。	
	地域に住み続けられる支援と仕組みづくり2	住み替え等に関する情報収集・提供・相談・ネットワークを機能させるため、各種機関の連携を担うコーディネーターの育成等の支援体制の整備や経済的な支援を実施する	「多様な住居ニーズに即した住宅が供給されるよう、必要な支援を行う」という趣旨で盛り込んでいる。	- 2 - だれもが安心して住み続けられる豊かな住まいづくり	区では、不動産関係団体の協力を得て、住み替えや不動産取引に関する「住宅相談」を実施している。経済的支援については、現在、民間賃貸住宅の取り壊し等により立ち退き要求を受けている高齢者世帯等に、転居後家賃の一部助成を行う「住み替え居住継続支援」や、子育てファミリー世帯の転入・転居に係る費用又は家賃の一部助成を行う「子育てファミリー世帯転入・転居助成」を実施している。今後、支援対象の拡大の必要性などを検討していく。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひとをはぐみ、こころ豊かにくらせるまち

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	地域に住み続けられる支援と仕組みづくり3	リバースモーゲージ制度、子育て支援認定マンション制度、ワンルームマンション条例の事業や条例等について、地域・住民・事業者・行政間で検証を行い、課題発見と解決策を検討する	「多様な住居ニーズに即した住宅が供給されるよう、必要な支援を行う」という趣旨で、それぞれ盛り込んでいる。	- 2 - だれもが安心して住み続けられる豊かな住まいづくり
	多様な住居ニーズに即した住宅づくりへの適切な支援の検討と仕組みづくり方策	コレクティブハウス等、多様な住居ニーズに即した手法と連携した良質な住宅づくりへの支援を進めるとともに、中学校跡地等への複合施設の誘致を促す	「多様な住居ニーズに即した住宅が供給されるよう、必要な支援を行う」という趣旨で、それぞれ盛り込んでいる。	- 2 - だれもが安心して住み続けられる豊かな住まいづくり
	地域の個性を生かした身近な住環境の充実	誰もが歩いて気軽に集まることが出来る場所を増やすとともに、裏通り等の細街路への交通規制、緑の充実とその手入れを通じ地域安全の見守りを推進する	「身近な住環境の充実」については、「すべての人が暮らしやすい」という「ユニバーサルデザイン」の考え方を基本としたまちづくりを進める」という趣旨で盛り込んでいる。	- 2 - だれもが安心して住み続けられる豊かな住まいづくり
13 公園・公共施設をみんなで育てよう（P105）	区立公園の見直しと改修	地域の利用者の意見やアイデアを取り入れたワークショップ方式などによる既存公園の改善	「ワークショップ方式などによる既存公園の改善」については、「施策の実施にあたっては、区民・事業者などとともに取り組む」という趣旨で盛り込んでいる。	- 2 - 「地区の庭」（コミュニティガーデン）づくりの推進

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体的提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
さまざま人が暮らしやすい地域づくりの必要性を考慮して、建築に関する基準、管理に関する基準、少子高齢化への対応を盛り込んだワンルーム条例を平成16年4月策定し、質の高いワンルームマンションへの誘導を行っている。また、「子育て支援マンションの整備誘導」については、他自治体で実施している類似の事業を調査し、事業そのもののあり方について検討していく。今後は地域・住民・事業者などの要望等を的確に捉え課題の発見・解決策を検討する。	
高齢社会に対応した住宅供給のあり方が多様化しているため、それぞれの需要や効果などを検討していく。	
地域住民に身近な小規模公園を対象に、子どもを含む地域住民の参加により改修プラン作りを行い、誰もが気軽に集える使い易い公園として再整備している。また道路においては、住居系や商業系地区を中心に、交通規制等のソフト対策と道路の狭さく化等のハード整備を行い、通過車両の減少や走行速度の抑制を図り、歩行者が安心して歩ける生活空間となるよう整備している。 地区内の緑化については、道路際でのガーデニングや生垣化を誘導し、住民の手による住民主体の緑化活動を支援している。	
より多くの方が公園を利用してもらえるよう、地域住民等が改修計画立案の作成に参加できる場を設けている。ワークショップ方式等で改修のアイデアをまとめることによって、自分たちの公園として愛着を持つ人々が増えていくとともに、子どもの施策への参加促進にも役立つものと考えている。また、日常的な公園活動への参加にもつながる。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひとをはぐくみ、こころ豊かにくらするまち

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	公園の維持、管理について	公園愛護会や公園サポーターなどの制度の再検討など、区民と行政の役割分担の明確化による、見直し、改修された公園の維持、管理	「区民と行政の役割分担の明確化による、見直し、改修された公園の維持、管理」については、「施策の実施にあたっては、区民・事業者などとともに取組む」という趣旨で盛り込んでいる。	－ 2 - 「地区の庭」 （コミュニティガーデン）づくりの推進
	公共施設の見直し再編（P107）	現在の児童館、ことぶき館、社会教育会館などの見直し、再編、統合	「限られた行政資源の有効活用を図る」という趣旨でうけとめる。	－ 3 - 行政の体質改善と公共サービスの担い手の充実
	区役所第二分庁舎（旧四谷第五小学校跡）について	区役所第二分庁舎の区民のための多目的施設としての活用	「限られた行政資源の有効活用を図る」という趣旨でうけとめる。	－ 3 - 行政の体質改善と公共サービスの担い手の充実
14 安全安心なまちをつくる（P111）	区と区民の協働での防災体制づくり	区は災害時の行動指針を作成し、社会的弱者に配慮した救護体制や非常時の情報伝達体制の整備、防災訓練の実施を進める	「区民一人ひとりの防災意識を高め、災害時の対応能力の向上に取り組むとともに、災害弱者に対する安全対策を進め、地域の防災力を強化する」という趣旨で盛り込んでいる。	－ 3 - 災害に強いひとづくり

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものの、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
平成19年度、公園愛護会や区民花壇は公園サポーター制度に統合する予定である。今後も、協働による公園の維持管理を推進していく考えである。	
第二次行財政改革計画では、施設のあり方の見直しとして、地域の集会所施設の集約化と多機能化に取り組んでいる。現在、ことぶき館と社会教育会館について、それぞれの検討会（PT）において、機能とそのあり方についてが検討されている。 「多角的な施設活用等により、区民利用の拡充を図るもの」という施設のあり方の見直しの視点も次期構想や計画へ盛り込み、次期行財政改革計画において、ことぶき館と社会教育会館の機能とそのあり方を整理し、施設の有効活用を図っていきたいと考えていく。	
施設活用については、第二次行財政改革計画において、「地域において新たな需要が認められる場合（実施計画上の重点項目事業及び地域要望があり特に必要と認められる場合）は、「地域サービスの提供活用」の対象施設として、跡地活用を検討する。 以外の場合は、「有効活用（財源確保）対象とされた区有財産の処理方針」に基づいて対応する。ただし、財源確保のために活用する場合でも、できる限り区民の生活や福祉に資するよう、地域活動を行うNPO支援のための活用等も視野に入れて検討する。」こととしており、この方針に基づき、慎重な検討が必要と考えています。	
災害時の対応は「新宿区地域防災計画」に基づき対応することとなっている。社会的弱者については、約1000人が自主的に登録しているものの、未登録者が多いことから、災害時要援護者対策として、具体的な支援策を策定していく。その際、国や東京都が示している避難支援ガイドライン等との調整を図る。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひとをはぐみ、こころ豊かにくらせるまち

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	犯罪を許さない安全・安心なまちづくり	区民の自主防犯意識を醸成し、地域活動や防犯カメラの設置を通じ、犯罪が起こりにくい状態を目指すとともに、区と協働で住みよい生活環境を構築するため、多種多様な人々のネットワークの構築を進める	「区民の自主防犯意識を醸成し、犯罪が起こりにくい状態を、協働・関係機関との連携で構築することについては、」区民の自主防犯意識を醸成し、それぞれの地域の実情にあった活動や警察・消防との連携を通じ、犯罪がまちの中で起こりにくい状態をめざす」という趣旨で盛り込んでいる。	- 4 - 犯罪の不安のないまちづくり
	地域に安全安心なまちをつくる（都市型コミュニティの形成と防災・防犯についての行政の取り組み）（P115）	地域安全課の新設や区内在職員の拡大など、行政の危機管理能力の向上を図るとともに、各種機関との連携と協働の充実により、「子ども」を含めた様々な取り組みへの体制を整備する。また、情報公開・普及活動の促進やイベント・研修の実施による住民の意識改革を進める。	「行政の危機管理能力の向上」については、- 3 - 3 - の中で「地震等の災害に強いまちづくりをすすめる」という趣旨で、「住民の意識改革」については、- 4 - の中で「区民の自主防犯意識を醸成し、それぞれの地域の実情にあった活動や警察・消防との連携を通じ、犯罪がまちの中で起こりにくい状態をめざす」という趣旨で盛り込んでいる。	- 3 - 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり - 4 - 犯罪の不安のないまちづくり

参 考	
区の受け止め方	
財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
<p>住み良い社会生活を実現するため、新宿区が取り組むことはもとより、区民に対し、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自助・共助のもと、お互いの顔が見えるネットワークを構築する必要がある。また、区は、区民、事業者、行政機関との連携と協働を充実させるとともに、その責務と役割分担を明確にしたうえで、庁内体制の一元化と施設維持や防犯活動を推進していく。</p> <p>区は、公共空間等における防犯対策取組みの中、地域センターを利用する子どもの安全確保を目的として、18年度防犯カメラを地域センター内に設置する。</p> <p>区民の区政参画・地域課題解決を目的として設置された地区協議会は、地域の現状に合わせて、防犯マップの作成、講習会、美化運動やパトロールなどを実施している。特別出張所は、地区協議会が、町会・自治会をはじめ、既存の地域団体との情報の共有、ネットワークを構築し、地区内の意見集約の場としての役割を果たすことで、多様な主体と協働して地域課題を自主的に解決していく取組みを支援していく。</p>	
<p>平成18年度に加賀町住宅を改修し、職員防災住宅とし、19年6月から災害対策要員として職員を入居させる予定である。これにより、災害対策要員は36名になり、あわせてこれまでは落合地区のみであった職員防災住宅も、牛込地区に開設することで、いち早い対応が可能になると考えている。また、各特別出張所に地域安全担当を新設し、地域における各種安全対策を充実させるとともに危機管理課との連携を強化する。</p> <p>区内各課との横断的なプロジェクトにおいて検討することにより、地域の問題点の解消に努めるほか、防災・防犯リーダーの養成講習を開催するなど、警察と消防との協力のもと連携体制を強化していく。</p> <p>なお、子どもの安全対策として、町会、学校PTA、地区協議会をはじめとした地域の団体が、地域の子どもの見守りや防犯パトロールなどの活動を実施し、その団体数も徐々に増えてきている。今後は、こうした団体の組織化を更に進め、防犯活動の体制づくりや団体間の連携・情報交換などの仕組みを整えるため、区の全庁的な取組みを進めていく。</p>	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひとをはぐみ、こころ豊かにくらせるまち

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
15 災害から、まちとくらしといのちを守る（P117）	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり	大規模地震災害に備えた都市まるごとの耐震不燃化、幹線道路と沿道の延焼遮断帯設置、10年後の耐震化率の数値目標の設定による取り組み、ライフライン、公共（学校・避難所など）・準公共施設（駅・劇場・ホールなど）の耐震化の優先実施、昭和56年以前の建物の耐震診断と木造住宅を中心に耐震化工事の助成を実施（地震保険の活用推進）、細街路の電信柱の地中化の推進、ブロック塀の耐震を含めた木造密集地域の安全性の向上や新防火地域の導入による（容積率の緩和＋準耐火仕様以上）耐震不燃化に向けた小規模建築物の共同化（ミニ地域開発）推進	「地震等の災害に強いまちづくりをすすめるため、道路等の都市施設や建築物の耐震化や不燃化に取り組む」という趣旨で盛り込んでいる。	- 3 - 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
<ul style="list-style-type: none"> ・第一次避難所については、平成19年度までに全て補強工事を完了させる予定である。また、第二次避難所である幼稚園や福祉施設についても順次補強の必要性が高い施設から実施し、区民の安全を確保するため、施設の耐震化を引き続き実施する。 ・「生活復興マニュアル」と「都市復興マニュアル」を作成している。今まで本塩町での復興訓練を実施している。今年度は、榎町地区で復興訓練を実施するとともに、このマニュアルの見直しを図る予定である。企業への働きかけについては、国と東京都との連携により進めていく。 ・現状の区内の木造住宅耐震化率は約80%であり、今後10年で耐震化率を90%に引き上げることを目標に、昭和56年以前の木造住宅を対象に、耐震化支援事業（耐震診断・補強計画費及び工事費に対する助成）を実施し耐震化の推進を図っている。今後も、耐震化を推進していくため、継続して事業を行っていく。 ・「住宅建設資金融資あっ旋」制度により、建築課の耐震調査等の助成を受けて実施する耐震補強工事に対し、融資あっ旋及び利子補給を行っている。今後も、耐震化を一層推進していくため、継続していく。 ・電線類の地中化は、道路のバリアフリー化や景観性の創出とともに、都市防災機能の向上が図られることから、積極的な整備を進める。整備の手法は、道路管理者による共同溝方式が主流であり、区は歩車分離型の道路を対象に整備を進める。新設道路については地中化を前提とし、既設の区道についても、道路工事に併せ、可能な限り既存ストックを活用して整備を行う。実施にあたっては、多大なコストと工期、さらには地上機器の設置が必要である。 ・安全で安心して暮らすことのできる、まちづくりを支援するため、地域のまちづくり勉強会に「まちづくり相談員」を派遣する。 	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひとをはぐくみ、こころ豊かにくらせるまち

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	備え（防災計画）による防災拠点と避難所施設の整備充実	速やかな初動体制確保に向けた災害対策本部、区役所等々の拠点と避難所、公園などを結ぶ防災無線の見直し等による情報提供、被災状況掌握の迅速化、避難所施設の充実に向けた多目的貯水槽増設、下水直結型トイレ増設、区民自らの手による救援、救護、初期消火に向けた防災資機材の提供と充実、特別出張所ごとの地域防災ハザードマップの作成、新たな避難所の指定、防災区民組織の連携強化による最新の災害情報の共有	「防災拠点や避難施設の整備・充実を図る」という趣旨で盛り込んでいる。	- 3 - 防災拠点と避難施設の充実
	防災区民組織の育成支援としくみづくり、協働による防災弱者の避難支援	防災区民組織（201組織）における防災教育及び防災リーダーの育成、地域コミュニティに基づいた自助・共助による住民主体の活力ある防災区民組織の育成、災害時の避難所運営（食料配布など）とともに、高齢者などの災害弱者に対し災害弱者用の福祉施設（未公表）などに避難誘導支援を行う体制強化	「区民一人ひとりの防災意識を高め、災害時の対応能力の向上に取り組むとともに、災害弱者に対する安全対策を進め、地域の防災力を強化する」という趣旨で盛り込んでいる。	- 3 - 災害に強いひとづくり
	区内民間事業者との災害協働と帰宅困難者支援	35万人と推定される災害時の帰宅困難者の徒歩帰宅を支援する情報提供をする場所や、一時休憩所の指定と飲料水支給等の民間事業者との災害協働体制の構築、都立高校を核とした「帰宅支援ステーション」の整備、企業の従業員や高校・大学生が被災者の救援活動（ボランティア）を行うよう区と企業・大学等の災害協働協定の締結	帰宅困難者対策については、「昼間人口を多く抱える新宿区にとって、震災時の帰宅困難者対策は喫緊の課題」として捉え、対策を講じるという趣旨で盛り込んでいる。	- 3 - 災害に備えるまち

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体的提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線については、平成19年度にデジタル化を予定している。 ・避難所施設については、第四次実施計画に基づき平成19年度末までに全避難所（一次）に下水直結型トイレの設置を行っている。 ・防災資機材については、201区民組織へ支援を実施している。 ・ハザードマップについては、地域ごとの「防災マップ」の他「洪水ハザードマップ」、「避難場所地図」を作成している。多言語版も関係部署と調整をしながら作成していく。 ・新たな避難所について計画はない。ただし、大規模な再開発地域については、広域広場の設置や住民の集会施設（防災拠点）を設置するよう指導している。 ・防災サポータの育成を図るとともに、防災指導員を活用して防災区民組織の活性化を図っている。 	
<p>防災区民組織の活性化については、4人の防災指導員とともに区職員が窓口となって講習会・防災訓練を実施している。また、避難所運営については地域ごとの避難所運営管理協議会を開催している。この会議で役割や備蓄品等の確認及び訓練実施計画を行っている。</p> <p>災害時要援護者対策については、福祉施設等を二次避難所とし区民に周知している。しかし、要援護者の登録が進んでいないことや、具体的な支援方法についての検討までにはいたっていない。今年度中に要援護者対策についての報告が、災対福祉部から出される。</p>	
<p>帰宅困難者対策については、東京都や近隣22区との連携が必要である。新宿区は商工会議所、駅周辺の商店街振興組合、鉄道関係者等が参加している「新宿区帰宅困難者対策協議会」を設置し対応を検討している。今後、具体的な施策の構築に向け検討を進めていく。また、厚生年金会館や日本赤十字社等とは協定を結び帰宅困難者エイドステーション等を立ち上げることとなっている。</p>	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひとをはぐみ、こころ豊かにくらせるまち

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	災害復興計画と都市機能の再生	区長室、都市計画部、環境土木部などによる災害復興計画の作成・公開、被災時には震災三日後から被災者救済・ライフラインの復旧・防疫・瓦礫撤去・仮設住宅の供給など優先順位を決め速やかに災害復興を実施、企業は震災事業継続計画（BCP）を策定して災害倒産や災害失業を極力抑制、区は都市機能再生を地区計画等を活用して国、都と共に計画的に実施	災害復興については、災害に強いまちづくりの一环として捉えて、趣旨を盛り込んでいる。	- 3 - 災害に備えるまち
	総合的な風水害と治水対策の促進	環七地下河川（将来東京湾へ注ぐ）などの早急な整備、雨水浸透能力を高める舗装道路や路上鉄砲水に対応できる下水道幹線整備（第二妙正寺川・十二社・戸山幹線）、雨水排水溝の時間雨量75ミリ対応への早急な拡充と10年後の100ミリ対応へのさらなる拡充	「都市型水害に備えるため、神田川、妙正寺川の河川改修や下水幹線の整備をはじめ、総合的な治水対策を促進する」という趣旨で盛り込んでいる。	- 3 - 総合的な治水対策の促進
	犯罪をゆるさないまちづくり	犯罪の未然防止のため、関係機関が協力し交番を防犯拠点とした地域ぐるみの対処を進めるとともに、警察組織の再編や人材育成等、防犯相談所の増設、犯罪被害者援護法を活用した救済支援制度の整備・推進を図る	「区民の自主防犯意識を醸成し、犯罪が起こりにくい状態を、協働・関係機関との連携で構築する」ことについては、「区民の自主防犯意識を醸成し、それぞれの地域の実情にあった活動や警察・消防との連携を通じ、犯罪がまちの中で起こりにくい状態をめざす」という趣旨で盛り込んでいる。	- 4 - 犯罪の不安のないまちづくり

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
平成15年3月に「新宿区都市復興マニュアル」を作成し、被災後の状況を踏まえて6ヶ月以内に復興まちづくり計画を策定することを定めている。計画の策定については、日常的に検討を進めていくとともに、被災状況にあわせて復興計画を作成するため、都市復興模擬訓練に参加するなどし、被災時における職員の能力向上に努めていく。 区民の主体的なまちづくり活動を支援し、地区計画制度等を活用して、防災に配慮し安全で住みよいまちづくりを進めていく。 また、企業への働きかけについては、国と東京都との連携により進めていく。	
河川や調節池、下水道の整備主体である東京都では、現在50ミリ対応に向け各事業を推進しており、環七地下調節池や下水道の第2十二社幹線、第2戸山幹線等、築造が完了した部分から順次供用を開始している施設もある。 区では、都に計画の早期完成を要請するとともに、区内大規模施設に対する雨水流出抑制施設設置の誘導や洪水ハザードマップの公表による区民意識の向上など、総合的な治水対策を実施している。 また、併せて、河川の水位警報装置の改良や道路の更新の際に透水性舗装を取り入れる等、水害の防止と軽減に努めていく。	
平成21年には、「子ども家庭総合センター（仮称）」が開設され、児童相談センター、教育相談センターに加え、警視庁の新宿少年センターの機関が集約される。また、警察への必要な要請を引き続き行うとともに、更なる連携を強化していく。 犯罪被害支援における体制や窓口等については、危機管理課を中心に検討していく。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひとをはぐくみ、こころ豊かにくらせるまち

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所	参 考	
					対応状況等	法令等により困難な事項
	地域の安全と安心なまちづくり（P121）	関係機関における防犯情報の共有、犯罪クリーンアップ作成の歌舞伎町以外への拡大実施、多目的スーパー防犯灯による犯罪の監視・抑止、学校安全警備員の配置や警察官OBの巡回等による学校安全対策の強化	「区民の自主防犯意識を醸成し、犯罪が起こりにくい状態を、協働・関係機関との連携で構築する」ことについては、「区民の自主防犯意識を醸成し、それぞれの地域の実情にあった活動や警察・消防との連携を通じ、犯罪がまちの中で起こりにくい状態をめざす」という趣旨で盛り込んでいる。	- 4 - 犯罪の不安のないまちづくり	<p>区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを。個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。</p>	<p>学校の安全対策として、「専門知識を身につけた（スクールガード）学校安全警備員」の配置は、現在のところ予定していない。</p>

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 まちの記憶の再生と環境の創造

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
1 水辺と森の復活（P127）	時空間の連続性を重視したまちづくり 地形を活かした都市計画	地形風土マスタープランの新設、まちづくりと一体となった水辺とみどりの整備事業、地形の大規模変更の禁止条例の制定、歴史的に危険な「下町低地」の防災性の向上など下町低地地区に重点的に資源を投入するまちづくり	新宿の地形を重視したまちづくりについての趣旨を盛り込む	- 2 - 水とみどりの骨格の形成 - 2 - みどりを残し、まちへ広げる - 3 - 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものの、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
<p>・地形風土マスタープランの新設 水辺やみどりの再生については、その考え方を都市計画審議会での審議を踏まえ、都市マスタープランに位置づけることを検討する。</p> <p>・まちづくりと一体となった水辺とみどりの整備事業 旧来の地形や自然の状況を色濃く残す区の外周部の河川や斜面緑地は、都市MPでは水と緑の軸として新宿区のみどりの骨格を形成するものと位置づけており、道路や水辺の緑の強化を図るとした整備方針のもと、神田川や妙正寺川沿いの散歩道等の整備を進めている。</p> <p>また、現在残されている斜面上のみどりや、大規模敷地のまとまりのあるみどりについては、保護樹木・保護樹林制度等により保全を図っている。これらは、みどりの基本計画の中でもみどりの配置方針として示しているところであり、今後はさらにみどりの基金の活用やみどりに配慮した民間建築の誘導等により、積極的にみどりの保全・回復を図っていく。</p> <p>河川沿いにおける市街地再開発事業や総合設計制度の活用による面的整備等事業については、水と緑の軸の形成を視野に入れ事業者と協議を行っている。なお東京都においても、神田川のあるべき姿に向けてまちづくりで配慮して欲しい事項を定めた、「（仮称）神田川河畔まちづくりガイドプラン」の策定を検討することとしている。</p> <p>これらの取り組みのもと、水とみどりの軸の形成やみどりの骨格づくりを推進しているところであり、今後もこうした取り組みを継続する。</p> <p>・地形の大規模変更の禁止条例の制定 ・歴史的に危険な「下町低地」の防災性の向上 下町低地地区において土地を集約して建築物を建築する場合に、容積率を緩和する特例制度を設けることについては、法律事項となるので、十分な制度的検討が必要である。</p> <p>・下町低地地区に重点的に資源を投入するまちづくり 下町低地等で防災上危険な地区については、東京都条例に基づく「新防火地域」の指定について検討をする。</p>	<p>安全性向上のために、地形変更が必要な場合があり、「地形の大規模変更禁止条例」のように、地形変更の一律禁止は適当でない。現行の都市計画法でも一定規模以上の地形の変更には許可制をとっている。</p>

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 まちの記憶の再生と環境の創造

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所	参 考	
					対応状況等	法令等により困難な事項
	新宿の“森”の再生 - 旧藩邸を新宿の森へ	既存の七つの緑 新宿中央公園周辺、落合斜面緑地、戸山公園、早稲田大学・甘泉園周辺、外濠周辺、明治神宮外苑、新宿御苑に迎賓館周辺、東京女子医大周辺、総務省第二庁舎周辺、花園神社・区役所周辺、信濃町周辺、矢来町公園周辺、防衛庁周辺などの七つの旧藩邸を加え、十四の「新宿の森」づくり	新宿内の既存の「森」を保全していく趣旨を盛り込む	- 2 - 水とみどりの骨格形成 - 2 - みどを残し、まちへ広げる	<p>区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7つの「新宿の森」は公開性が高く、将来的にも緑地として存続し「森」と呼べる環境が担保されると考えるため、実現を検討することは可能である。 ・提言にある「新宿の森基金」の創設に関しては、みどり豊かな土地を公園として取得することを目的とした「みどりの基金」がすでにあり、これを活用して既存の緑地を森として保全することは可能である。 <p>・7箇所の旧藩邸を「森」と位置付けることは、今後の存続についても不透明であり、森の創設に対する土地所有者の理解と協力を得るための方策、持続性の高い助成策、地区計画に基づく規制の確立について取り組む必要があり、困難であると考えられる。</p> <p>・税制の優遇措置については、国や都に権限があるため、これらの関係部署との協議が必要である。</p>	
	失われつつある水辺の再生	神田川、妙正寺川、外濠の水辺の再生、整備、神田川における剃刀護岸の親水護岸化、妙正寺川における親水性に富んだ遊歩道の整備、国、東京都、千代田区、港区との連携による一部事務組合設置等による外濠の保全、再生	神田川、妙正寺川、外濠の水辺の整備についての趣旨を盛り込む	- 2 - 水とみどりの骨格形成	<ul style="list-style-type: none"> ・神田川と妙正寺川においては、治水を優先して現在50ミリ対応の整備が東京都により実施されている。また可能な箇所においては、親水テラスや魚道等、親水性や生態系に配慮した施設の整備も、河川整備に合わせて実施されている。区では、こうした河川整備が完了した区間での散歩道整備や、河川改修に合わせた親水施設の設置、生き物にふれあえる環境づくりについて、都や隣接区と協働して、水辺の整備を進めている。 ・外濠の整備については、国、都、関係区と実現に向けて、現在検討・課題整理を行っている。 ・今後ともこれらの取り組みを継続するとともに、神田川等の親水整備については具体的な戦略を打ち出していく。 ・外濠再生に向けた組織の設置や条例の策定等については、区民の視点として検討の中に含めていく。 	
	玉川上水の復活	玉川上水の開渠化、親水空間としての再生に向けた新宿区、区民の共同による取り組み	玉川上水を偲ぶ流れを創出について提言の趣旨を盛り込む	- 2 - 水とみどりの骨格形成	<p>玉川上水を偲ぶ流れを創出するため、検討会やシンポジウム等を実施している。今後も引き続き、実現に向けて検討を行っていく。</p>	
	大規模構築物の地下化への要請	首都高速5号線の架橋下となっている神田川の江戸川橋以西における首都高速の地下化の要請、外濠を埋め立て利用しているJRの将来的な地下化による貴重な水面の保全	水辺空間を創出していく必要性についての趣旨を盛り込む	- 2 - 水とみどりの骨格形成	<p>都市の貴重な水辺空間の保全・創出は、重要な課題である。特に、神田川上空に架けられた首都高速は、親水性を大きく低下させる要因となっている。民間の理解と協力を得て、開かれた水辺空間を創出していく必要がある。</p>	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 まちの記憶の再生と環境の創造

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	みどりの風を感じるまちづくり	神田川沿いを緑のみちで囲み、河川には水はけの良い芝生の遊歩道を通すことによる、水辺を再生と「新宿の森」の整備、台地と低地の境界にある斜面緑地の保全と再生を図る斜面緑地ガイドライン、開発規制条例の策定	水辺と森を渡る風のみちの創出と斜面緑地の保全しについての趣旨を盛り込む	- 2 - 水とみどりの骨格形成
	「水辺と森の環」	新宿区の外縁部を縁取る水辺と「新宿の森」をみどりの回廊で囲み、「水辺と森の環」として整備、（妙正寺川、神田川、外濠、玉川上水の水辺の整備と新宿中央公園周辺、花園神社・区役所周辺、新宿御苑、神宮外苑、迎賓館周辺、信濃町周辺、防衛庁周辺、矢来町公園周辺、東京女子医大周辺、総務省第二庁舎周辺、戸山公園、早稲田大学周辺、落合斜面緑地をみどりの回廊で繋げていく）	「水辺と森の環」の整備についての趣旨を盛り込む	- 2 - 水とみどりの骨格形成

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものの、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
<ul style="list-style-type: none"> ・水辺と森を渡る風のみちについては、河川沿いの護岸緑化や緑道整備と、既存道路の街路樹整備や舗装材の工夫により、河川、新宿御苑、外濠からつながる風のみちを創出していく。 ・神田川沿いについては、河川整備に伴い護岸緑化や、緑道整備が進んできたが、川沿いの緑のみちの整備については、今後も東京都の実施する河川改修事業に合わせ、安全で快適な河川沿いの散歩道整備行っていく。 ・斜面緑地という貴重な資源を保全するため、地区計画や景観計画等を活用するなど、手法を含めた検討を進める。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・新宿区の外周を取り巻く河川及び斜面緑地と公園や公共施設の緑により「水と緑」の軸を骨格として位置づけ、道路や水辺の緑の整備を推進する。外縁部の水辺機能の再生については河川整備にあわせるだけでなく、親水性のある施設を周辺の公園とネットワーク化して整備することで水辺機能の再生に取り組んでいく。 ・都市マスタープランを改定するにあたり、みずとみどりについての考え方を検討し、都市マスタープランに示すとともに、大規模開発や公有地の活用等により、新たなみどりを創出していくよう努める。 	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 まちの記憶の再生と環境の創造

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	環境修復回復型ミティゲーション（代償）制度	開発を行って失った緑などを他の場所や他の手法で確保する、新宿方式のミティゲーション制度の制定 ・新宿基準（高度経済成長期以前の水辺と緑の量的基準値）の設定、開発、立地規制、環境への負荷の最小化、代償措置（基金への代償金納付）	水辺と緑の回復という趣旨を盛り込む	- 2 - みどを残し、まちへ広げる
2 景観は区民共有の財産（P137）	地域からの視点と発想による景観資源の調査、発掘	「景観コンテスト」等による区民自らの手による景観形成の提案、地区協議会による提案の集約と実践	地域の景観資源発掘という趣旨を盛り込む	- 1 - 地域特性に応じた景観誘導
	地区協議会を核とした地域の景観計画の策定	地区協議会が先導し、住民、NPO、各種まちづくり団体に必要に応じ行政を加え、景観計画策定に向けて景観協議会を設置、計画の規模に応じて必要な合意形成を経て、行政の支援等により実施体制を構築	住民提案型の景観計画の策定についての趣旨を盛り込む	- 1 - 地域特性に応じた景観誘導 - 3 - 参画協働のまちづくり手法の開発
	景観法の活用と地域と協働した景観施策の推進	区は都の同意を得て都に代わり、景観法に基づく景観行政団体として、景観法の活用による地域の提案に基づき、建物高さの統一、景観を阻害する建物や色の制限、壁面位置の統一、景観上重要な公共施設（道路、河川、公園など）の整備、景観保全建物（景観重要建造物）・樹木（景観重要樹木）の指定と保全、内外への景観のアピールなどを実施	景観法を活用した景観施策の推進について提言の趣旨を盛り込む	- 1 - 地域特性に応じた景観誘導

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
ミチゲーション制度の手法のひとつである代償措置については、緑化計画書制度の拡充策として見直した経緯があり、実現に向けて今後も検討していく。	ミチゲーション制度を次期基本計画で整備し実施していくことは困難である。開発に伴う緑地の確保については、平成3年度から緑化計画書制度において緑化基準を設定し、緑化誘導を行っているが、緑化基準を開発規制や高度成長期以前の緑地を復元することに設定した場合、特に高度に土地利用が進んでいる商業地域における緑化誘導は困難であり、実効性に乏しいと考える。
区民や地区協議会による自主的な「景観コンテスト」の提案があれば、運動を支援する方策を検討する。	
景観計画は、区民の意見を聞きながら、区内全域を対象に区として策定していく考えである。住民提案型の景観計画の策定については、区域内の土地所有者等の2/3以上の同意があれば、区に提案ができるため、このような提案について周知するとともに、区として支援していく。	
・区は景観法に基づく景観行政団体として、景観法を活用した景観施策を展開していくことを検討している。そのため、都と協議を行っていく。 ・既存施設を活用した景観整備を現在、鋭意進めているところであり、今後もこの景観整備に継続して取り組んでいく。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 まちの記憶の再生と環境の創造

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	身近な街並みの改善や整備	まちかどアメニティスポットづくりや景観を乱す道路不法使用への対策、不調和な看板の撤去や修景等の対策、ゴミ対策や不法駐輪対策など、身近な街並みの改善においては、行政はその権限を住民に委ね、条例の修正、経費の助成等をもって地域から快適な景観の形成を推進	身近な町並み景観の改善を地域と行政との協働で取り組むという趣旨を盛り込む	- 1 - 地域特性に応じた景観誘導 - 3 - 参画協働のまちづくり手法の開発
	歴史的建造物等の保全・活用	地区登録文化財の指定と保全（周辺地区における街並景観向上を図ることを条件とした容積率等の規制緩和、国指定文化財と同等の相続税評価額の減額、固定資産税減免等の税制上の優遇措置制度の新設、住宅金融公庫、日本政策投資銀行等の融資制度活用を可能とする事業認定、民間融資利用時の利子補給制度の新設、区内の公共所有の歴史的建造物のPFI法を用いた修復、維持管理、歴史的な建造物の利活用に向けた所有者と事業者の仲介	歴史的建造物等の保全・活用という趣旨を盛り込む	- 1 - 文化・歴史の掘り起こし、継承・発展・発信
	再開発の歴史と伝統を生かしたまちづくり	日本を代表する高層ビル群の都市景観である西新宿活用（賑わい空間やビル間の交流によるIT社会・高齢化社会への対応、低層部や地下などを使った回遊できるヒューマンスペースづくりなどによる、景観資源としての価値の区民への提供と未来への継承	西新宿の高層ビル群が有する景観資源としての価値の継承という趣旨を盛り込む	- 1 - 地域特性に応じた景観誘導

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
<ul style="list-style-type: none"> 今後も放置自転車の減少を目指し、住民と協働しながら、撤去・啓発活動を拡充していくが、権限の委譲、経費の助成は協働の趣旨を踏まえて検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 看板等の道路不正使用は地域と行政との協働で取り組む必要があるが、撤去等については行政指導に係る権限であり委譲は困難である。
<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護審議会部会では、現在の文化財保護条例に定める指定・登録より範囲も広く、規制も緩やかな、新しいジャンルの文化財について議論が始まっている。近現代の建造物や景観について、文化財として補償措置をとらなう現状保存を行うかどうかは、大きな問題であり、部会での議論やまちづくり、景観の観点も考慮しながら、協議を行っていく。 総合設計等、歴史的建造物の保存するにあたって、同一敷地内の建物に容積率を緩和をする手法はある。この場合の対象建築物は重要文化財等に限定されている。容積率を緩和するにあたっては、その歴史的建造物の位置づけ等を含めて検討が必要である。 景観法に基づく景観重要建造物の指定については、相続税評価額の減額措置についての方向性が示されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税は、重要文化財や重要伝統的建造物群保存地区内の建物に対しては、非課税又は減免措置があるが、区指定の文化財に対してまで拡大されていないので、非課税等を直ちに適用することは困難と思われる。
<ul style="list-style-type: none"> 地域特性を活かした景観計画を策定するにあたって、西新宿の景観形成のあり方について検討していく。 	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 まちの記憶の再生と環境の創造

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	超高層建築の計画とデザインなどに関するガイドラインづくり	超高層建築物の建築条件として高さだけではなく低層部の周辺との連続性やオープンスペースや緑の導入、周辺からの景観に配慮したデザインの留意事項などについて、地域のまちづくり協議会などと連携した合意形成システムの構築と強制力のあるガイドラインの導入	建築物の建築にあたっての景観への配慮と地域のまちづくりの趣旨を盛り込む	- 3 - 参画協働のまちづくり手法の開発
3 新しい才能・文化を常に吸収し続けるまち（P143）	価値ある情報の流通を確立する／文化情報ネットワークの構築	図書館などを文化に関する情報センターとし、レクチャーの開催や地域の芸術家・愛好家の交流を促進させることで、人的なネットワークを構築し、区民の芸術に対する親近感を醸成する。	図書館機能の充実と文化に関する情報発信・ネットワーク化の趣旨を盛り込む	- 4 - 区民に役立つ使いやすい図書館機能の実現 - 1 - 新しい文化・観光の創造・発信
	区内の芸術家・芸術団体の認定・登録とその活動への支援	区内の芸術団体・芸術家を登録し、区の事業やアマチュア指導などの活動に参加してもらうことで、区民との交流を図り、区民を地域の芸術団体・芸術家のサポーターとして育てていく。	区内の芸術団体・芸術家の地域での活動参加と地域の理解・支援という趣旨を盛り込む	- 1 - 文化・芸術創造の基盤の充実
	空き店舗、廃校などの空間の芸術目的への積極的な活用と民間施設の認定	民間による小劇場やライブスペースを準公共的な施設として位置づける。様々な空き店舗・空き事務所や廃校などの公共施設を、小劇場に転用するなど、芸術目的での活用を図り、ある特定の地域を芸術村・アトリエ村として発展させる。	空き店舗や空き施設を芸術目的で活用することについての趣旨を盛り込む	リーディング・プロジェクト「新しい価値を創造し発信するアートのまちづくりプロジェクト」

参 考	
<p>区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものの、個別具体的な提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。</p>	
対応状況等	法令等により困難な事項
<p>新宿駅周辺を除く、区内の約8割の区域については、絶対高さ制限を導入している。認定や許可により、高さ制限を緩和する場合には、市街地環境の整備改善に資する計画であるか否かなどを考慮し、適切に運用を行っていく。 また、景観計画において、建築物の建築にあたって、景観に配慮すべき内容として規定する方向で検討する。</p>	
<p>文化活動の愛好者のために新しい自主文化団体が形成される機会を設けたりグループの助成・活動環境を支援している。また、参加型事業により身近に芸術に触れられるように取り組んでおり、今後も様々な方法を検討したい。図書館も人的なネットワークを構築できるような情報発信に努めていく。 文化の情報発信という意味では、別に図書館に限らず、民間情報も含めてあらゆるネットワーク化が可能である。</p>	
<p>文化団体等との協働による文化体験プログラムの実施により、区民と専門家が出会う機会が創出されている。更に発展を図りたい。</p>	
<p>・区内に様々な形で芸術を目的とした場があることは望ましが、現実には様々な障害があるので、できることから検討したい。 ・区有施設活用については、第二次行財政改革計画において、「地域において新たな需要が認められる場合（実施計画上の重点項目事業及び地域要望があり特に必要と認められる場合）」は、「地域サービスの提供活用」の対象施設として、跡地活用を検討する。 以外の場合は、「有効活用（財源確保）対象とされた区有財産の処理方針」</p>	<p>・小劇場やライブスペースについて民間施設に対する税制上の優遇措置については、現時点ではない。固定資産税・事業所税は都が課税することとなり、「特別な事情がある場合、条例で減免できる」規定はあるが、困難と思われる。</p>

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 まちの記憶の再生と環境の創造

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	国際芸術村、次代の芸術家の誘致	新しい、若い才能を受け入れるために、民間アパートなどを活用しながら、若い世代や外国人芸術家などの居住を保証する補助制度を整備する。	外国人・若者による文化創造という趣旨を盛り込む	- 1 - 文化・芸術創造の基盤の充実
	区民自身が表現者として、新宿の文化を担う	区内の専門家、団体との協力により、区民が気軽に参加できる芸術講習会の開催やフェスティバルの開催により、区民の質の向上を目指す。	区民が芸術に触れる機会を得て、区民が新宿の文化を担っていくという趣旨を盛り込む	- 1 - 文化・芸術創造の基盤の充実
	子どもや青少年とアートとの接点の拡大（P146）	学校における芸術教育の充実や地域の文化活動の支援により、子どもや青少年が文化に接する環境を提供する。	子どもや青少年と芸術に触れる機会を拡大するという趣旨を盛り込む	- 1 - 文化・芸術創造の基盤の充実

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
（府県単体）が実施している方針に基づいて対応する。ただし、財源確保のために活用する場合でも、できる限り区民の生活や福祉に資するよう、地域活動を行うNPO支援のための活用等も視野に入れて検討する。」こととしており、この方針に基づき慎重な検討が必要である。（旧淀橋第三小学校は、芸団協により、芸術目的に積極的に活用されている。四谷第四小学校跡地を地域のひろばとして活用することでは今後、地域から推薦のあった団体と入居に向けた協議をしていくが、この団体は、芸術目的の団体でもある。）	
若い世代や外国人芸術家などを中心に多様な文化が交流し理解を深める方法を検討したい。	
文化体験プログラムや文化団体等との共催・後援事業により区民が気軽に参加・体験ができる場の提供に努めている。今後も多様な主体との連携を進めていく。	
・学校教育においては、小学校5年生を対象に、新宿区文化センターにおいて演劇鑑賞教室を行っている。また、小学校6年生と中学校2年生を対象として、音楽鑑賞教室を行っている。そのほか、各学校において、独自に演劇教室を開催しているところもある。これらの活動を継続していく予定である。 ・子どもや青少年が気軽に文化芸術の扉を開くことができるよう、文化体験プログラムを実施している。専門家と出会い、芸術に触れる機会を広げていく。 ・地区青少年育成会の健全育成事業の一環で、映画会の実施などの文化活動として取組んでいる。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 まちの記憶の再生と環境の創造

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	新たな産業、企業の苗床づくりを	大学などの高等教育機関と芸術家との接点を積極的に設け、学生が「ホンモノ」の芸術との接点を持つことができる機会を提供するとともに、在学生や卒業生のための工房を整備し、新しい文化・産業を生み出す人材を育成する。	高等教育機関と芸術家との接点を積極的に設け、新しい文化・産業を生み出す人材を育成するという趣旨を盛り込む	- 2 - 新宿の魅力や高付加価値な情報を発信する産業の創造 - 2 - 産業を支える創造的な人材の確保と、雇用の安定
4 歴史の中で結実したホンモノの文化を継承する（P149）	文士村と漱石山房、紅葉、ハーン記念館の創設	文学案内板、文人マップの設置、文学散歩コースなどの設定により、新宿が文人たちのふるさとであることを広く知らしめる。また、併せて漱石山房や紅葉、ハーン記念館などを設立する。	新宿が文人達のふるさとであることを広く発信するという趣旨を盛り込む	- 1 - 文化・歴史の掘り起こし、継承・発展・発信 - 1 - 新しい文化・観光の創造・発信
	区民学芸員の養成と在野の専門家の活用	区民ボランティア育成のための養成プログラムを構築する。また、すでに始まっている文化財ガイドの養成講座と連動し、一般ノ専門コースの設定や検定試験の実施を行う。これらにより、団塊世代を中心とした区民の活用をはかるとともに、退職した大学研究者等の活用もはかる。	新宿の文化の発信のための区民ボランティアによる専門家の養成という趣旨を盛り込む	- 1 - 新しい文化・観光の創造・発信 - 1 - 文化・芸術創造の基盤の充実

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものの、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
<p>今年度実施する産業実態調査の結果等を踏まえ、大学と連携し、区内企業を集め産業振興のためのフォーラムを開催していく予定である。このような場を通じて、企業相互や行政とが交流し地域課題を共有する中から、新たな産業を生み出すきっかけ作りや人材の育成を図っていきたい。</p> <p>また、文化体験プログラムや文化団体等との共催・後援事業により、専門家との出会い、本物の芸術に触れる機会を創出している。今後もこうした機会の提供に努めていく。</p> <p>・新宿に進出する演劇・映像クリエイターなどの創造性ある芸術文化活動・産業を誘導を検討する。</p>	
<p>・平成20年にリニューアルする漱石公園を新宿区で生まれ、終焉を迎えた漱石の足跡を伝える情報発信の場としたい。新宿区にとって漱石がかけがえのない文化財産であるということを広く区民に理解いただく中で、漱石山房の復元について実現方策を検討していく。</p> <p>・新宿ゆかりの文豪や区内の歴史文化資産をめぐるまち歩きコースを載せた「新宿の文化ガイド」（平成19年2月発行予定）により、区内外に広く情報発信していく。</p> <p>・落合文士村の史跡の整備など、近代文学・文芸発祥の地新宿を発信する。</p>	<p>・紅葉やハーンの記念館は、これらがあれば文学散歩の拠点となるが、資料を展示するものよりも、まちあそびに寄与する情報提供のものがふさわしいと考える。</p>
<p>文化財協力員は地域の文化財の発掘、区との協働による調査、文化財公開の際の説明要員などを想定して育成している。今後継続的に活動するとともに、もっと広く、地域の文化や歴史の知識を身につけてもらうため、計画的な養成と研修の充実を検討する。</p> <p>また、団塊世代を中心とした区民の活用については、「新宿区高齢者社会参加システム協議会」の検討結果を踏まえ、これら豊かな経験、知識を持つ高齢者が地域活動の担い手として活躍するための養成講座等を実施する。</p>	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 まちの記憶の再生と環境の創造

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	地域の歴史を発掘し、地域学から新宿学へと誘う（P152）	地域史や商店街史、風俗史等の社会史研究から民間企業の生い立ちまで、区民の自主研究による地域学の誕生を促し、総合的新宿学の構築を目指す。そのため、教育委員会や歴史博物館は、区民との協働によるリーダー育成や資料提供、講師派遣等を実施する。	区民の自主研究により地域の歴史を発掘するという趣旨を盛り込む	- 1 - 新しい文化・観光の創造・発信
	庶民の古典芸能ルネッサンス	三遊亭円朝の旧宅を取得して、資料館を兼ねた円朝記念館を建設し、区民運営による企画／催しを展開する。こうした落語を中心として、日本の大衆的伝統芸能の企画を展開し、新宿に古典文化の文芸復興をはかる。	落語をはじめ古典的芸能と触れ合うという趣旨を盛り込む	- 1 - 文化・芸術創造の基盤の充実
	古典文化・古典芸能を「新古典」形式で試み味わう	既存の地域資源を活用し、古典芸能の革新による「新しい古典芸能」を創造する。	既存の地域資源を活用し古典芸能とのふれあいという趣旨を盛り込む	- 1 - 文化・芸術創造の基盤の充実 - 1 - 新しい文化・観光の創造・発信
	界隈を活かしたまちづくり - 「歴史地区」の制定	「歴史地区」を新たに制定し、消防施設の配備など防災に配慮しつつ、魅力に富んだ既存の界隈を活かしたまちづくりを進める。	歴史を積み重ねた界隈の特徴を活かしたまちづくりという趣旨を盛り込む	- 1 - 文化・歴史の掘り起こし、継承・発展・発信 - 1 - 地域特性に応じた景観誘導

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
自主的な地域史研究興隆のため、資料の提供に努めるとともに、研究者の育成を図る。 また、地域文化発掘事業により区民から寄せられた歴史・文化情報を共有化することにより、区民の自主研究の素材とする。	
区内の文化活動団体との後援・共催事業で、古典芸能を体験したり、鑑賞する機会を提供している。今後も、文化活動団体との連携を深め、区民が伝統芸能に触れることができる機会を提供していく。	
区内の文化活動団体との後援・共催事業で、古典芸能を体験したり、鑑賞する機会を提供しているが、この中で落語と音楽のコラボレーション等も行われている。今後はこのような新しい古典芸能の創造を促進していきたい。	
地区計画や景観計画において、その方針に「その地区の界隈を活かしたまちづくり」について定めるが可能なことも考えられるが、提案の「歴史地区の制定」については、その制度的な位置づけ、効果などについて、十分な検討が必要である。 また、地域での特性を前提とした防災対策を今後も進めていく方針である。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 まちの記憶の再生と環境の創造

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所	参 考	
					対応状況等	法令等により困難な事項
	文化・歴史の道、坂を活かしたまちづくり	坂を新宿の地形的資源、歴史的遺産ととらえ、これらと歴史地区、文化・歴史拠点等をネットワーク化した新宿区史跡巡りコースを、区民等の発案によるものも含めて設定する。また、神楽坂等の美しい坂について、斜面緑地の再生整備などのまちづくりガイドラインを策定する。	道や坂など新宿の地形的資源、歴史的遺産ととらえ、史跡、文化財等とネットワークし新宿の歴史を発信するという趣旨を盛り込む	- 1 - 文化・歴史の掘り起こし、継承・発展・発信 - 1 - 新しい文化・観光の創造・発信 - 1 - 地域特性に応じた景観誘導	「新宿の文化ガイド」において、区内を10地域に分けて、それぞれの地域について、歴史・文化・史跡などの区の観光資源を巡る、まち歩きコースを掲載する予定である。この中で、歴史的な由来がある坂などについても、触れていく。 区は、これまで由来を記した標柱を坂道に設置することや歴史と文化の散歩道の整備なども行ってきた。今後はさらに歴史をまちづくりに活かす高いレベルでの取り組みに応えるよう庁内の連携を高める。 また、坂道標柱については、傷んだ木製のを順次更新するとともに、既存の史跡めぐりコースなどの情報とのリンクを図る。 神楽坂等の坂については、地区の景観資源と考え、路地の保存や斜面緑地の再生・整備などを定めたガイドラインや地区計画等の策定などを含め、多様なまちづくり手法を地区住民と協働して検討していく。	
	文化・歴史の掘り起こしと発信（P154）	様々な地域資源を区民が掘り起こし、それらを紹介するガイドプレートの設置やマップ作成・配布、コンシェルジェ制度の導入などにより発信していく。さらに地域や地区のアイデンティティとして、町名の由来を遡れる解説を発信する。	人物、事柄、歴史・文化の掘り起こし発信するという趣旨を盛り込む	- 1 - 文化・歴史の掘り起こし、継承・発展・発信 - 1 - 新しい文化・観光の創造・発信	地域文化発掘事業において、区民が身近な地域資源を発掘し、その情報について共有化を図っている。これらの情報については精査の上、区のホームページに掲載し、また、「新宿の文化ガイド」等に記載すること等により、広く区内外に情報発信していく。 町のなかには、町名由来などの説明板の他に、歴史と文化の散歩道、住居表示の説明板、橋名の説明板、坂道標柱、歴史標柱などが混在しており、まちづくりや観光資源の観点から総合的に検討する。	
	文化資源の保護と文化環境づくり - 駅構内アートミュージアムの創設（P155）	駅ビル建設時に、「市民アートミュージアム」を新設し、美術館専門ボランティアが運営する。また、区民は教育委員会などと連携し、各種文化財の総合的な把握と保護を図るとともに、有休学校施設などと連携したミニ博物館の開催など、地区単位での文化環境の拡充を図る。	新宿の文化発掘、発信という提言の趣旨を盛り込む	- 1 - 文化・歴史の掘り起こし、継承・発展・発信 - 1 - 新しい文化・観光の創造・発信	地域文化発掘事業により寄せられた歴史・文化情報をデータベース化して共有し、地域に身近な文化資源として発信する。 遊休施設などを利用した地区単位の博物館構想かと思われ、「小文字の歴史学」ともかわりがある。地域での歴史や文化財の掘り起こしが活発になり、資料を管理し展示できる場所が確保できれば実現可能である。運営に関しては文化財協力員など、ボランティアによる活動が期待される。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 まちの記憶の再生と環境の創造

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	いにしへの地名を将来に残し、それを観光資源にする	古くからの地名を紹介するとともに、切絵図などや当時の生活の復元図などを盛り込んだ「タイムスリップ案内板」を設置し、まちの持つ歴史を伝える。	新宿の歴史の継承という趣旨を盛り込む	- 1 - 文化・歴史の掘り起こし、継承・発展・発信
	地場産業と居住の共存するまちづくり	工場が集約や、公開空地がある住宅・地場産業である建築物について容積率緩和をはかる「地場産業のための総合設計制度」の制定により、地場産業と居住の共存するまちづくりをすすめる。	地場産業と居住が共存するまちづくりという趣旨を盛り込む	- 3 - 地域主体の地区まちづくりを支えるしくみづくり
	伝統産業の継承を支援する仕組みづくり	伝統産業をネットワーク化し、工房直営によるミニショップ運営などの新しい工夫の奨励や作業環境の改善等への支援を行う。併せて新規参入希望の若者の誘致等による後継者確保や技術者の認定制度の導入等により、伝統産業の継承を支援する。	伝統文化の技能の承継し伝統産業の後継者を育成するという趣旨を盛り込む	- 1 - 文化・歴史の掘り起こし、継承・発展・発信 - 2 - 地場産業の活性化、地域における様々な新しいビジネスの誕生 - 2 - 産業を支える創造的な人材の確保と、雇用の安定

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
「新宿の文化ガイド」等により、昔の地名に関することについても取り上げていく。	
印刷工場等地場産業が集積している地域を中心に、地場産業など用途を限定して、総合設計制度等を設けることについては、地域の住民や事業主の意見等を伺いながら、その必要性も含めて制度的な検討を進めていく。	
現在、地場産業に対し設備や運転の資金融資の制度があり、また、地場産業団体の展示会等への支援や地場産業功労者への表彰を実施している。後継者確保への支援等については、今後検討したい。 ・地域ブランド創出の視点から伝統産業の熟練工を認定する制度を検討する	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 まちの記憶の再生と環境の創造

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	「アートのみち・新宿」を新宿ブランドの確立定着に活用する	地域の伝統産業に従事する専門技術者や芸術家と区民との交流を促進し、付加価値の高い製品の開発と供給が可能となる「新宿ブランド」の確立を目指す。	新宿の伝統、先鋭さ、国際性、若さなどを活用した付加価値の高い製品の開発と供給という趣旨を盛り込む	- 1 - 新しい文化・観光の創造・発信 - 2 - 新宿の魅力や高付加価値な情報を発信する産業の創造

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを。個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
新宿の地域産業ブランドについては、現在、観光施策推進協働委員会でコンセプトを検討している。今後は、地域産業ブランドを支援する方向で、ブランド施策を検討していきたい。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 まちの記憶の再生と環境の創造

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
5 みどりと水、太陽の豊かなまち（P161）	魅力ある公園づくりの推進	周辺の環境を考慮した特色ある公園づくり、公園相互のネットワーク化、樹木、草花をベースとした公園づくり、新宿御苑の区民の森としての開放、公園の管理運営の地域住民やボランティア団体、NPOへの移管、外濠を整備し公園としての機能を付加、都立戸山公園の区への移管による森林公園としての整備	周辺の環境を考慮した特色ある公園づくりなど魅力ある公園づくりについて趣旨を盛り込む	- 2 - 身近な公園のリニューアル
	街路樹に特色を持つ街路づくり	道幅に応じた街路樹が灌木かを選別、歩道と車道間の区切りとしてグリーンベルトを設置	街路樹に特色を持つ街路づくりについて趣旨を盛り込む	- 2 - みどりを残し、まちへ広げる
	遊歩道の整備を促進	遊歩道は幼児と老人、障害者も安心して散策できるものとする、遊歩道の素材は土またはチップ材の使用を原則とする	区民が安心して歩くことができる遊歩道の整備について趣旨を盛り込む	- 2 - 楽しく歩けるネットワークづくり
	住宅地の生垣整備を促進	住宅街のコンクリートブロックの撤去とみどりの堀（生垣）の設置推進、生垣の設置には区における助成金措置等の一層の充実化を推進、堀が除去されたことによる防犯上の問題は区と地域住民との話し合いで解決	住宅地の生垣整備を促進と地域が主体となった安全対策について趣旨を盛り込む	- 2 - みどりを残し、まちへ広げる

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを。個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の環境を考慮した特色ある公園づくりとして、河川沿いの既存公園を水とみどりのネットワークとして捉え、親水性のある公園として再整備するために必要な調査を行う予定。 ・区民の方たちによって管理されてる花壇設置の公園が、百人町ふれあい公園などがある。 ・新宿御苑については、区民に開放された玉川上水を偲ぶ流れを創出するため、検討会やシンポジウム等を実施している。今後も引き続き、玉川上水を偲ぶ流れの復活の実現に向けて検討を行っていく。 ・今後も、公園サポーター制度の拡充を図りながら、地域に根ざした公園管理を心がけていく。 ・外濠を公園として整備することについては、新宿区、千代田区、港区の3区の連携と、国史跡の管理計画との整合を図っていく必要がある。 ・緑とのネットワーク化、区民がより利用しやすい公園となるよう要請していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都立戸山公園の区への移管は難しい
<ul style="list-style-type: none"> りっぱな街路樹運動を進める中で、シンボルロード等、道路幅員に応じた街路樹の整備を実施している。ただし、グリーンベルト等の連続的な植樹帯が設置できる箇所は限られている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・区民が安心して歩くことができるウォーキングコースについて、検討する。 ・公園や遊歩道について、平坦性を高める等、歩きやすくなるような工夫をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路においては、管理上の問題から、土等の舗装にすることは難しい。 また、公園や遊歩道について、車椅子等の利用を考えると、チップ剤の使用は難しい
<ul style="list-style-type: none"> 区では昭和63年度から生垣助成制度を実施し、生垣や植樹帯の新設、ブロック堀の撤去に対する助成を行っている。今後も、減災社会の構築や都市緑化を推進するために生垣助成制度の利用促進を図っていく。 	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 まちの記憶の再生と環境の創造

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所	参 考	
					対応状況等	法令等により困難な事項
	屋上緑化、壁面緑化の普及促進	ビル・擁壁等の緑化は蔓性植物を使用して促進、長期にわたる大規模な工事現場の塀は緑化を義務付け、新設の中・低層ビルには税制面の優遇策を適用し屋上緑化を義務付け	屋上緑化、壁面緑化の普及促進について趣旨を盛り込む	- 2 - みどりを残し、まちへ広げる	<p>区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体的な提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。</p>	
	水辺の空間の創出を促進	川沿いの公園の遊水公園化、川沿いに遊歩道とサイクリングロードを設置し川を上から見渡せる人道橋を設置、神田川・妙正寺川の親水公園化、玉川上水の復活による大木戸までの水辺空間の創出、外濠の水質改善と親水公園化、高度処理水の活用による水質浄化の促進	河川沿いの散歩道整備や玉川上水を偲ぶ流れの復活等水辺の空間の創出を促進について趣旨を盛り込む 河川沿いの散歩道整備や玉川上水を偲ぶ流れの復活等	- 2 - 水とみどりの骨格の形成	<p>区は屋上緑化や壁面緑化については、全国の自治体に先駆けて平成3年度から取り組んでおり、「都市建築物の緑化手法」という技術書の出版、緑化計画書制度による屋上緑化の義務付け、区役所本庁舎の屋上緑化見本園の新設などの普及促進施策の結果、区内全域での屋上緑化箇所数と面積は増加しており、今後も継続する。 なお、屋上緑化、壁面緑化の実施にあたり、建設や設置後の維持管理のコストが高額であることが課題となっている。 税制面での優遇策は事実上ないのが現状であり、今後は制度の整備が求められている。</p> <p>東京都の実施する河川改修事業に合わせ、安全で快適な河川沿いの散歩道整備を行ってきた。神田川沿いについては河川整備に伴い護岸緑化や、緑道整備が進んできた。妙正寺川沿いについては未整備区間が多く魅力が乏しく課題も多い。については河川整備にあわせるだけでなく、親水性のある施設を周辺の公園とネットワーク化して整備することで水辺機能の再生に取り組んでいく。 また河川景観を楽しめる人道橋の設置について本年度調査を予定している。 玉川上水を偲ぶ流れを創出するため、検討会やシンポジウム等を実施している。今後も引き続き、玉川上水を偲ぶ流れの復活の実現に向けて検討を行っていく。 外濠を公園として整備することについては、新宿区、千代田区、港区の3区の連携と、国史跡の管理計画との整合を図っていく必要がある。 また水の浄化について浚渫、補給水のあり方など検討をしていく。</p>	
6 人間本位の生活環境を重視したまち（P165）	ゴミの落ちていないきれいなまちづくりの推進	地域団体との協働によるまち美化、行政の清掃対策、環境サポーター制度、自動販売機の設置規制	住民、企業、行政等との協働による生活環境への配慮という趣旨を盛り込む	- 1 - 地域環境に配慮する取り組みの推進	<p>・地域と協働で美化推進重点地区において散乱防止計画を策定の上、啓発活動や美化活動を推進している。また、四谷地区、落一地区においても、地域の活動に対し、行政として支援しており、その他の地域についても、今後、地区協議会等と協議の上、取り組んでいく。 ・地域の美化は対応困難な場合を除き、行政が主体となるのではなく、地域住民や事業者が自ら推進するように働きかけ、支援をしていく。 ・自動販売機については、届出と回収容器の設置を「リサイクル及び一般廃棄物に関する条例」で平成7年度から義務化している。また、新宿駅・高田馬場駅周辺の美化推進重点地区においては「空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」により、自動販売機の周辺を清潔に保持することとしている。</p> <p>・環境サポーター制度について、区民が自主的に巡回・調査・報告する仕組みは可能と考えるが、権限の委嘱は困難である。</p>	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 まちの記憶の再生と環境の創造

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系での対応箇所	参 考	
					対応状況等	法令等により困難な事項
	安心して歩きたくなるまちづくりの推進	環境に優しい公共交通を整備し、都心への自動車の流入を規制するとともに、駐車場の整備、生活道路の抜け道の規制、自転車の活用の推進等に係る施策の推進を行う。通学路の時間規制。電柱の地中化。	環境に優しい公共交通の整備という趣旨を盛り込む	- 1 - 地球温暖化対策の推進 - 3 - 人にやさしい乗り物への室の改善 - 3 - だれもが自由に行動できる都市空間づくり	<p>区民会議の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。</p> <p>区民会議の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。</p>	
	美しく潤いのあるまちづくりの推進	高層ビルの建設に関する地域との事前調整、町名やガード下等への壁画を通じたまちづくりへの意識の醸成、住環境に関するインフラ整備に係る予算の情報開示	住環境やまちを意識できる美しく潤いのあるまちづくりの趣旨を盛り込む	- 3 - 地域主体の地区まちづくりを支えるしくみづくり	<p>・公共交通では、地下鉄13号線が平成19年度開通を目指して工事中である。</p> <p>・地区の状況に応じた駐車場の整備を進めるため、関係部署や事業者と連携していく。</p> <p>・電線類の地中化は、歩行空間の拡大によるバリアフリー化と都市防災機能の向上に加え、都市景観の向上に伴う良好な住環境の形成等に寄与することから、積極的に検討を進める。</p> <p>・現在の「自転車等の駐車対策に関する総合計画」では、自転車利用の抑制を基本に最小限の自転車駐車場等の整備を計画している。しかしながら、近年の自転車利用状況の変化に適切に対応するため、平成20年度からの総合計画を策定中で、この中で自転車駐車場の増設を含めた自転車利用のあり方を検討する。また、自転車利用マナーの教育は、保育園児・小学校児童・高齢者グループ等を対象に交通安全教育や講習会を実施している。</p>	<p>・旧町名復活は住居表示を行った際の議論の経緯があり慎重に考える必要がある。</p>
	多文化・多様性の新しい環境対策の推進（あれもあり、これもあるまち）	外国人の地域活動への参加促進、交通弱者のための道路のバリアフリー化の推進。小規模地域コミュニティ施設の確保。	外国人の地域活動への参加促進、交通弱者のための道路のバリアフリー化の推進	- 2 - 外国人と日本人がともにくらしやすいまちづくり - 3 - だれもが自由に行動できる都市空間づくり	<p>・日本語学習の支援によりコミュニケーションの円滑化を図るとともに、外国語版生活情報紙、外国語版広報紙、外国語版文化・生活情報等ホームページにより、外国人に対して地域活動などの情報提供を行っている。今後は、日本人と外国人の交流の場である「しんじゅく多文化共生プラザ」のさらなる利用を促進し、外国人の地域活動への参加を呼びかけていく。</p> <p>・交通弱者のための道路のバリアフリー化は交通バリアフリーの基本構想に従い、適正に整備していく。</p>	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 まちの記憶の再生と環境の創造

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所	参 考	
					対応状況等	法令等により困難な事項
7 持続可能な資源循環型社会の構築 (P169)	拡大生産者責任の徹底	生産者がものの生産から廃棄されたものの処理までの責任を持つ拡大生産者責任を徹底し、そのコストを価格に上乗せして消費者が負担する形にする。新宿区は他の自治体とも連携しながら国に法制化を働きかけるべき。流通業界に対しては、リユース容器の普及、レジ袋の有料化、簡易包装などを推進させる	資源循環型社会構築のための拡大生産者責任という趣旨を盛り込む	- 1 - 資源循環型社会の構築	<p>区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体的な提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。</p>	
	ゴミ減量目標値の設定と増強すべき施策	持込ゴミの量などを正確に把握した上で、今後10年間に区内で発生するゴミ量を1/2にするという目標を定め、各主体が果敢に取り組む。家庭ゴミの有料化もゴミ減量化に有効な策である。	ゴミの減量と分別の徹底という趣旨を盛り込む	- 1 - 資源循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・国への働きかけについては、「国への要望」の中で市長会として拡大生産者責任の考えを循環型社会形成推進基本法やリサイクル諸法に明示するよう見直しを求めている。区は今後も、23区や市長会と連携し、拡大生産者責任の強化について、国・都へ要望していく。 ・流通業界への働きかけについては、清掃協力会による、スーパー店頭でのマイバッグキャンペーンを実施するなどの取り組みなどを行っている。今後も、区内商店会等との情報交換を進めたり、リサイクル活動団体や消費者団体等とも連携し、業界のごみ減量化推進を働きかけていく。 	
	ごみ・資源の収集体制の見直し	まず事業系、将来的には家庭系ごみ収集も区直営ではなく、民間許可業者に移し、コストを削減とサービス向上を図る。資源回収についても民間業者に一本化し、低コストで良質な資源の回収を図る。プラスチックごみ、廃油など回収品目を増やし、一層のごみ減量化を推進。	資源回収業務などの民間委託と資源ごみの分別収集の拡充の趣旨を盛り込む	- 1 - 資源循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量目標値の設定は、区が20年度に改定する一般廃棄物処理基本計画の中で設定していく。ごみ減量にあたっては、家庭ごみへの対応だけでなく、他区と比べて多い事業系ごみの減量や事業者処理の徹底なども検討する。 ・家庭ごみの有料化については、審議会でも、ごみ減量施策のひとつとして有効であるとの報告を受けている。今後も区民の意見を聞きながら慎重に検討を続ける。 	
					<ul style="list-style-type: none"> ・事業系の民間許可業者への移行は、「事業者の自己処理原則」に基づき、これまでも移行の指導をしている。平成18年4月から日曜繁華街収集を廃止したことに伴いさらに指導を強化しているが、引き続き民間事業者への移行に向け努力する。 ・資源回収業務などの一部業務は既に民間委託しており、より効率的な収集体制の確立並びにサービスの向上について毎年度見直しを行っている。 ・回収品目増については、平成20年度の「サーマルリサイクル」実施にあたり、容器包装プラスチックの資源回収を予定している。その他の資源回収については、清掃審議会や関係団体等の意見を伺いながら検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭系ごみの収集運搬は、区市町村業務となっている。

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 まちの記憶の再生と環境の創造

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所	参 考	
					対応状況等	法令等により困難な事項
	啓発活動の推進	職員によるふれあい指導を充実させ、特別出張所にも拡充する。児童・生徒に対しては環境教育を一層充実させる。区内事業者にも積極的な協力を求める。	区職員による地域での啓発活動の推進と環境教育の推進の趣旨を盛り込む	- 1 - 資源循環型社会の構築 - 1 - 環境学習の推進	<p>区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体的な提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。</p>	
	周知方法の工夫	転入時にごみや資源の分別についての情報を地域に即してより丁寧に提供する。条例によって不動産屋、大家から入居者への指導を義務づける。外国人にもわかりやすいようにチラシを配布したり、絵入りの標識や看板を設置する。清掃・リサイクル関係の住民グループを組織化し、人から人への情報伝達を促進する。	ごみや資源の分別の周知を地域に即して丁寧にを行うという趣旨を盛り込む	- 1 - 資源循環型社会の構築 - 1 - 地球温暖化対策の推進	<p>職員によるふれあい指導については平成17年度から配置人員を増やし、新宿清掃事務所並びに2箇所の清掃センターを中心に充実を図っている。地域の要請に応じた啓発活動は勿論、特別出張所等を活用した区の積極的な啓発も充実していく。また、特別出張所は行政の地域の核としての機能もあることから地域団体や地域住民への啓発についてはさまざまな機会を通じ、努めていく。</p> <p>・環境教育については、各学校で総合的な学習の時間を中心に積極的に取り組んでいる。また、環境学習情報センターとも協力して、毎年、「新宿区環境絵画展」を行っており、今年度からは、「環境日記」についての取り組みも推進している。さらに、研究主任会においても、毎年数校の実践事例を紹介してもらい、啓発に努めているところであり、今後も啓発に努めていく。</p> <p>また、既存のプログラムの見直しなど、ごみ・資源に対し、興味をもって取り組めるよう創意工夫を重ねる。さらに、今年度は小・中学校以外に、保育園にも対象を広げ取り組んでいる。</p> <p>・区内事業者へは一定の事業用大規模建築物の所有者等に廃棄物管理責任者の選任を義務付け、定期的に講習会を開くなど普及啓発に努めている。</p>	
					<p>転入者への情報提供については、ごみの分別方法と地域別の収集日が一覧できる「資源・ごみの正しい分け方・出し方」のチラシを区役所や特別出張所の窓口で全員に配布している。このチラシは英語、中国語、韓国語でも作成し、外国人への配布にも力を入れている。</p> <p>・不動産業等への入居者指導の義務付けについては、一定規模建築物建設時の廃棄物保管場所設置届等の際に、居住者への適切な指導を促したり、不動産業界への申し入れなどにより、入居者のごみ・資源分別の周知を図っている。</p> <p>・外国人については、外国語版生活情報紙、外国語版広報紙、外国語版文化・生活情報等ホームページにより、外国人に対してごみや資源の分別について情報提供を行っている。今後は、区が開催する日本語教室においても日本の生活習慣やマナーを身につけることができるように工夫し、充実させていく。</p> <p>・区はこれまで、広報紙やホームページでの広報活動と併せて、地域団体との懇談会や地域のイベント、環境学習などあらゆる機会を捉え、ごみや資源の分別についての情報周知に努めているが、効果的な情報伝達について追及していく。</p>	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 まちの記憶の再生と環境の創造

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所	参 考	
					対応状況等	法令等により困難な事項
	再生品の普及	事業者と協力して再生品の開発を推進。再生品販売に協力する店を表彰し、公表する。新入生に再生文具の使用を勧め、再生品の普及と児童・生徒とその親の環境意識の向上を図る。	再生品の普及について趣旨を盛り込む	- 1 - 資源循環型社会の構築 - 1 - 環境学習の推進	<p>区民会議</p> <p>区民会議は、区民の意見や要望を収集し、区政の改善に資する。また、区民の意識向上を図る。区民の意見や要望を収集し、区政の改善に資する。また、区民の意識向上を図る。</p> <p>区民会議</p> <p>区民会議は、区民の意見や要望を収集し、区政の改善に資する。また、区民の意識向上を図る。区民の意見や要望を収集し、区政の改善に資する。また、区民の意識向上を図る。</p>	
8 地球温暖化防止（P173）	「新宿エコアクション」	温暖化対策メニュー「新宿エコアクション」の作成（家庭部門、業務部門、運輸部門）。2009～12年度では、モデル地区・モデル事業者を設定し促進。2010年度からはモデルの成果を普及させ、取り組みを拡充。2013年度に「新宿エコアクション」の見直し、2015～17年度には区民（世帯）の8割、事業者の6割が取り組んでいる状態を目指す。	地球温暖化対策の趣旨を盛り込む	- 1 - 地球温暖化対策の推進	<p>区民会議</p> <p>区民会議は、区民の意見や要望を収集し、区政の改善に資する。また、区民の意識向上を図る。区民の意見や要望を収集し、区政の改善に資する。また、区民の意識向上を図る。</p> <p>区民会議</p> <p>区民会議は、区民の意見や要望を収集し、区政の改善に資する。また、区民の意識向上を図る。区民の意見や要望を収集し、区政の改善に資する。また、区民の意識向上を図る。</p>	
	環境教育	学校教育の現場や生涯教育の現場において温暖化防止等の実践的な環境教育プログラムを整え、拡充する。2008年度に現行プログラムの見直し、2009～10年度に新プログラムの実施。2011～14年度に新プログラムの拡充。2015年度に新プログラムの見直し。	地球温暖化防止等の実践的な環境教育の実施の趣旨を盛り込む	- 1 - 環境学習の推進	<p>区民会議</p> <p>区民会議は、区民の意見や要望を収集し、区政の改善に資する。また、区民の意識向上を図る。区民の意見や要望を収集し、区政の改善に資する。また、区民の意識向上を図る。</p> <p>区民会議</p> <p>区民会議は、区民の意見や要望を収集し、区政の改善に資する。また、区民の意識向上を図る。区民の意見や要望を収集し、区政の改善に資する。また、区民の意識向上を図る。</p>	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 まちの記憶の再生と環境の創造

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	情報共有	具体的な取組の状況などを環境学習情報センター等の情報発信機能を活用して発信する。また、シンポジウム、ワークショップ等の交流の場を定期的に設け、共有化を促進する。区の環境施策・事業の積極的な周知。（いずれも2008～17年度）	区民、事業者の取組の状況などに関する情報発信と区の環境施策・事業の積極的な周知に関する趣旨を盛り込む	- 1 - 地球温暖化対策の推進 - 1 - 環境学習の推進
	重点地区・テーマ	区、地区協議会等が地球温暖化防止についての重点地区や重点テーマを設定して、商業地域、業務地域、住宅地域等を対象に技術導入を図る（2008～12年度）	地球温暖化対策に対する先進的な技術やシステムの趣旨を盛り込む	- 1 - 地球温暖化対策の推進
	経済との融合	継続的な取組が展開されるよう、経済的な規制と誘導を区が都・国との連携の下、提供する。（2013～2017年度）国等の関連事業を活用して、重点地区・重点テーマに取り組む。（2008～12年度）	地球温暖化対策に対する先進的な技術やシステムの趣旨を盛り込む	- 1 - 地球温暖化対策の推進
	率先的取り組み	区が管理する施設を対象に現行および将来的な技術対策を計画的に導入し、区民の対策意識向上を図る。（2008～17年度）	区の地球温暖化対策への率先的取組み実施の趣旨を盛り込む	- 1 - 地球温暖化対策の推進

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体的な提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
<ul style="list-style-type: none"> ・現在すでに環境学習情報センターが、同センターを核とした「省エネチャレンジ・ネットワーク」（学校・教育委員会、区民・地域団体・NPO、及び事業者のネットワーク）との連携により、地球温暖化対策事業を実施している。 ・今後も、講座、イベント、ワークショップ等様々な地球温暖化対策事業を環境学習情報センターを核として実施していく。 ・情報の収集、発信、共有化の手法については、区の広報紙、ホームページ、及び環境白書等の刊行物等を活用するとともに、エコライフ推進員温暖化防止分科会や、エコ事業者連絡会との連携も活用していく。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・重点地区（モデル地区）の設定には地域の合意形成が重要となるため、区としては、地域が主体となって導入することが可能な先進的な技術やシステムに関する情報提供を行うほか、導入可能性調査の実施等による支援について検討する。 ・導入事例については広くPRし、他地域への波及を図る。 ・地区協議会における地球温暖化防止問題については、地区協議会の自主性・主体性を尊重しつつ、検討される必要がある。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・中小事業者に対して、環境マネジメントシステムの認証取得や環境技術の導入に対する経済的な支援及び情報提供等の支援の実施などの誘導策について検討していく。 ・国や東京都の制度等についても情報提供に努める。 ・国等の関連事業について情報収集に努め、活用可能なものは導入を検討していく。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001の環境管理に基づいた二酸化炭素排出量の抑制など、区としての率先行動を今後も進めていく。 ・特にハード面については、今後新設する施設に先進的な環境配慮技術を積極的に導入するよう、より一層努めていくこととする。 	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 まちの記憶の再生と環境の創造

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所	参 考	
					対応状況等	法令等により困難な事項
	23区の連携	対策効果をより促進するため、23区の環境政策の連携を強化し、温暖化防止効果を拡大する。（2010～17年度）	23区の環境政策の連携を強化の趣旨を盛り込む	- 1 - 地球温暖化対策の推進	<p>区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。</p>	
9 Eco-Eco（環境と経済の調和）に取り組みまち（P177）	地域通貨（エコマネー）の導入	環境に関係する区民の協力や労力（清掃、緑化等）と環境に関係するサービスや商品（環境配慮商品等）とを交換する地域通貨の仕組みを導入する。また、下記の指標として用いることもできる。	地域でのボランティア活動等環境貢献の取り組みの推進の趣旨を盛り込む	- 1 - 地域環境に配慮する取り組みの推進	<p>地域通貨については環境活動のみを対象とするのではなく、広くボランティア活動に対するインセンティブの面などから検討する必要がある。</p>	
	環境配慮評価制度の実施	エネルギー消費が少ない、包装用品に特別な配慮をしている、環境配慮型商品を積極的に販売しているなど、環境に対する配慮が特に優れている事業所を第三者が評価し、区が表彰するとともにその内容を公開する。	事業所に対し環境に対する配慮を促進していく趣旨を盛り込む	- 1 - 地球温暖化対策の推進	<p>・環境への取り組みを行っている事業者に対して公募コンテスト形式で表彰することを予定している。 また現在、活動している新宿区エコ事業者連絡会なども有効活用していく。 ・平成18年度にパンフレットの配布や講習会の開催等を行い、19年度からはコンテスト形式の表彰制度など、「環境に取り組むことが評価される仕組み」の導入を検討している。 ・コンテストで表彰を受けた家庭や事業所の先進的な取り組みや、ユニークな取り組みなどを、モデルケースとして広く区民・事業者にもPRしていく。</p>	<p>・公募形式でなく環境配慮事業所を把握することや、多様な業種を第三者が評価する基準を設けることは困難と考える。</p>
	グリーン入札制度の導入	環境認証を取得している事業者や、環境配慮評価制度で表彰された事業所から、区は優先的に物品を調達する制度を実施します。	事業所に対し環境に対する配慮を促進していく趣旨を盛り込む	- 1 - 地球温暖化対策の推進	<p>・区も参加している東京電子自治体共同サービス（52団体・電子調達）の中で、ISO9000と14000シリーズにおいて認証取得後の状況により業者登録の格付けにおいて優遇制度をとっているが、競争入札を原則としているので、落札は価格を中心に決めている。また、グリーン購入としては、再生紙の利用を促進している。</p>	
10 すべての人のみならず次世代が、心豊かに、	江戸文化を参考にした「持続可能な社会」の具体的なイメージづくり	江戸の「共生」、「循環」の具体的な取り組みや地域コミュニティ形成を学び、参考とする	「共生」、「循環」や地域コミュニティ形成をまちづくりの基本的な視点とする。		<p>今後のまちづくりを進めていく上で、「共生」、「循環」の理念は基本的な視点とすべきものだと考えている。</p>	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 まちの記憶の再生と環境の創造

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所	参 考	
					対応状況等	法令等により困難な事項
安定的に生活の質を維持できる社会（「持続可能な社会」）をめざして（P179）	「持続可能な社会」実現のための活動や「子どもの参画」のための地域組織づくり	「持続可能な社会」実現のための組織やより良い社会づくりへの「子どもの参画」のための住民主体の仕組みづくり	子どもの参画について協働リーディングプロジェクトの趣旨に盛り込む	協働リーディングプロジェクト	これからの地域課題の解決は多様な主体の協働による取り組みが基本になると考える。このことを踏まえて、既存の活動団体等を支援していくことが重要であると考えている。特に、地区協議会が地域課題の解決、区政への参画に向けての取組みを進められる様に、主体的、自立的な活動ができる環境整備が必要であると認識しており、支援組織の必要性なども地区協議会と一緒に検討していきたい。	
	近隣地域の公園（ポケットパーク）を整備利用して「地域交流」の拠点にする	近隣地域の公園を気軽に人が集まれる場所に変え、地域コミュニティづくり等の拠点として整備	近隣地域の公園を地域コミュニティづくり等の拠点として整備する趣旨を盛り込む	- 2 - 「地区の庭」づくりの推進	公園をより多く利用してもらうために、改修計画の当初からの住民参加が重要と考えており、「みんなで考える身近な公園づくり」事業については、今後拡充していく。皆で調整する中で、地域コミュニティの利用にも配慮された公園整備をめざす。これらの活動を地域として認知し、参加・協力や課題を地域ぐるみで共有できれば、公園を拠点とした地域交流の活性化も可能になると考える。取り組みについては各地区協議会の主体的な意思に基づくことであるが、地域の実情に応じて事務局として課題の投げかけや、情報提供ができるように取組んでいきたい。	
	大切にしたい伝統文化を子どもたちに伝える	各地に開設される子どもの居場所における、伝統文化・技術・芸能・芸術・武道・遊びなど、地域の高齢者による学習機会の提供	子どもの居場所での高齢者等との交流の趣旨を盛り込む	- 2 - 子どもの成長に応じた支援 - 2 - 高齢者の社会参加、自己実現の機会の提供	高齢者のもつ特技、知識、経験等を登録してもらい、ボランティアとして地域活動や地域のこどもたち等に教え、伝える「高齢者マイスター制度」を行っている。今後は、生涯学習財団の人材バンク等の類似事業があるため、連携や統合の検討が必要である。子どもが健やかに育ち地域の一員と自覚するために、地域の行事に積極的に参加する機会が大切であると考えている。児童の健全育成事業として保育園・児童館で、また青少年の健全育成事業として各地区青少年育成会活動として取り組んでいる。	
	効率的な情報を提供するための情報統合化の推進	アナログ・デジタル双方をバランス良く配置した情報網のグランドデザインの構築	すべての人がみな平等に必要な情報を入手できるようにするという趣旨を盛り込む	- 1 - 参画と協働のための情報提供の充実	平成13年3月のインターネット・イントラネットシステムの構築により、庁外への情報の提供と収集、及び庁内情報の共有化を図っています。今後、「新宿区情報化推進計画」の見直しの中で、地域情報化による情報利活用の推進と情報格差のないユビキタスな地域社会の実現に向けた検討を行っていきます。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 まちの記憶の再生と環境の創造

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系での対応箇所	参 考	
					対応状況等	法令等により困難な事項
	『持続可能な社会づくり』のための新宿区コミュニティ学館（仮称）の創設（P182）	「持続可能な社会づくり」を総合テーマとしたコミュニティづくりの学びの場の整備による、区民活動のネットワーク化や産官学の連携モデル事業の実践と発信	コミュニティづくりの学びの場を設け区民活動のネットワーク化や産官学の連携モデル事業の実践と発信を推進するという趣旨を盛り込む	- 1 - 協働の推進に向けた多様な主体への支援とネットワーク化 - 2 - コミュニティ活動の充実と担い手の育成	区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
	地域の担い手・繋ぎ手の育成のための、学びの機会の提供（P183）	NPOのような「担い手」や地域の「繋ぎ手」を継続的・戦略的に育成するプログラムの構築と提供するシステムづくり	NPO等地域の担い手を継続的・戦略的に育成するという趣旨を盛り込む	- 1 - 協働の推進に向けた多様な主体への支援とネットワーク化	協働の担い手となる区民等に対する育成支援として、活動の場の提供や講座実施は、生涯学習・社会教育の重要な役割である。 社会教育会館については地域センターを含めて類似の機能を持つ施設が多いこともあり、そのあり方について検討していく。 現在、建設準備を進めている戸塚地域センターには、環境学習施設の設置も視野に入れた検討を行ってなっている。	
	子どもたちが社会で学び、社会参画の意味を知れる機会づくり（P183）	コミュニティ学館（仮称）による子どもへのキャリア学習実施の支援・コーディネート	子どもへのキャリア学習実施の支援・コーディネートを行う機能が必要という趣旨を盛り込む	- 3 - 子どもの生きる力を伸ばす学校教育	協働の担い手となる区民等に対する育成支援として、活動の場の提供や講座実施は、生涯学習・社会教育の重要な役割である。 17年度から新たな取り組みとして、そのような人材発掘と分野を超えたトータルコーディネーターの養成を目的とした連続的な講座を開催し、今年度も更に拡充した講座を開催していく。また、そこで受講した受講生を地域での活動のトータルコーディネーターとして養成するための仕組みづくり考たい。 また、今年設立した新宿NPOのネットワーク協議会を区に登録したNPOだけでなく地域の幅広い社会貢献活動団体を含めたネットワークとし連携を図っていく。	
	子どもも大人も持続可能な社会づくりについて学べる機会づくり	コミュニティ学館（仮称）による、人権尊重と共生をベースとした福祉教育や地球規模での共生をベースとした国際理解・環境教育・食育などを統合して学ぶ場の提供	福祉、国際理解、環境教育、食育などを統合して学ぶ場の提供という趣旨を盛り込む	- 4 - 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実	これまでも地域との連携事業で、子どもの生活体験・社会体験の機会を増やし、さらに子ども主導型の参画事業に取り組んできたが、今後もこれらの実績を踏まえ、多様な体験の機会を提供していきたいと考えている。 次世代育成支援計画目標1-2子どもの生きる力の成長と自立の中で、若者の自立支援として取組むこととしている。 区と関わりのある青少年に関する活動をしている団体や大学と意見交換等行いながら一緒に考えていく。	
					国際理解・環境などについて専門的なノウハウのある大学やNPOなど、地域の多様な教育資源が、子どもから大人までの学びに生かされることは、今後より重要になっていくと考えている。現在でも社会教育会館で団体の協働による講座実施など行われているが、他施設との連携や役割分担については、今後の検討課題である。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひろがる、新宿的ライフスタイル

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
1 若者が集う活気あふれる新宿づくり（P187）	地域商店や企業と連携した若者によるイベント企画	商品企画やイベント企画に参加協力する機会を若者に提供することで、商店・若者それぞれにメリットをもたらす。さらに区がそうした情報を発信することで、若者がチャレンジできる活気あふれる街としてのイメージを構築する。	「各地から多く集まる若者と交流、連携して、新たな文化を創造する」という趣旨で盛り込んでいる。	- 3 - 若者による新しい文化の創造
	若者発のアイデアを産む場の確保・バックアップ	青少年自らが企画・維持管理に携わる、青少年が集まる「拠点」を確保する。また、青少年自立のための（仮称）「ジュニア市民会議」と連携し、青少年の潜在的な能力を引き出す機会を提供する。	「各地から多く集まる若者と交流、連携して、新たな文化を創造する」という趣旨で盛り込んでいる。	- 3 - 若者による新しい文化の創造
	安心して若者が集えるまちづくりのために	新宿区民として安心して若者が集えるまちをつくるため、性風俗関連特殊営業について協議の場を設ける。	「章「新宿らしさ」を創造していくまち」全体として、安心して人々が集えるまちをつくっていくという趣旨で盛り込んでいく。	
2 ワーク・ライフ・バランス（働き方の見直し）の推進（P189）	『新宿区はワーク・ライフ・バランスを推進する企業を応援します（育てます）』というスローガンを掲げ、企業に働きかける	次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」策定企業の計画の達成状況の把握、従業員数が300人以下の企業での独自の行動計画づくりの奨励	「一般企業への働きかけ」として、「男女を問わず、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発等、子育てと仕事を両立できる雇用環境の整備を進める」という趣旨で盛り込んでいる。	- 2 - 仕事と家庭生活との両立の支援
	企業と地域や区民をつなげる橋渡し役や交流の場づくりを検討していく	「家族でご飯を食べる日」など、企業と区民が一緒に取り組める新宿区独自の意識啓発キャンペーンの実施、先駆的な企業の具体的なワーク・ライフ・バランス推進や地域貢献の事例の紹介、地域に密着した企業との橋渡し役になる人材またはネットワークづくり	「企業と地域・区民との交流」については、「男女を問わず、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発等、子育てと仕事を両立できる雇用環境の整備を進める」という趣旨で盛り込んでいる。	- 2 - 仕事と家庭生活との両立の支援

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものの、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
現在は、商店会の自主的なイベント等の事業に対して支援している。いくつかの商店会では学生と協力してイベント開催や商店会のホームページ作りを行っている。今後も、学生等の若者がイベント企画等に参加できるような商店会の取り組みに対しての支援策を行っていきたい。	
榎町児童センターに中高生スペースを設け居場所・創作活動をおこなっている。また、毎月1回、中高生会議を開催し、中高生自身によるイベントの企画等について話し合いを持ち、ルールを決めながら活動している。	
社会を明るくする運動等保護司会や更生保護女性会の活動にこれまでどおり区として協力していく	
次世代育成支援計画中で、企業への働きかけの一つとしてアンケートを実施している。今年度は次世代育成協議会でアンケート内容の検討を行い、具体的な企業への働きかけを検討していく。	
・事業者に対するアンケートや21世紀職業財団のサイト「両立支援のひろば」、都の「男女平等推進・両立支援優良企業のデータベース」を利用し、仕事と家庭の両立支援を推進している区内の優良企業を紹介していく。 ・次世代育成支援の一環としどのように区として地元企業に働きかけられるか、関係部署と協議を図り検討していく。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひろがる、新宿的ライフスタイル

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所	参 考	
					対応状況等	法令等により困難な事項
	ワーク・ライフ・バランス企業に対する新宿区独自の優遇措置	ワーク・ライフ・バランス推進や地域貢献に取り組む目標値を設置し、達成した企業の表彰及び周知、目標達成企業に対する区独自の優遇措置の検討	「企業への新宿区独自の優遇措置」については、「男女を問わず、育児休業等取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発等、子育てと仕事を両立できる雇用環境の整備を進める」という趣旨で盛り込んでいる。	- 2 - 仕事と家庭生活との両立の支援	区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	基本計画及び男女共同参画推進計画策定の中で、企業の社会貢献新宿区版として、具体的目標値の設置や、達成した企業のPR、優遇措置等を検討する。
	ワーク・ライフ・バランス企業を推進するための区民の組織づくり	行政、区民と一緒にあったワーク・ライフ・バランスや地域貢献をテーマとした企業間交流や研究の場づくり、中小企業の互助会的な組織づくり	「推進するための区民組織づくり」については、「男女を問わず、育児休業等取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発等、子育てと仕事を両立できる雇用環境の整備を進める」という趣旨で盛り込んでいる。	- 2 - 仕事と家庭生活との両立の支援		
3 ぶらりと道草したくなる楽しいまち（P195）	来街者がまた来たくなるまち	区民による情報共有や自らの経験を生かした情報提供を進める。またこうした活動を支えるため、区は「新宿遺産」の認定や「観光コンシェルジェ」の創設などの制度を構築するとともに、ホームページ等を活用したPR体制の構築と来街者の意識把握を行う。	「区民による情報共有・情報提供」については、「地域にゆかりのある文化人や、地域に埋もれている歴史や文化財などを掘り起こし、保存し、伝えていくしくみづくりを進める」「価値ある文化、生活情報を広く区民に発信、公開していく仕組みやネットワークづくりを行う」という趣旨で盛り込んでいる。	- 1 - 文化・歴史の掘り起こし、継承・発展・発信 - 1 - 新しい文化・観光の創造・発信	・来街者への情報提供 観光マップや観光モバイル等により観光情報の提供に努めている。 ・観光施策推進協働委員会においては地域産業ブランドコンセプトを検討している。 ・区民の情報を活かす制度 区民から寄せられた身近な歴史・文化情報の共有化を図る地域文化の発掘事業により、情報収集を進めていく。 ・PR ホームページの内容を充実させ、地域文化に関する情報発信を積極的に行う。 ・来街者の意向把握 イベントの際にはアンケート等を行い、来街者の意識の把握を行っている。 ・東京商工会議所新宿支部、新宿区観光協会と連携し、観光シティガイド認定制度を創設を検討する	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひろがる、新宿的ライフスタイル

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	新宿らしい多様性を楽しめるまち	区民自らが多様性に対する共通理解を進め、様々な企画を通じてこうした多様性を来街者にアピールし理解してもらう仕組みを構築する。区はこうした活動を支える環境づくりや来街者の意識の把握を行う。	「多様性に対する共通理解・アピール」については、「地域にゆかりのある文化人や、地域に埋もれている歴史や文化財などを掘り起こし、保存し、伝えていくしくみづくりを進める」「価値ある文化、生活情報を広く区民に発信、公開していく仕組みやネットワークづくりを行う」という趣旨で盛り込んでいる。	- 1 - 文化・歴史の掘り起こし、継承・発展・発信 - 1 - 新しい文化・観光の創造・発信

参 考	
区の受け止め方	
財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
<ul style="list-style-type: none"> ・区民同士・区民と来街者のふれあい、多文化共生、歴史、文化、芸術などの様々な切り口でのイベントを行い、新宿区の多様性をアピールしている。また、共催・後援名義の活用により、イベントの多様化を図っていく。 ・イベントの際にはアンケート等を行い、来街者の意識の把握を行っている。 ・地域産業ブランドを検討しているが、そのコンセプトは「多様性」である。今後、産業や商店街など、様々なブランドの提唱が期待されるので、それに対応した支援策を検討していきたい。 	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひろがる、新宿的ライフスタイル

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	にぎわいと魅力あふれる街 / 「歩きたくなる街」「歩いて楽しい街」	個性豊かな店舗や楽しいイベント、様々な情報の提供といったソフト面の取り組みのほか、歩車分離により歩行者が安心して楽しむことができる空間を整備することで、賑わいと魅力あふれる街をつくりだす。	ソフト面の取り組みとしては、 - 1 の中では「価値ある文化、生活情報を広く区民に発信、公開していく仕組みやネットワークづくりを行う」「様々な文化、芸術に触れあう機会や体験を通じて、子どもたちをはじめとした次代を担う人材を育成し、文化の継承、発展を図る」という、 - 3 の中では「多様性や懐の深さといった新宿らしさを十分に楽しめる観光資源、観光ルートなどの環境整備を進める」「地域特性に合わせた、個性的で魅力ある商店街づくりを支援し、地域のコミュニケーションの場、ふれあいの場として、商店街の活性化を図る」「国内、国外から多くの来訪者があるまちの特徴を生かして、市民同士の文化交流などを支援し、ふれあいの場を提供する」という趣旨で盛り込んでいる。 ハード面の取り組みとしては、 - 2 の中で「拡幅、カラー舗装化、バリアフリー化等により安全で歩きやすい歩道整備を進めるとともに、みどりや景観に配慮した快適な歩行者空間を整備し、誰もが歩きやすい歩行者ネットワークづくりを進める」「駅前、公園、商店街、商業施設、公共施設などを、多くの人が集まり、交流し、活躍できる場として、環境整備や仕組みづくりを進め、まちの広場の利用を促進する」という趣旨で盛り込んでいる。	- 2 - 楽しく歩けるネットワークづくり - 2 - まちの「広場の利用」の推進 - 1 - 文化・歴史の掘り起こし、継承・発展・発信 - 1 - 新しい文化・観光の創造・発信 - 2 - 新宿の魅力や高付加価値な情報を発信する産業の創造 - 2 - 地場産業の活性化、地域における様々な新しいビジネスの誕生

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものの、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
<ul style="list-style-type: none"> 年間を通して行われる多様なイベントについて、共催や後援を含めて取り組んでいる。イベント情報の提供については、区広報のほか、ホームページ等により、積極的に情報発信している。 商店会については、自主的なイベント事業のほか、商店会からの情報発信であるホームページの開設やPRマップ作り等の自主事業に対して支援している。また、商店街の街路灯などの施設整備も行っており、今後もこれらの支援策を充実させていきたい。 新宿駅周辺においては、循環バスの導入、駐車場や駐輪場の整備、モール化等を検討し、歩行者が安心して楽しむことができる空間づくりに努めていく。 歩行者優先の道路整備として、生活地域内への車両の流入抑制や速度抑制を実施している。整備にあたっては段差の解消や平坦性の確保など、バリアフリー化を行うとともに、歩道のカラー化や緑化等、景観にも配慮しており、道路の無電柱化と併せ、安心して楽しく歩ける快適な歩行空間の整備を行っている。 平成17年4月策定された新宿区交通バリアフリー基本構想に基づく道路特定事業計画を現在策定中である。 具体的な事業として「人とくらしの道づくり」「道路の改良」「やすらぎの散歩道整備」「道路の無電柱化整備」を継続して実施していく。 	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひろがる、新宿的ライフスタイル

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	新宿らしい都市文化（大衆文化）を創造し発信する	映画、映像、アニメなどの制作工房の立地誘導や芸術家等の居住促進、新宿らしい娯楽等の創造によって、新宿駅周辺の多様なまちの文化、娯楽の遺産を受け継ぎ、新しい時代における新宿文化を生産・発信する。	「新しい時代における新宿文化の生産・発信」については、- 1 - の中では「文化、芸術の発展のために、新しい、若い才能を受け入れるための環境整備する」として、- 2 の中では「新宿らしさ、大都市の特性を活かした新しい産業の創造、起業を支援する」という趣旨で盛り込んでいる。	- 1 - 新しい文化・観光の創造・発信 - 2 - 新宿の魅力や高付加価値な情報を発信する産業の創造 - 2 - 地場産業の活性化、地域における様々な新しいビジネスの誕生
	魅力的な街並みや良好な景観、快適な歩行空間を整備する	放置自転車の撤去や看板・建物のデザインコントロール、道や広場の拡充や街路樹整備などにより、気持ちのよい街並みや景観や誰もが快適に歩行できる潤いのある都市空間を作り出す。	「気持ちのよい街並みや景観」については、- 1 - の中で「それぞれの地域に刻まれた歴史や文化など、変化に富んだ地形を活かした景観まちづくりを進める」として、「誰もが快適に歩行できる潤いのある都市空間を作り出す」については、- 2 の中で、「拡幅、カラー舗装化、バリアフリー化等により安全で歩きやすい歩道整備を進めるとともに、みどりや景観に配慮した快適な歩行者空間を整備し、誰もが歩きやすい歩行者ネットワークづくりを進める」「駅前、公園、商店街、商業施設、公共施設などを、多くの人が集まり、交流し、活躍できる場として、環境整備や仕組みづくりを進め、まちの広場の利用を促進する」という趣旨で盛り込んでいる。	- 1 - 賑わいと潤いのある都市景観の創出 - 2 - 楽しく歩けるネットワークづくり - 2 - まちの「広場の利用」の推進

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものの、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
低廉な費用で利用できる文化芸術の活動場所の提供や年間を通しての多様なイベントの実施等により、様々な人々が新宿に集まり、交流することで、新たな新宿らしい文化の創造につなげていく。	
・より効率的に放置自転車の減少を図るため、地域社会全体で啓発活動を拡充実施するなど、住民との協働の仕組みを構築し、一層の推進を図ることが課題である。今後も放置自転車の減少を目指し、撤去・啓発活動を拡充していく。 ・看板等の道路不正使用の是正については、地域住民と行政が協働で指導、啓発を続けていくことが重要である。 ・街路樹の整備など潤いのある歩行者空間の整備、魅力的な街並み形成や歩く人にやさしい景観づくりに努めていく。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひろがる、新宿的ライフスタイル

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所	参 考	
					対応状況等	法令等により困難な事項
	新宿の賑わいの最大拠点・新宿駅周辺地区の活性化	新宿駅周辺の歩行者優先地区の拡大や設置、新宿駅東西自由通路の早期実現、新宿駅西口の地上歩行者ルートの創設などにより、新宿駅周辺の回遊性を高め、歩いて楽しい、歩きたくなる街とする。	新宿駅周辺地区の活性化については、「人々が住み、働き、学び、遊ぶ都市のまちとして、地区計画等のまちづくり制度を活用しながら、住民主導による地区の個性を生かしたまちづくりを進める」という趣旨で盛り込んでいく。	- 3 地域の個性を活かした愛着をもてるまち	<p>区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものの、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。</p>	
	歌舞伎町の再生、活性化	風俗営業からの脱却をはかり、多種多様な文化の体験や新たな産業の誘致、小區画土地の再開発などにより、老若男女が集えるまちとして歌舞伎町を再生する。	「新たな文化・観光の芽を育む仕組みづくり」として、趣旨を盛り込む	- 1 - 新しい文化・観光の創造・発信	<p>・ 現在、歌舞伎町ルネッサンス推進協議会において、歌舞伎町の再生事業を進めている。歌舞伎町の将来ビジョンは、映画、演劇、映像、文化芸術などの「大衆文化や娯楽の企画・生産・消費の拠点」であり、これらを担う事業者や人材を誘致することにより、風俗の街として知られる歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちへと再生するための取り組みを官民一体となって行っている。</p> <p>・ 風営法の改正等を受け風俗産業の公告物には規制が強化され、ほぼは正された。また、一般店舗の看板類においても警察、東京都とともに定期的に指導を行っており改善状況が続いている。店舗の入れ替わりも多いため、今後も継続して指導啓発にあたる。</p> <p>・ 多種多様な人々が歌舞伎町を訪れるように、歌舞伎町シネシティ広場において行われる多彩なイベントを後援している。</p> <p>・ 小區画土地の再開発の支援については、地区計画の策定やまちづくり相談員の派遣などにより、区として支援をしていく。</p>	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひろがる、新宿的ライフスタイル

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	民間と行政の協働による街づくり	商業地区の賑わいと魅力の創造に対する商工業者等の積極的な関与を促す。具体的には、モールの利用・維持管理組織としてのTMOの活用や、イベント等の実施に際する民間ノウハウ・資金の活用などをはかる。	- 3 の中では「人々が住み、働き、学び、遊ぶ都市のまちとして、地区計画等のまちづくり制度を活用しながら、住民主導による地区の個性を生かしたまちづくりを進める」として、- 3 - の中では「地域特性に合わせた、個性的で魅力ある商店街づくりを支援し、地域のコミュニケーションの場、ふれあいの場として、商店街の活性化を図る」として趣旨を盛り込む	- 3 地域の個性を活かした愛着をもてるまち - 3 - 誰もが、訪れたい活気と魅力あふれる商店街づくり
4	誰もがわくわくする末端と先端のあるまち（P201）	店主自らの誇りと感性により個性的な魅力ある店作りを進める。さらに、地域ブランドづくりや地域とのコミュニケーション構築など、地域に賑わいを作り出す商店街を目指す。	「地域特性に合わせた、個性的で魅力ある商店街づくりを支援し、地域のコミュニケーションの場、ふれあいの場として、商店街の活性化を図る」という趣旨で盛り込んでいる	- 3 - 誰もが、訪れたい活気と魅力あふれる商店街づくり
	顧客参加の商店会の新しい波	地域商店会活性化のために、居住者の商店会への参加を促し、商品構成やイベントなどを住民と一体となって検討する。またその結果得られる利益を地域の介護や環境へ還元する。	「地域特性に合わせた、個性的で魅力ある商店街づくりを支援し、地域のコミュニケーションの場、ふれあいの場として、商店街の活性化を図る」という趣旨で盛り込んでいる	- 3 - 誰もが、訪れたい活気と魅力あふれる商店街づくり
	残したい「戦後風俗新宿遺産」を創設する	「戦後風俗新宿遺産」を創設し、新宿ゴールデン街を第1回新宿遺産として認定し、長く残す。また神楽坂和加菜旅館などの登録を検討する。	「地域文化発掘」と捉え、「地域にゆかりのある文化人や、地域に埋もれている歴史や文化財などを掘り起こし、保存し、伝えていくしくみづくりを進める」という趣旨で盛り込んでいる。	- 1 - 文化・歴史の掘り起こし、継承・発展・発信

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものの、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
<ul style="list-style-type: none"> ・商業地域において来街者が安心して買い物をしたり、ゆったりと散歩できる歩行空間を確保するための方策のひとつとして、新宿通りのモール化の構想があるが、交通処理計画や地元の調整等、実現に向けての課題は大きい。H19年度以降、調査を実施し課題の整理を行いたい。 ・商業地区の賑わいと魅力の創造について、区民、企業、地元商店街等と連携して、協働のまちづくりを進めていくよう努めていく。 ・商店街を中核とする街づくりを進めるため、ステップアップ事業等により、商店会の自主的な街づくり活動を支援していく。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・個性ある魅力ある店を作りによる商店街の活性化策として、区商連の事業である「こだわり大賞」の支援を行っている。今後、従来の商店街支援制度に加え、地域産業ブランドの確立などにより顔の見える商店街作り等検討していきたい。 ・「商店街活性化・コミュニティビジネス開する相談員制度の創設を検討する 	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域商店会を活性化し加入や参加を促進することは、各商店会や新宿区商店会連合会の自助努力を基本とし、居住者（顧客）の参加もその中で検討される必要がある。区としては、商店街のイベントや施設整備への支援を基本とし、加入や参加の促進等への協力も検討していきたい。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域文化発掘事業で区民から身近な歴史・文化の情報の提供を受けている。 ・残したい風俗遺産に関する情報についても、景観やまちなみと同じように取り上げていく。 	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひろがる、新宿的ライフスタイル

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	遊歩空間としての路地文化を継承し、路地を保全する	神楽坂などの独特の路地文化を保存するため、官民一体となった保存構想を早急に制定する。	「人々が住み、働き、学び、遊ぶ都市のまちとして、地区計画等のまちづくり制度を活用しながら、住民主導による地区の個性を生かしたまちづくりを進める」として趣旨を盛り込んでいる。	- 3 地域の個性を活かした愛着をもてるまち
	新しい祭の創造で、地域の連帯と一体感の創出をはかる	伝統的な祭りに並行して、誰もが気軽に参加できる新しい祭りをつくり、その中で新しい地域アイデンティティを創出する。これらの祭りは、従来の町内会・商店会などの垣根を越えた新しい組織で運営する。	「新しい文化の創造・発信」と捉え、「芸術の発展のために、新しい、若い才能を受け入れるための環境整備を行う」として趣旨を盛り込んでいる。	- 1 - 新しい文化・観光の創造・発信
	だれもがいいきと生きるまちをつくるために	一人ひとりが、できることから一歩ずつ始めれば、やがて大きな波となり、「だれもがいいきと生きるまち」が戻る	事業実現にあたっての、行政・区民の心構えとして受けとめる。	左記趣旨であるため、計画全体としてうけとめていく
5 日本を代表する魅力ある超高層ビル群の再生（P207）	新宿超高層ビル群の魅力開発計画	駅と中央公園を結ぶ遊歩道整備、交通量の少ない道路の多目的利用や歩行者優先空間の創出、駅西口における歩行者優先地区の設定、超高層ビル2階部分又は地下1階の「歩いて楽しい」回遊空間づくり	「人々が住み、働き、学び、遊ぶ都市のまちとして、地区計画等のまちづくり制度を活用しながら、住民主導による地区の個性を生かしたまちづくりを進める」として趣旨を盛り込んでいる。	- 3 地域の個性を活かした愛着をもてるまち

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものの、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
・街なみ環境整備事業の一環で、路地保全を検討している地元NPOに委託し、平成16年度に路地調査を行っており、調査に基づいて路地案内板を作成、設置している。今後は、歴史的な街並み継承としての路地保全と、地域の防災面の課題も視野に入れながら地区計画で神楽坂全体のまちづくりを検討していく。 ・地域文化発掘事業で区民から身近な歴史・文化の情報の提供を受けている。 ・残したい路地文化に関する情報についても、景観やまちなみと同じように取り上げていく。	
エイサー祭りなど参加型の新しい祭りが生まれてきている。このような祭りについて、後援、共催等により支援し、新しい地域アイデンティティの創出につなげていく。	
ゴミゼロデーやポイ捨て防止、路上喫煙禁止キャンペーンなどで広く地域住民や事業者呼びかけ、だれもが地域におけるまち美化推進活動に参加しやすいよう支援していく。ポイ捨て禁止の条例の趣旨を広く啓発していく。	
高層ビルの敷地には歩道状空地が、道路部には広幅員の歩道が整備されている。今後、道路の多目的利用や有効利用について検討していきたい。 また、西口周辺では既に都市計画されている地下通路やデッキがあり、順次整備を進めている。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひろがる、新宿的ライフスタイル

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	西新宿エリア内での再開発プロジェクトの推進	地元の気運を受けた公共によるサポート（都市計画、再開発手法、生活道路・地下道・駅の基盤整備等）、西新宿3丁目地区における拠点地区形成のための基盤整備	「人々が住み、働き、学び、遊ぶ都市のまちとして、地区計画等のまちづくり制度を活用しながら、住民主導による地区の個性を生かしたまちづくりを進める」として趣旨を盛り込んでいる。	- 3 地域の個性を活かした愛着をもてるまち
	超高層とまちなみ景観	西新宿地区における超高層ビルと中高層ビルの配置による街並み形成、建物デザイン・色彩（屋外広告物も含む）の統一による良好な都市景観の創造、西新宿地区以外の地区のマンション開発における景観への配慮	「それぞれの地域に刻まれた歴史や文化など、変化に富んだ地形を活かした景観まちづくりを進める」という趣旨で盛り込んでいる。	- 1 - 地域特性に応じた景観誘導
	超高層マンションについて	超高層マンション開発の抑制（地域の治安悪化、高い維持・管理コスト、都市景観の阻害、子どもの成育環境への影響、住民の健康への悪影響等）	「人々が住み、働き、学び、遊ぶ都市のまちとして、地区計画等のまちづくり制度を活用しながら、住民主導による地区の個性を生かしたまちづくりを進める」として趣旨を盛り込んでいる。	- 3 地域の個性を活かした愛着をもてるまち
	超高層と立地	立地ガイドラインの作成（超高層建物の定義、建築可能な地区設定等）、利用条件の規定による超高層マンションに「住むことによる害」の除去（子育てには利用しない等）	「人々が住み、働き、学び、遊ぶ都市のまちとして、地区計画等のまちづくり制度を活用しながら、住民主導による地区の個性を生かしたまちづくりを進める」として趣旨を盛り込んでいる。	- 3 地域の個性を活かした愛着をもてるまち

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものの、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
西口周辺の都市計画されている都市基盤については、順次整備を行っている。 再開発等に伴う都市基盤整備については、開発規模等を勘案して事業者が主体となって整備していくよう調整していく。 西新宿地区では、組合設立等の事業地区が3地区、準備組合段階の地区が3地区である。地域の特性をいかした、区民の自主的なまちづくり、合意形成に向けて、区も支援していく。西新宿三丁目西地区は再開発準備組合が設立され、まちづくり基本計画案について、区と協議を進めている。	
・広告物については、都条例に基づき規制されているが、とりわけ西新宿地区においては、より厳しい制限を受けているところである。デザインや色彩等の統一などについては、権利者等の合意形成（協定、地区計画等）が不可欠であり、まちづくりを進める中で一定の地域ルールを定める必要がある。 ・景観ガイドライン等を作成し、超高層ビルがふさわしい地域や中高層建築物がふさわしい地域であるか等その地域の特性を見極めながら開発を誘導していく。	
超高層ビルということを理由に建築を禁止することは困難であるが、その建築物が、周辺の居住環境に十分配慮するとともに、市街地整備改善に資する計画となるよう誘導していく。	
都市マスタープランにおいて、地域ごとに、低中層型や中高層型の建築物の地域というように、土地利用方針として定めていく。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひろがる、新宿的ライフスタイル

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	新宿駅ビルの超高層ビルについての提案	周辺に開かれた低層部設計（公道、民有地を含めた総合的に魅力ある空間の創出）、類似施設開発（京都駅ビル、名古屋駅ビル）を踏まえた魅力ある空間・施設づくり、地元商店街に悪影響を及ぼさない「駅ナカ」商業施設の規模設定、「駅ナカ」の自由通路移動による駅東西の分断の解消	「人々が住み、働き、学び、遊ぶ都市のまちとして、地区計画等のまちづくり制度を活用しながら、住民主導による地区の個性を生かしたまちづくりを進める」として趣旨を盛り込んでいる。	- 3 地域の個性を活かした愛着をもてるまち
	超高層と公共建築の使い方	西新宿4丁目南地区における民間主導の複合施設（公共施設と民間施設）開発の促進	「人々が住み、働き、学び、遊ぶ都市のまちとして、地区計画等のまちづくり制度を活用しながら、住民主導による地区の個性を生かしたまちづくりを進める」として趣旨を盛り込んでいる。	- 3 地域の個性を活かした愛着をもてるまち
	管理方法の切り口についての提案	周辺住民も含め、歩いて楽しい歩行者ネットワークと一体的な緑の配置検討、低層部のビルの屋上緑化、区民・行政を含めた維持管理の仕組みづくり、超高層ビル群におけるソフト面の避難安全対策の向上、高齢者関連施設・スポーツ施設の併設	「人々が住み、働き、学び、遊ぶ都市のまちとして、地区計画等のまちづくり制度を活用しながら、住民主導による地区の個性を生かしたまちづくりを進める」として趣旨を盛り込んでいる。	- 3 地域の個性を活かした愛着をもてるまち

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものの、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
「駅ナカ」と組み合わせた検討は行っていないが、東西自由通路の整備について、現在、関係者間で具体的な整備計画を協議している。今後も引き続き、早期整備に向けて協議を進めていく。	
西新宿4丁目南地区については、住民と協議を重ねるなど、地区にふさわしいまちづくりを支援していく。	
<ul style="list-style-type: none"> ・区は開発や建築行為に伴う緑化誘導を緑化計画書制度によって実施しており、1,000㎡以上の敷地については屋上緑化も義務化している。屋上や壁面の緑化は、空地が限られている都市では有効な緑化手法であり、同時にヒートアイランド現象の緩和など都市の熱環境の改善に効果があるため、再開発の際には事業者等に対して、オープンスペースや屋上の緑化を誘導していく。 ・都市マスタープランでうたわれている東西自由通路やペDESTリアンデッキは現在のところ実現していないが、今後も事業化へ向けた検討を関係機関とともに進めていく。 ・新宿駅周辺で進められている、南口の基盤整備や国道20号線の跨線橋の架け替え、東京地下鉄13号線の建設に併わせて、歩行者ネットワークが形成されるよう事業者と調整していく。また、都市計画道路（駅街路10号線）の事業化も検討していく。 ・本地域は、「新宿区交通バリアフリー基本構想」における重点整備地区に指定されており、今後策定される特定事業計画に基づきバリアフリー化が行われる。 	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひろがる、新宿的ライフスタイル

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
6 車中心から人間中心へ（P213）	道路の幅員別のあり方	幹線道路（20m以上）：区内に点在する公園や河川・堀・灌漑（7つの森の復活）を街路樹で繋ぎ、区内に緑の風を通す、自動車・自転車と電動自転車・車椅子（電動）歩行者の棲み分けをする、安全な歩道の管理、駐車スペース・荷さばき（一時停車）スペース、24時間ゴミ置き場設置、タクシーの客待ち制限、電線等の地中化と低騒音舗装、トイレの設置、福祉重点地区の設定、歩道を楽しく快適に利用できる工夫とわかりやすい道案内、花壇やベンチ・ミニ屋台の設置 補助幹線道路（16m以上）：歩道・自転車レーン・街路樹の設置 地区内主要道路（16m未満）：歩道・自転車レーンの確保、残り車道が6m未満の場合の一方通行化 生活道路（8.5m未満）：街路樹と埋め込み型の縁石とガードレールによる安全な歩道の確保、車道部分が6m未満の場合の一方通行化 狭小路地（6m未満）：電線等の地中化、車両進入禁止又は一方通行化、路面の狭さく・歩道仕様による進入・速度制限	道路については、- 3 - の中で「人と環境に配慮しながら、身近な生活の豊かさを支える都市基盤施設の整備を進める」という趣旨で、歩道等については、- 2 - の中で「拡幅、カラー舗装化、バリアフリー化等により安全で歩きやすい歩道整備を進めるとともに、みどりや景観に配慮した快適な歩行者空間を整備し、誰もが歩きやすい歩行者ネットワークづくりを進める」という趣旨で盛り込んでいる。	- 3 - 人々の活動を支える都市空間を形成するまち - 2 - 楽しく歩けるネットワークづくり

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものの、個別具体的な提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路（20m以上）：大部分は都道となり、都への協議要請が必要となる。なお、下記の区道には、当該幅員に満たないものもあるが、個々の整備内容に適合するものを記載している。 ・「新宿りっぱな街路樹運動」において、平成17年度に「津の守坂通り」を整備している。提言で示されている「新宿通り」と「72号線」についても順次整備を進めていく。また都道についても、その整備を働きかけていく。 ・自転車レーンの設置が検討できる区道は、幅員の関係から「早大通り」程度となるが、現在その予定はない。都道では、整備中の環状6号線の歩道に自転車レーンが計画されている。 ・看板の設置や商品の陳列、路上への不法投棄等は、通行の障害となるばかりか、まちの美観を損ねるものである。こうした道路の適正利用には、継続して指導、啓発を続けていくことが必要であり、悪質な不法投棄などへの対応として監視カメラの設置などについても、取り締まりの手法として検討していく。 ・新宿区バリアフリー基本構想に基づき、道路のバリアフリー化を行っていく。 ・パーキングメータ等路上の駐車スペースは、警視庁が設置しているが、これに当たり区も協議を行っていく。 ・荷捌きスペースについては、平成17年度に「はなみち通り」において、駐車対策と併せた試験施工を警視庁で行った。平成18年度には区において歩道拡幅を伴う本整備を行う。 ・路上駐車は警視庁の管轄であり、取り締まりについて引き続き働きかけていく。 ・電線等の地中化は、現在、大日本印刷通りを施工中（大日本印刷の自費工事）である。今後は、補助72号線を予定している。なお、国道では平成18年度に完了予定であり、都道においても現在施工中の都道都市計画道路（環5-1・6、放射6・24）において整備が進められている。 ・低騒音舗装は、交通量の多い路線において、舗装の更新時に整備を行っている。今後も順次進めていく。また、国道、都道においても、同様の整備方針を進めている。 ・トイレの設置は各企業や店舗に協力を要請することとなる。案内については、トイレの設置状況に合わせて、場所や内容を検討する。 	24Hごみ置き場設置につきましては、現在も事業系ごみの収集は民間業者が事業者に合わせて収集を行っている。また、行政が行う家庭ごみの収集は、ごみの発生抑制や区民の方々にごみ出しのルールを守っていただくことを前提として行っているところで、提案の24時間ごみ置き場の設置についての導入は考えていない。

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひろがる、新宿的ライフスタイル

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
<ul style="list-style-type: none"> ・アーケードの設置については、東京都に協議要請することとなる。 歩道への広告スペースの設置や歩道管理者の設置は現在のところ実績や計画はないが、道路を利用したオープンカフェの実績もあり、各種法令とも照らし合わせ検討の可能性はある。 ・道案内は、「新宿区バリアフリー基本構想」でもうたわれており、今後整備内容を検討していく。 ・植栽の内容やベンチの設置については、設置後の維持管理も含め検討していく。 ・ミニ屋台とそのための電源や水道の設置については、現在のところ検討の予定はないが、オープンカフェ等の実績から、その実施形態等を整理し検討することは可能と思われる。 ・補助幹線道路（幅員16m以上） 自転車レーンの設置については幹線道路 のとおり ・地区内主要道路（幅員16m未満） 自転車レーンの設置については幹線道路 のとおり 一方通行化については、地元や警視庁との協議を要する。 ・生活道路（幅員8.5m未満） 当該幅員の道路では歩道設置は困難であるが、車両の流入抑制や提言にあるようなガードレールなどを用いることで安全な歩道を確保する取り組みは、「人とくらしの道づくり」などで実施してきており、今後も推進していく。 一方通行化は前記のとおり ・狭小路地（幅員6m未満） 電線等の地中化は幹線道路 のとおり 火災感知装置を必要とするような路地を残すことについては、地元の外、警視庁や東京消防庁との協議を要する。 車両の規制は地元と警視庁を入れたの協議となる。なお、規制にロボットボラードを使用することについては、電源等の確保や維持管理の点で検討を要する。 生活道路 のとおり 	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひろがる、新宿的ライフスタイル

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	歩行者天国（車と自転車乗り入れ禁止）	「線での解放区」として、新宿通りを通年歩行者天国に、また、「新宿御苑横～四ッ谷出張所」までを一方通行化、土日歩行者天国にする。「面での解放区」として、各地区を4分割して、日曜日ごとに面での歩行者天国を実施。	「拡幅、カラー舗装化、バリアフリー化等により安全で歩きやすい歩道整備を進めるとともに、みどりや景観に配慮した快適な歩行者空間を整備し、誰もが歩きやすい歩行者ネットワークづくりを進める」という趣旨で盛り込んでいる。	- 2 - 楽しく歩けるネットワークづくり
	駐車場	街の中心部から外れた場所（地下鉄や路面電車・バス停の近く）に大型駐車場を設置し、循環バスや自転車タクシー等と連携することで、街中に車をなるべく入れない工夫をする。	「円滑な都市交通を進めることを目的に、交通需要の抑制や分散を誘導するために、新たな交通システムの導入の検討、自動車交通量の抑制、自転車の利用促進などに取り組み」という趣旨で盛り込んでいる。	- 3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを。個別具体的提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
<p>ア 線での解放区 「新宿御苑横」<（御苑通り）>については、地域や交通管理者の意向とともに、現在進められている玉川上水計画の動向を見極め検討する。 今後は、必要な自動車交通量に対応した車道を確保した上で、快適な歩行空間の整備を行う。</p> <p>イ 面での解放区 地域の実情に応じ、地域コミュニティの発展に寄与され、関係機関の理解が得られる道路空間の活用であれば支障がないものと思われる。ただし、自動車交通量や迂回動線等の検証、交通管理者による交通規制が必要であるので、それらを含めて課題を整理する必要がある。</p>	<p>ア 線での解放区 「新宿通り」全域についての期間限定でない通年歩行者天国については、沿道の商業活動や広域的な道路利用の観点から交通管理者や地元の理解を得ることが困難であると思われる。</p>
<p>新宿駅周辺においては、循環バスの導入の検討を行っている。その中で、今後、駐車場とバスとの連携についても可能性を探っていく予定である。しかし、流入抑制等については、道路・鉄道の整備状況等を踏まえて慎重に検討していく必要がある。</p>	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひろがる、新宿的ライフスタイル

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
7 ひとにやさしいのりものネットワーク（P233）	誰にも利用しやすい鉄道	ホームと車両間の自動ブレードの設置、ベビーカーや電動車椅子でも利用しやすいエレベーターの設置基準やベビーカーや電動車椅子でも乗車しやすい社内空間の整備（優先車両の設置等）、交通渋滞を誘発する開かずの踏切（一定時間以上開かない踏切）については鉄道会社が責任を持って対策を検討し、実現する。大江戸線春日駅のような駐輪場を基準に、鉄道利用者を十分に補えるスペースの駐輪場の設置義務を各駅に設ける。	「円滑な都市交通を進めることを目的に、交通需要の抑制や分散を誘導するために、新たな交通システムの導入の検討、自動車交通量の抑制、自転車の利用促進などに取り組み」という趣旨で盛り込んでいる。	- 3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち
	路面電車（LRT）の復活	架線のない地下集電システムのLRTを復活させる。早稲田と区内の公園を結ぶ路線を中心にLRTのルートを検討する。採算性向上のため企画列車の運行を実施する。	「円滑な都市交通を進めることを目的に、交通需要の抑制や分散を誘導するために、新たな交通システムの導入の検討、自動車交通量の抑制、自転車の利用促進などに取り組み」という趣旨で盛り込んでいる。	- 3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち
	利用しやすいバス	既存バスのルートの見直しやスポーツ・文化施設へのアクセスを向上させるコミュニティバスの導入。雨風をしのげる待合所の設置やフリー乗降区間や時間の設定など乗降環境の改善。環境や需要に対し適切な車両（エコーカー、小型バス等）の使用。料金の見直し。	「円滑な都市交通を進めることを目的に、交通需要の抑制や分散を誘導するために、新たな交通システムの導入の検討、自動車交通量の抑制、自転車の利用促進などに取り組み」という趣旨で盛り込んでいる。	- 3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを。個別具体的提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
平成17年4月に新宿区交通バリアフリー基本構想を策定した。引き続き委員会を開催し、駅舎等のバリアフリーを推進している。また、開かずの踏み切り対策や駅周辺の駐輪場整備についても、鉄道事業者によるその対策を働きかけていく。 鉄道事業者に対しての自転車駐車場の附置義務はないが、鉄道事業者の責務とし自転車駐車場設置の協力義務がある。既存駅では、自転車駐車場を設置するスペースの確保が難しいことから、現在協力を得られている箇所は6箇所にとどまっている。放置自転車の大多数は鉄道利用者であることから、新駅設置に際しては、自転車駐車場のスペースを確保するような義務を課すが、平成20年度からの「新宿区自転車等の駐車対策に関する総合計画」策定の中で検討する。	
新たな路面電車の導入は、限られた道路幅員の中で自動車交通との整合を図る必要がある。今後、既存の路面電車の活用等について検討していく。	
・交通需要マネジメントを踏まえた公共交通機関の整備とともに、自家用自動車の乗り入れ制限など、環境負荷の低減を働きかけていく。 ・低公害車の導入を働きかけていく。 ・平成16年度より、新宿駅周辺循環バス及び地域バスの導入について検討を行っている。引き続き、バス事業者や地域の方々を主体としたバス導入について調整していく。また、バスの運行改善や環境対策についても交通事業者と検討、調整していく。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひろがる、新宿的ライフスタイル

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	自転車・電動車椅子制度	マナーや技術を学んだ上で認定する自転車利用許可制度（更新制度）を導入する。自転車税を導入し、自転車登録の管理と駐輪場管理費用に充てる。（自転車税を地域通貨とすることもあり得る）。自宅の駐輪場証明（車庫証明）を導入したり、条例で駅や店舗等に駐輪場を設置することを義務づける。電動車椅子については現行の制度がいまいちであるのでこれを明確化する。（例えば、シニアカーについて許可制度を導入する、歩道走行での速度制限や高速走行時の自転車レーン走行の可否、シニアカーの駐車空間の整備など）	「円滑な都市交通を進めることを目的に、交通需要の抑制や分散を誘導するために、新たな交通システムの導入の検討、自動車交通量の抑制、自転車の利用促進などに取り組む」という趣旨で盛り込んでいる。	- 3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち
	未利用地	小さな未利用地は有料バイクや自転車置き場に利用	「円滑な都市交通を進めることを目的に、交通需要の抑制や分散を誘導するために、新たな交通システムの導入の検討、自動車交通量の抑制、自転車の利用促進などに取り組む」という趣旨で盛り込んでいる。	- 3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体的提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
<p>どのようにマナーを守って利用してもらえるかが問題だと考えている。そのためには、啓発活動を充実することや園児、児童の自転車教室などマナーを身につけさせる施策が重要と考えている。</p> <p>・自転車駐車場の設置義務については、区域、施設を指定して行っているが、今後は自転車利用の多様化が考えられるので、対象区域、施設の拡大等を、平成20年度からの「新宿区自転車等の駐車対策に関する総合計画」策定の中で検討する。</p>	<p>・自転車利用許可制度を導入するには、誰がどのような判断で許可を出すのか又子供、高齢者等個人差があり制度的に、自転車利用者を差別するものになりかねない。</p> <p>・自転車の所有に対する税（「法定外税」）の導入は、次の理由により困難と考える。 周辺自治体から流入する自転車とのバランス（新宿区単独での実施は合理性を欠く）駐輪場未利用者を含む所有者全体で経費を負担分任することの是非（受益と負担の関係が不明確）物税としてみた場合、販売価格と税率の関係を検討すると、他の税に比較して、徴税コストに見合う税収の確保はより一層困難（参考：昭和33年に「自転車荷車税」廃止）</p>
<p>これまでも、駅周辺についての未利用地は、自転車駐車場として活用してきた。今後も、自転車駐車場の整備は放置自転車対策の有効な手段であるため、用地があれば可能な限り自転車駐車場として活用する。</p>	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひろがる、新宿的ライフスタイル

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
8 知のネットワーク (P239)	「情報センター」は生活情報の多角化とヒューマンネットワークの構築	区民生活に直結した情報を提供するとともに、既存の各種公共施設とのネットワークを構築することで、情報の一元化を図る。また、コンシェルジェ機能を強化し、区民の情報利活用をサポートする。	「区民生活に直結した情報提供」については、- 2 - の中では「特別出張所の機能強化」として、- 4 - の中では「区民の主体的な学習を支援する場として、高度で専門的な図書館などと相互連携し、幅広い利用者のニーズに応じた情報を提供できるよう図書館サービスの充実を図る」として、- 4 - の中では「消費生活問題への対応力を、関係機関・団体との連携協働のもと強化する」として、それぞれ趣旨を盛り込んでいる。	- 2 - 地域自治推進のための行政組織体制の充実 - 4 - 区民に役立つ使いやすい図書館機能の充実 - 4 - 消費者が安心して豊かに暮らせるまちづくり
	「情報センター」早期実現のため委員会設置	行政・区民・専門家からなる委員会を立ち上げ、区民ニーズを幅広く把握しながら「情報センター」の立案・構築を進める。また、行政は必要なシステム開発を積極的に実施し、情報センターの早期実現を目指す。	「区民生活に直結した情報提供」については、- 2 - の中では「特別出張所の機能強化」として、- 4 - の中では「区民の主体的な学習を支援する場として、高度で専門的な図書館などと相互連携し、幅広い利用者のニーズに応じた情報を提供できるよう図書館サービスの充実を図る」として、それぞれ趣旨を盛り込んでいる。	- 2 - 地域自治推進のための行政組織体制の充実 - 4 - 区民に役立つ使いやすい図書館機能の充実

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体的提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
<p>・区は行政情報の体系的な整備を進めるとともに、地域と協働して地域情報を収集整理分類し、データベース化などの仕組みとITや多様な媒体を利用した提供の仕組みを構築する。また、暮らしと生活情報や専門情報など民間情報を含む多様な情報を多様な主体と互いに連携して発信し、区民にとって真に必要な情報が速やかに得られるような環境の整備を進める。</p> <p>・中央図書館の情報センターとしての機能を強化するとともに、今後のあり方について抜本的な検討を行っていく。</p>	
<p>区は行政情報の体系的な整備を進めるとともに、地域と協働して地域情報を収集整理分類し、データベース化などの仕組みとITや多様な媒体を利用した提供の仕組みを構築する。また、暮らしと生活情報や専門情報など民間情報を含む多様な情報を多様な主体と互いに連携して発信し、区民にとって真に必要な情報が速やかに得られるような環境の整備を進める。</p>	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひろがる、新宿的ライフスタイル

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	図書館・情報センターに求められているもの（P241）	図書館の重要性が見直され、文化・楽しみの発信基地としての役割が期待される。その結果、図書館運営や職員には、資料選択・保管や来館者ニーズの把握、コンシェルジェの実施など多様な知識と経験・能力が求められる。	「区民の主体的な学習を支援する場として、高度で専門的な図書館などと相互連携し、幅広い利用者のニーズに応じた情報を提供できるよう図書館サービスの充実を図る」として、それぞれ趣旨を盛り込んでいる。	- 4 - 区民に役立つ使いやすい図書館機能の充実
	誰もが利用しやすい図書館であり、情報センターであること（P241）	子供や高齢者など多くの人が気軽に訪れることができるよう、図書館を適切に配置する。そうして配置された図書館は、本来の図書館機能に加えて、情報センターとしての機能を充実し、地域の人の交流と集会の場所として機能させる。	「区民の主体的な学習を支援する場として、高度で専門的な図書館などと相互連携し、幅広い利用者のニーズに応じた情報を提供できるよう図書館サービスの充実を図る」として、それぞれ趣旨を盛り込んでいる。	- 4 - 区民に役立つ使いやすい図書館機能の充実
	安心な信頼のおける情報ツールとトラブル解決システム	安全な消費生活を営むために、既存の新宿消費生活センターを中心に、行政と消費者団体の協働によるイベントの実施や情報の収集・提供の仕組みを構築する。	「消費生活問題への対応力を、関係機関・団体との連携協働のもと強化する」という趣旨で盛り込んでいる。	- 4 - 消費者が安心して豊かに暮らせるまちづくり

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを、個別具体の提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
図書館の果たす役割として、信頼の置ける資料の選択や保管など次世代に継承すべき責任も担っており、広範な知識と経験を兼ね備えたレファレンス能力の高い図書館職員を養成していく。	
図書館の空白地域の解消については、情報拠点としての他施設の活用を考えるとともに、今後老朽化した館の建替えの際にも考慮していく。また、情報センターとしての利用に加えて面白く魅力的で感動的な本や絵本も、本来の図書館機能として充実していく。さらに、人と出会い、情報を共有するしくみも検討する。	
区は行政情報の体系的な整備を進めるとともに、地域と協働して地域情報を収集整理分類し、データベース化などの仕組みとITや多様な媒体を利用した提供の仕組みを構築する。また、暮らしと生活情報や専門情報など民間情報を含む多様な情報を多様な主体と互いに連携して発信し、区民にとって真に必要な情報が速やかに得られるような環境の整備を進める。 消費生活センターでは、消費者団体等が日頃の学習や活動の成果を発表する場として消費生活展を関係機関・団体と協働して毎年開催している。また、消費生活情報については、情報誌、リーフレット、ビデオの貸出やインターネットにより提供し区民との情報共有を図っている。更に17年度から悪質商法防止を目的に、関係機関団体とネットワークを構築し、被害の未然防止や早期発見、救済できるようネットワークの整備を進めている。	

区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト

大項目 ひろがる、新宿的ライフスタイル

中項目	提言（小項目）	具体的な提案内容	骨子案における対応状況	新計画体系案での対応箇所
	新宿区立産業会館（BIZ）を観光、ビジネス支援、商店会、産業界の拠点として再構築	消費者、在勤者、行政、関係団体、学識経験者等からなる活性化会議を設置し、産業活性化のための検討を行ったり、商工関連の情報収集・発信を担当させるなど、新宿区立産業会館の役割を再構築する。	章の計画を事業を展開していく段階で、「産業会館」の役割を表している。	多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち
	区民がつくる「区民の、区民による、区民のためのメディア」を設立します。	区民自らが真に必要な情報を発信し続ける「区民メディア」を育て上げるとともに、区民メディアを支える人材を育成する「区民メディア大学」を創設する。	情報作成、情報伝達に踏み込んだ、区民の立場からの情報改革という趣旨を盛り込む	- 1 - 参画と協働のための情報提供の充実

参 考	
区の受け止め方 財源は考慮せず、提言の趣旨についての現時点での区の受け止め方を記したものを。個別具体的提言事項については、審議会答申の後に区が行う、実施計画策定又は予算要求の段階で、具体的に検討する。	
対応状況等	法令等により困難な事項
現在、産業会館は中小企業の経営改革を支援するとともに、創業及び新産業の創出を促し、もって新宿区内の産業の活性化を図る拠点として商工観光課が運営している。今後、産業実態調査を踏まえ「産業振興戦略プラン」を見直すために、新たな産業振興施策策定のための会議体を立ち上げる中で、産業活性化策等の検討を行い、産業会館の役割の再構築等も考えていきたい。	
区は行政情報の体系的な整備を進めるとともに、地域と協働して地域情報を収集整理分類し、データベース化などの仕組みとITや多様な媒体を利用した提供の仕組みを構築する。また、暮らしと生活情報や専門情報など民間情報を含む多様な情報を多様な主体と互いに連携して発信し、区民にとって真に必要な情報が速やかに得られるような環境の整備を進める。	